

第４回 島原市市勢振興計画審議会

令和元年６月１２日（水）

１０：００～１２：００

杉谷公民館 大ホール

次 第

- １．職員アンケートの結果について
(質疑、意見交換含む)
- ２．前期基本計画の検討、今後の進め方について
(質疑、意見交換含む)
- ３．全般的な意見交換

配布資料

- ・ 委員名簿
- ・ 島原市市勢振興計画審議会条例
- ・ 第７次島原市市勢振興計画策定の経緯（平成３０年８月～令和元年５月）
- ・ 市勢振興計画の策定に向けた職員アンケート調査集計結果報告書
- ・ 第７次島原市市勢振興計画基本構想（素案）
- ・ 令和元年度第７次島原市市勢振興計画策定スケジュール
- ・ 第７次島原市市勢振興計画審議会部会構成（案）
- ・ 第７次島原市市勢振興計画前期基本計画項目及び基礎資料

第7次島原市市勢振興計画審議会委員 24名(五十音順)

R1.6.12現在

	所属等	氏名
1	島原市町内会・自治会連合会 会長	阿部 洋次郎
2	(福)島原市社会福祉協議会 会長	伊東 作藏
3	有明町商工会 会長	片山 輝雄
4	島原市老人クラブ連合会 会長	加藤 勝彦
5	長崎県島原振興局管理部 地域づくり推進課長	川上 年仁
6	島原市婦人会連絡協議会 会長	川本 まなみ
7	島原市商店街連盟 会長	隈部 政博
8	公募委員	坂本 直子
9	(一社)島原市医師会 事務局長	嶋井 量章
10	島原鉄道(株) 取締役総務部長	陶山 幸造
11	長崎県男女共同参画推進員	珠林 成子
12	(株)島原観光ビューロー 代表取締役	中村 慎次
13	(一社)島原青年会議所 理事長	永代 秀顕
14	国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所 総務課長	平河 和博
15	島原市消防団 団長	本田 庄一郎
16	島原雲仙農業協同組合 代表理事専務	本田 嘉文
17	公募委員	前田 尚美
18	公募委員	松本 段
19	島原商工会議所 会頭	満井 敏隆(副会長)
20	島原市教育委員会 委員	森 みずき
21	長崎大学経済学部 准教授	山口 純哉(会長)
22	公募委員	山本 直子
23	島原市子ども・子育て会議 副会長	吉岡 今日子
24	島原漁業協同組合 代表理事組合長	吉本 政信

島原市市勢振興計画審議会条例

(設置)

第 1 条 本市における市勢の振興を図るための計画（以下「市勢振興計画」という。）策定に関し、必要な事項を調査審議するため、島原市市勢振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の市勢振興計画の策定に関し、必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内の関係団体等の代表者又は役員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 市長は、委員に欠員が生じたときは、前条に規定する者のうちから委員を選任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長は、審議会に専門的事項を分掌させるための部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は委員の互選による。

3 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(関係者の意見聴取)

第8条 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長公室において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に招集する審議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

第7次島原市市勢振興計画策定の経緯

(平成30年8月～令和元年5月)

H30.8.20 第1回島原市市勢振興計画審議会

- ・委員委嘱、計画全般の説明、意見交換。

H30.9.8～9.25 市民アンケート実施

- ・ランダムに3,000通発送し1,167通の回答。(回収率38.9%)

H30.9.21～10.10 現計画(第6次計画)の施策評価検証

- ・現計画の施策評価検証を市役所内で取りまとめ。

H30.11.12 第1回島原市市勢振興計画策定委員会

- ・市民アンケート結果及び現計画(第6次計画)の施策評価結果の報告、意見交換。

H30.11.19 第2回島原市市勢振興計画審議会

- ・市民アンケート結果及び現計画(第6次計画)の施策評価結果の報告、意見交換。

H30.12.27 まちづくり座談会に向けた職員ワークショップ

- ・まちづくり座談会に向けた市職員22名によるワークショップ。

H31.1.10、1.11、1.15、1.16 まちづくり座談会

- ・子育て世代、高校生、地区別代表者、移住者と意見交換。

H31.2.13 第2回島原市市勢振興計画策定委員会

- ・まちづくり座談会の結果報告、第7次島原市市勢振興計画基本構想素案について審議。

H31.2.19 第3回島原市市勢振興計画審議会

- ・まちづくり座談会の結果報告、第7次島原市市勢振興計画基本構想素案について審議。

H31.3.8～3.20 職員アンケート実施

- ・230件の回答。

H31. 3. 20 市議会全員協議会へ策定状況報告

- ・市議会からの意見等無し。

H31. 4. 15～R1. 5. 10 前期基本計画のための施策構築シートの取りまとめ

- ・前期基本計画の基礎資料を市役所内で取りまとめ。

R1. 5. 30 第3回島原市市勢振興計画策定委員会

- ・職員アンケートの結果報告、前期基本計画及び今後の進め方等について審議。

R1. 6. 12 第4回島原市市勢振興計画審議会（予定）

- ・職員アンケートの結果報告、前期基本計画及び今後の進め方等について審議。

市勢振興計画の策定に向けた 職員アンケート調査

集計結果報告書

令和元年5月

■ ■ 目 次 ■ ■

I	調査概要	1
1	調査の目的と実施概要	1
II	調査結果	2
1	あなたご自身のことについて	2
2	市勢振興計画の利用について	4
3	市民との協働の取り組みについて	6
4	行政運営について	7
5	新たなまちづくりへの提案	10

I 調査概要

1 調査の目的と実施概要

(1) 調査の目的

本調査は、市職員の意見等を収集し、新たな市勢振興計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 実施概要

本調査の対象及び配布、回答状況は、以下のとおりとなっています。

《 調 査 概 要 》

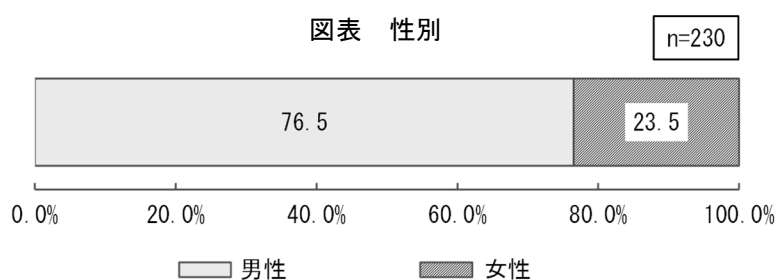
- 調 査 対 象：市職員
- 調 査 内 容：行政運営、今後のまちづくりに関すること
 - 1. 回答者の属性について
 - 2. 市勢振興計画の利用について
 - 3. 市民との協働の取り組みについて
 - 4. 行政運営について
 - 5. 今後のまちづくりへの提案
- 調 査 期 間：平成31年（2019年）3月
- 回 答 数：230票

Ⅱ 調査結果

1 あなたご自身のことについて

(1) 性別

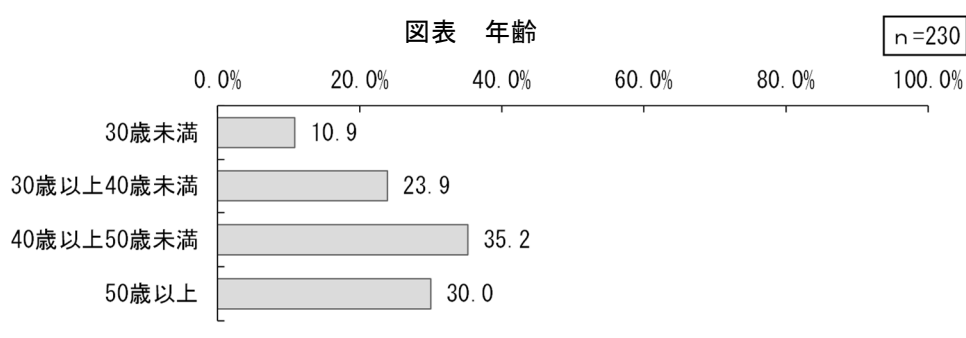
○ 回答者の性別は、「男性」が 76.5%、「女性」が 23.5%となっています。



		回答数	構成比
1	男性	176	76.5
2	女性	54	23.5

(2) 年齢区分

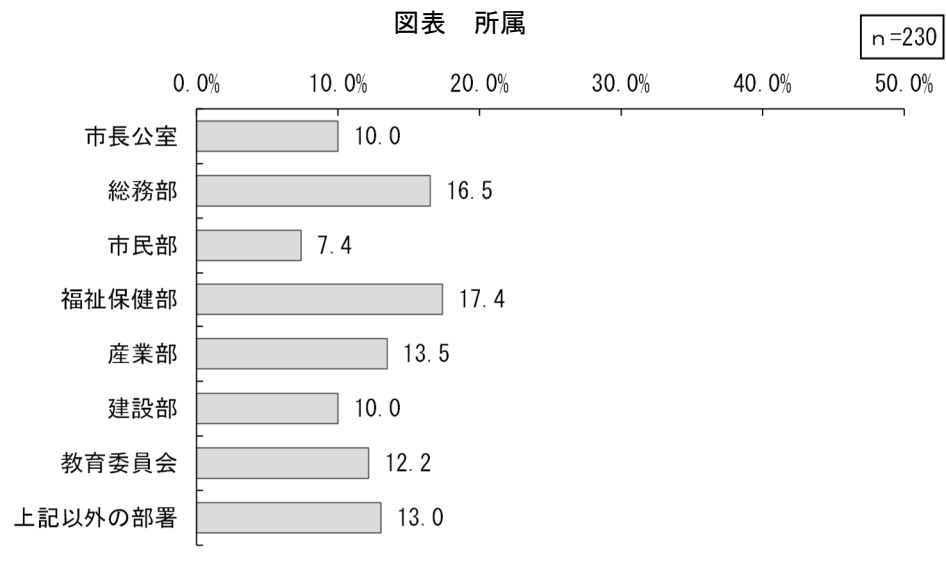
○ 年齢区分では、「30 歳未満」が 10.9%、「30 歳以上 40 歳未満」が 23.9%、「40 歳以上 50 歳未満」が 35.2%、「50 歳以上」が 30.0%となっています。



		回答数	構成比
1	30 歳未満	25	10.9
2	30 歳以上 40 歳未満	55	23.9
3	40 歳以上 50 歳未満	81	35.2
4	50 歳以上	69	30.0

(3) 所属

○ 所属については、「福祉保健部」が17.4%と最も多く、次いで「総務部」が16.5%、「産業部」が13.5%となっています。



	回答数	構成比
1 市長公室	23	10.0
2 総務部	38	16.5
3 市民部	17	7.4
4 福祉保健部	40	17.4
5 産業部	31	13.5
6 建設部	23	10.0
7 教育委員会	28	12.2
8 上記以外の部署	30	13.0

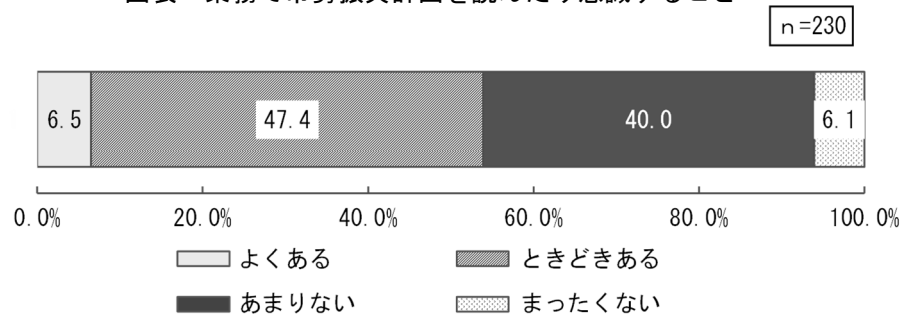
2 市勢振興計画の利用について

(1) 業務で市勢振興計画を読んだり意識すること

問 業務に関連して、現在の市勢振興計画（第6次計画）を読んだり意識することがありますか。

- 業務で市勢振興計画を読んだり意識することについては、「ときどきある」が47.4%を占めています。
- 「よくある」「ときどきある」を合わせた“業務で市勢振興計画を読んだり意識している”割合は53.9%、「あまりない」「ない」を合わせた“業務で市勢振興計画を読んだり意識することはない”割合は46.1%となっています。

図表 業務で市勢振興計画を読んだり意識すること



	回答数	構成比
1 よくある	15	6.5
2 ときどきある	109	47.4
3 あまりない	92	40.0
4 まったくない	14	6.1

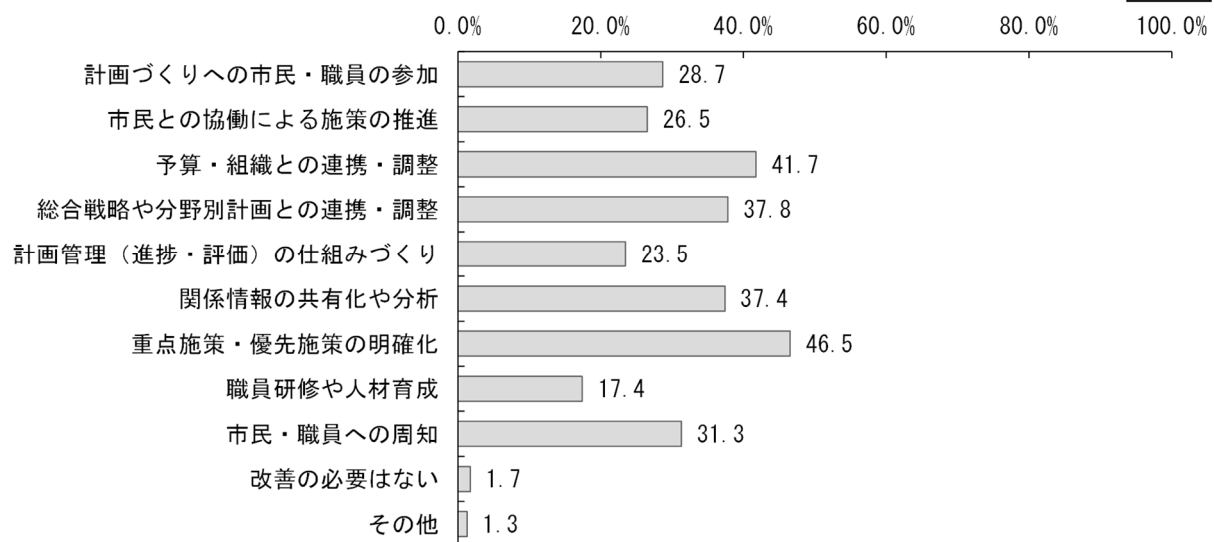
（２）業務で市勢振興計画を活かすために必要なこと

問 市勢振興計画を、より業務の中で活かしていくためには何が必要だと思いますか。
【３つ選択】

○ 市勢振興計画を、より業務の中で活かしていくために必要なこととしては、「重点施策・優先施策の明確化」が 46.5%と最も多く、次いで「予算・組織との連携・調整」が 41.7%、「総合戦略や分野別計画との連携・調整」が 37.8%となっています。

図表 業務で市勢振興計画を活かすために必要なこと

n=230



(n=230)

	回答数	構成比
1 計画づくりへの市民・職員の参加	66	28.7
2 市民との協働による施策の推進	61	26.5
3 予算・組織との連携・調整	96	41.7
4 総合戦略や分野別計画との連携・調整	87	37.8
5 計画管理（進捗・評価）の仕組みづくり	54	23.5
6 関係情報の共有化や分析	86	37.4
7 重点施策・優先施策の明確化	107	46.5
8 職員研修や人材育成	40	17.4
9 市民・職員への周知	72	31.3
10 改善の必要はない	4	1.7
11 その他	3	1.3

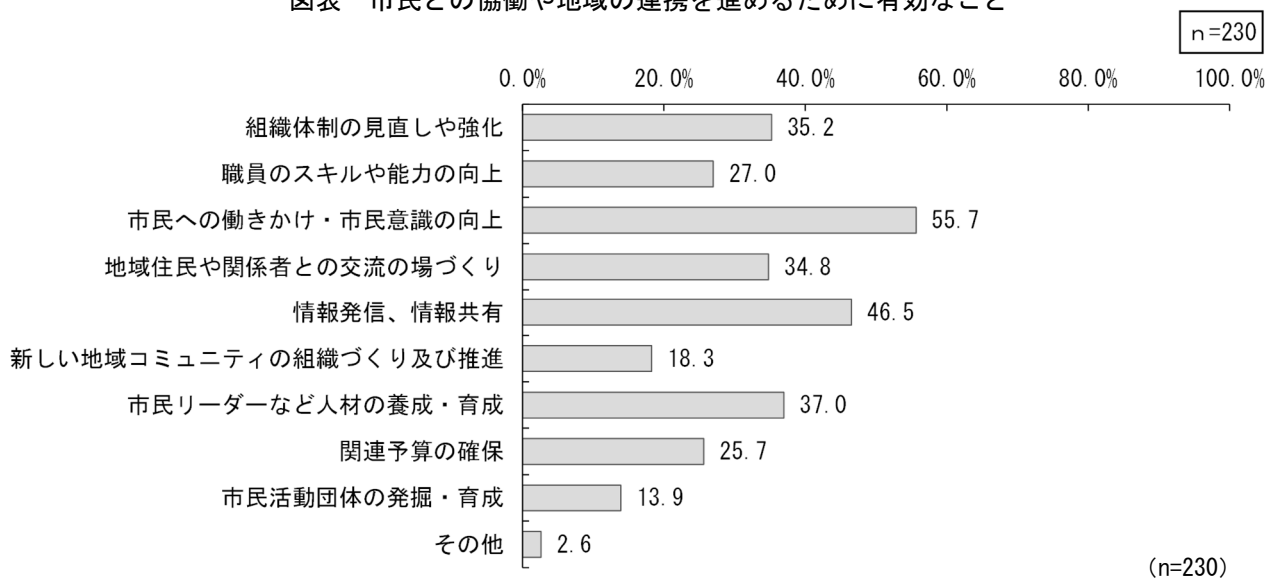
3 市民との協働の取り組みについて

(1) 市民との協働や地域の連携を進めるために有効なこと

問 様々な分野で市民との協働や地域の連携を進めるためには、何が有効だと思いますか
【3つ選択】

- 市民との協働や地域の連携を進めるために有効なこととしては、「市民への働きかけ・市民意識の向上」が55.7%と最も多く、次いで「情報発信、情報共有」が46.5%、「市民リーダーなど人材の養成・育成」が37.0%となっています。

図表 市民との協働や地域の連携を進めるために有効なこと



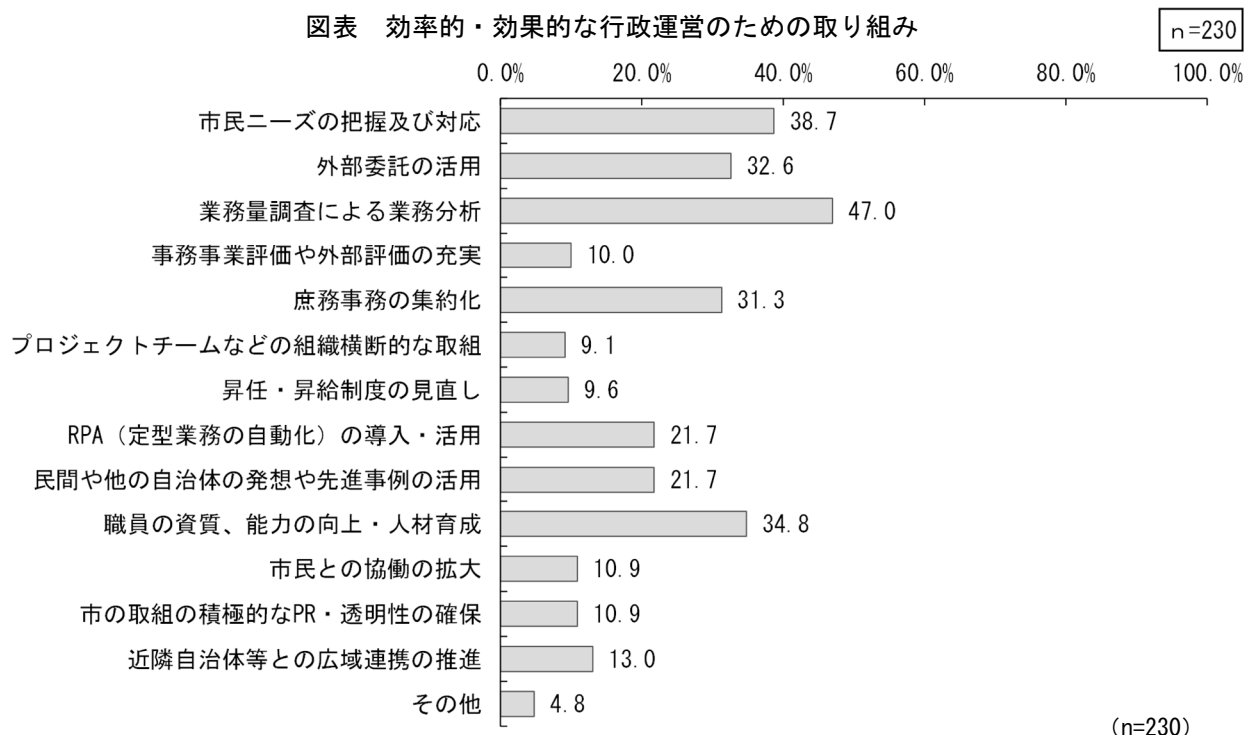
	回答数	構成比
1 組織体制の見直しや強化	81	35.2
2 職員のスキルや能力の向上	62	27.0
3 市民への働きかけ・市民意識の向上	128	55.7
4 地域住民や関係者との交流の場づくり	80	34.8
5 情報発信、情報共有	107	46.5
6 新しい地域コミュニティの組織づくり及び推進	42	18.3
7 市民リーダーなど人材の養成・育成	85	37.0
8 関連予算の確保	59	25.7
9 市民活動団体の発掘・育成	32	13.9
10 その他	6	2.6

4 行政運営について

(1) 効率的・効果的な行政運営のための取り組み

問 効率的・効果的な行政運営のために、市の組織や職員が改善したり、取り組まなければならないことを選択してください。【3つ選択】

- 効率的・効果的な行政運営のための取り組みとしては、「業務量調査による業務分析」が 47.0%と最も多く、次いで「市民ニーズの把握及び対応」が 38.7%、「職員の資質、能力の向上・人材育成」が 34.8%となっています。



	回答数	構成比
1 市民ニーズの把握及び対応	89	38.7
2 外部委託の活用	75	32.6
3 業務量調査による業務分析	108	47.0
4 事務事業評価や外部評価の充実	23	10.0
5 庶務事務の集約化	72	31.3
6 プロジェクトチームなどの組織横断的な取組	21	9.1
7 昇任・昇給制度の見直し	22	9.6
8 RPA（定型業務の自動化）の導入・活用	50	21.7
9 民間や他の自治体の発想や先進事例の活用	50	21.7
10 職員の資質、能力の向上・人材育成	80	34.8
11 市民との協働の拡大	25	10.9
12 市の取組の積極的なPR・透明性の確保	25	10.9
13 近隣自治体等との広域連携の推進	30	13.0
14 その他	11	4.8

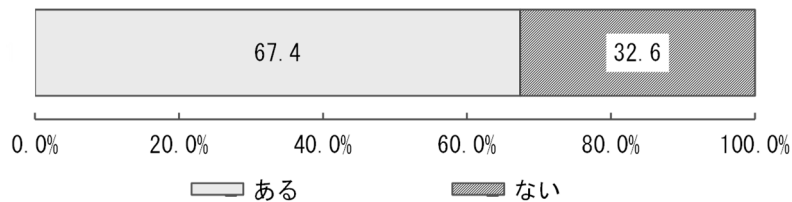
（２）業務改善について

問 効率的・効果的な行政運営のために、普段の業務の中で業務改善できることはありますか。

- 効率的・効果的な行政運営のための業務改善については、「ある」が 67.4%、「ない」が 32.6%となっています。

図表 業務改善について

n=230



(n=230)

	回答数	構成比
1 ある	155	67.4
2 ない	75	32.6

（３）業務改善内容について

問 前問で「ある」を選んだ場合は内容を記入してください。

- 業務改善内容の意見として、“人員の配置”、“組織の見直し”、“業務量の適正化、時間外労働の削減”に関する内容を上位に挙げています。

図表 業務改善内容について

意見概要

① 人員配置について（「人員配置」57件）

- ・福祉関係しかり子育て関係は現在、目まぐるしく法改正が行われている中で個人の業務量の負担が大きいと思われる。また、職員減少の中一人当たりにかかる業務量は多くなってきているため適正な配置が必要と考える。
- ・業務量に対して職員数が足りない部署においては、適正な人員配置を行うべきだと考える。また、業務範囲が広すぎる部署においては、班を増やすべきと考える。

② 組織の見直しについて（「組織」25件）

- ・どちらが主管で事業を実施していくのか、多々迷うケースがあり、その都度相談しながら進めている。組織を見直すことにより、業務のスリム化も図られ、人員の配置も適切に行われ、より住民のニーズに合った事業展開ができるのではないかと。
- ・新庁舎での業務開始に向けて、組織の見直しと併せて人員配置を検討すべき。
- ・同一部門の業務は集約した方が、補助制度の周知や事業見直しもスムーズにいくのではないかと。

③ 業務量の適正化、時間外労働の削減について（「業務量」or「時間外労働」24件）

- ・各部署の業務量調査を行い、真に必要な業務、そうでない業務を精査し、その業務量に対し、適正な人員配置が行われているかの検証を行う必要がある。
- ・人員が減ってはいても、業務量、内容等は増加する一方である。業務の見直しを行い、それでも業務量が減らないようであれば、人員配置を見直す必要がある。
- ・人員不足。所属部課において業務の偏り。時間外労働の偏り。RPA（定型業務の自動化）などを導入して人員不足に対応する。

意見概要

④ 事業、施設等の廃止、省略について（「廃止」or「省略」14件）

- ・事業を見直し、効果が上がらないものは、積極的に廃止し、新しく今後、市の5年先、10年先を見通すような効果的な事業を展開する必要がある。
- ・申請書類等の押印について、形骸化しているものもあるように思われる。押印を求める必要性や、実質的意義に乏しいものについては、省略（署名）するよう基準を見直す。
- ・細かい業務改善については、職員提案時期だけでなくいつでも出せるような受け皿（気軽にアイデアが出せる環境づくり）。

⑤ 業務の外部委託について（「委託」13件）

- ・官民連携、民間委託の活用（包括的民間委託）。
- ・三会出張所の廃止や公民館、ごみ収集業務を外部委託することにより、人員配置の見直しを行う。
- ・外部委託の余地（指定管理者など）。

⑥ 非常勤職員の登用について（「非常勤」8件）

- ・現運用形態に沿った非常勤職員の雇用形態の創設、非常勤職員の雇用・勤務管理・賃金支払いの業務集約、勤務管理システムの導入、定例的な支払処理へのインターネット決済の導入。

⑦ システム関係について（「システム」or「ツール」or「電子化」or「自動化」7件）

- ・音声認識システムなどの導入による会議録作成業務の効率化。タブレット導入によるペーパーレス化と情報共有の効率化。
- ・人員配置、職場環境作り、事務効率を上げるためには、予算は必要となるが、半自動化できる作業などは、システム構築し、人力での作業負担を減らす。
- ・財務会計事務の電子化。会計伝票の電子決裁。
- ・通常の業務でも今一度手順を見直し、もっと楽に早く処理するにはどうすればいいかを分析し、現状でできないならそれを補うツールを探すことで簡素化できる部分はあると思われる。

⑧ 窓口業務について（「窓口」6件）

- ・早朝に開庁することについてはフレックス制でコストはかからないとされているが、17時15分以降に来庁されるお客様も少なくなく、夜間窓口の方が利用しやすいとの意見も聞くことがある。来庁者アンケートの実施を検討してはどうか。
- ・「総合窓口」については、全然機能していない。各担当がそれぞれ専門の詳しい説明をした方がお客様もわかりやすく親切的な対応になるはずである。

⑨ 人事評価について（「評価」5件）

- ・業務量と人員の評価を部内評価するのではなく、他部署に異動した職員が評価し、業務内容の改善も合わせて提案したらいいと思う。
- ・時間外手当は単に労働の対価だけではなく、業務量や担当者の能力などの評価をすべきであり、そこから人員の過不足や適性配置を考えなければならない。

⑩ その他

- ・クレジット納付。コンビニでの各種証明書発行。
- ・職員の意識改革が必要。時代のニーズは多様化を極め、地方分権に伴う権限委譲による事務の増加、行革による職員増は見込めない状況を鑑みると、職員一人ひとりのマンパワーをどれだけ底上げできるかと思われる。

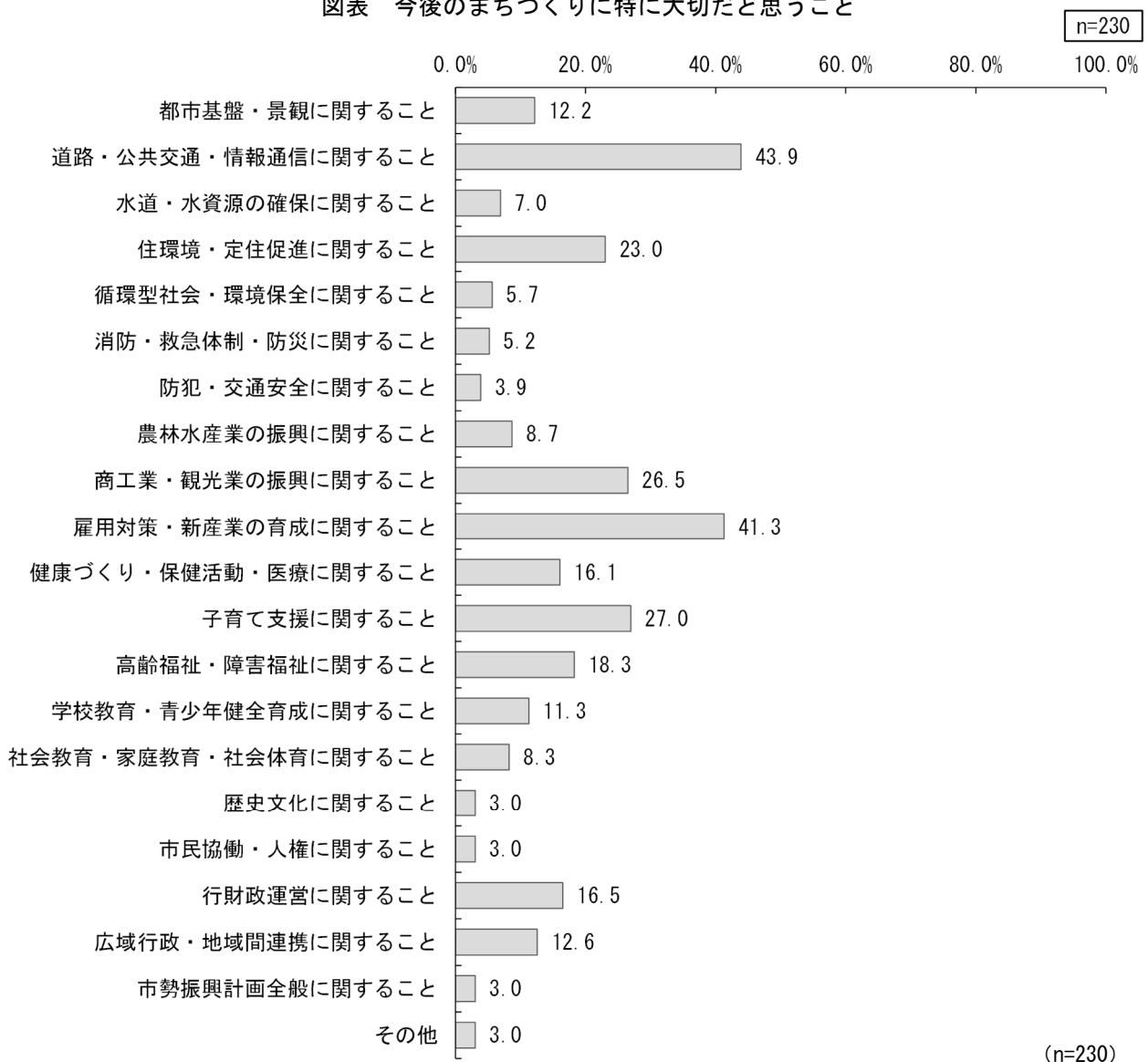
5 新たなまちづくりへの提案

(1) 今後のまちづくりに特に大切だと思うこと

問 今後のまちづくりを考えるにあたって、特に大切だと思うことを選択してください。
【3つ選択】

- 今後のまちづくりに特に大切だと思うこととしては、「道路・公共交通・情報通信に関すること」が43.9%と最も多く、次いで「雇用対策・新産業の育成に関すること」が41.3%、「子育て支援に関すること」が27.0%となっています。

図表 今後のまちづくりに特に大切だと思うこと



	回答数	構成比
1 都市基盤・景観に関すること	28	12.2
2 道路・公共交通・情報通信に関すること	101	43.9
3 水道・水資源の確保に関すること	16	7.0

	回答数	構成比
4 住環境・定住促進に関すること	53	23.0
5 循環型社会・環境保全に関すること	13	5.7
6 消防・救急体制・防災に関すること	12	5.2
7 防犯・交通安全に関すること	9	3.9
8 農林水産業の振興に関すること	20	8.7
9 商工業・観光業の振興に関すること	61	26.5
10 雇用対策・新産業の育成に関すること	95	41.3
11 健康づくり・保健活動・医療に関すること	37	16.1
12 子育て支援に関すること	62	27.0
13 高齢福祉・障害福祉に関すること	42	18.3
14 学校教育・青少年健全育成に関すること	26	11.3
15 社会教育・家庭教育・社会体育に関すること	19	8.3
16 歴史文化に関すること	7	3.0
17 市民協働・人権に関すること	7	3.0
18 行財政運営に関すること	38	16.5
19 広域行政・地域間連携に関すること	29	12.6
20 市勢振興計画全般に関すること	7	3.0
21 その他	7	3.0

(2) 新たなまちづくりへの提案

問 前問で選んだ事項について、意見や提案等を自由に記入してください。

○ 新たなまちづくりへの提案として、各項目での主な意見は、次のとおりです。

図表 同居家族について

意見概要
① 都市基盤・景観に関すること（6件）
・ 構築物は劣化していくので、整備を継続して行う必要がある。 ・ 島原市はどんな街？と聞かれたとき応えられるような一貫した都市基盤や景観の整備が必要では。市民が共有できるビジョン、イメージ（絵）が欲しい。湧水・水をもっとアピールできる景観整備、湧水や水路には予算をかける。
② 道路・公共交通・情報通信に関すること（27件）
・ 高齢者がいかに健康に長生きできるかが重要になってくるので、コミュニティバスを導入し積極的に外に出てもらい、高齢者が集える場所を提供すべき。 ・ 島原道路の早期開通。 ・ 道路行政（都市計画）と公共交通行政を一体で展開する。
意見概要
③ 水道・水資源の確保に関すること（4件）
・ 人口減少に伴う水道事業の運営コストの見直しと今後の体制について議論が必要と感じる。 ・ 人口減少社会とコンパクトシティに対応した水道事業経営戦略の策定。

意見概要

④ 住環境・定住促進に関すること（11件）

- ・空き家の再利用。
- ・老若男女、年齢層問わずレクリエーション施設が少ない。
- ・Iターン者に対する住宅支援措置を優遇し、都市部からの転入増を図るべき。
- ・島原に住みたいとか、帰ってきたい人が、空き家の古民家をリノベーションして暮らしたいとき、提供できる空き家の情報が豊富にあったり、改修のサポートがあればと思う。実際にされた方がこんな風にしましたとか、こんな暮らしをされていますとか情報を発信して次につながるようなPRが必要。
- ・働き方改革で自宅にしながら仕事ができるようになってきているので、転入者宅に光回線を引くなどの助成をしてはどうか。

⑤ 循環型社会・環境保全に関すること（1件）

- ・環境保全に努めることは大切であり、豊かな自然を保全することは優先すべきことである。

⑥ 消防・救急体制・防災に関すること（2件）

- ・危機管理体制がしっかりしたまちが、安心して過ごせるまちにつながると思う。防災対策が、住民一人一人に浸透し、いざ災害等が発生した際に、住民それぞれが行動を起こせるような体制づくりが大切ではないかと思う。
- ・市民の安心安全を確保するために重要である。

⑦ 防犯・交通安全に関すること（0件）

- ・回答なし。

⑧ 農林水産業の振興に関すること（5件）

- ・農林水産業の後継者不足が深刻であるので、重点的な補助を行うべきだと考える。
- ・農産物のSNSを利用したPR。

⑨ 商工業・観光業の振興に関すること（16件）

- ・外国人観光客や、キャッシュレスに対応するため市内のWi-Fi環境を整備する。
- ・人口減少問題にあって、産業の振興は重要。特に島原の観光業は、その伸びしろが大きいことは想像に難くない。また、一般的には観光産業は地域経済への波及効果＝域内経済効果は大きいものとして知られている。
- ・体験型の施設が欲しい。民芸、陶芸、木彫、石彫など天然素材を活用した滞在型の体験施設。例えば火張山公園のような広大な敷地に、作業小屋を作り、この一画は木彫、別の区画は登り窯を作って陶芸とか、こっちは石彫などツリーハウスなんかも面白いと思うが、市内の職人や芸術家と共働で教えてもらいながら、体験（宿泊）できる施設。
- ・観光振興に関しては、現在のありのままを観光客に楽しんでもらえばよい。新たに投資するのではなく、必要な範囲で補修、維持をしていく程度で。新規投資するとしても際限がなく、住民の住環境分野に重点的に配分すべきと考える。

⑩ 雇用対策・新産業の育成に関すること（29件）

- ・都会へ出ていった若い人たちが、何年かして地元に戻ってこようと考えたときに働く場所がないとか、地元で起業するための場所やサポートなどが少ないと難しいと思う。
- ・若者確保のためには良質な職の確保は不可欠。Uターンだけではなく、外国人労働者なども視野に入れて検討の必要がある。
- ・地元で働きやすい受け入れ態勢づくり。雇用先の周知の工夫。
- ・人口減少に伴い高齢者雇用拡大が必要と考える。
- ・企業誘致が難しい中、新産業や起業の支援は重要。

⑪ 健康づくり・保健活動・医療に関すること（8件）

- ・医療の充実（特に小児科）。
- ・中心市街地にお年寄りなどが通える健康増進福祉施設のような建物を建設し誰でも通え、通うたびにポイントが貯まるようにし、そのポイントで商店街にて買い物ができるようなシステムを作る。
- ・将来的に、もっと高齢化が進んでいくので、健康保険や医療に関してさらに充実した環境になることを望む。

意見概要

⑫ 子育て支援に関すること（12件）

- ・共働きでも子育てしやすい環境を作る。土日や夜間等で子供を見てくれるような施設を作る。
- ・教育の無償化に伴い幼稚園、保育園の園児の増加が見込まれる中、施設やマンパワー不足が懸念される。市としては、ハード整備や人件費増を補てんするため、施設長への財政支援措置が不可欠ではないか。
- ・本市も第4子出産くらいから祝金があってもいいのではないか。

⑬ 高齢福祉・障害福祉に関すること（8件）

- ・今後、さらに高齢化が進行することは確実であり、それへの対策と財源の確保は急務ではないか。
- ・高齢者の増加が見込まれる中、高齢者に特化した新事業の創出が必要。認知症高齢者を予防するための脳のトレーニングを取り入れた事業など。健康ポイント制度とのコラボレーションにより参加者を増やし介護予防を強化する。

⑭ 学校教育・青少年健全育成に関すること（4件）

- ・義務教育年代の子たちも島原出身として大きく羽ばたけるよう教育の面も重点的に力を入れていただきたい。
- ・自らが考え行動できる教育をベースとしたものであってほしい。

⑮ 社会教育・家庭教育・社会体育に関すること（2件）

- ・暮らしたいと思う地域を、もっともっと暮らしやすくするためには、住民参加の地域づくり活動が必要。
- ・地域住民が地域を深く楽しむチャンスを生み出してほしい。具体的には、社会教育事業に地域を深く理解するカリキュラムなど。

⑯ 歴史文化に関すること（1件）

- ・地元の歴史を知ることにより、郷土に貢献する人材が育成されると思う。

⑰ 市民協働・人権に関すること（4件）

- ・それぞれの地区に応じた柔軟な役割分担を明確に。

⑱ 行財政運営に関すること（10件）

- ・市で行っている業務の外部委託による、雇用創出及び財政のスリム化。
- ・行財政運営については、財政の健全化を少しでも改善するため、思い切った事業の削減等が必要と考える。
- ・専門的な知識を持った職員がもっと必要と思う。特に農林水産業については、農業技術職、水産技術職の職員を増やした方がよい。

⑲ 広域行政・地域間連携に関すること（10件）

- ・人口減少の中で、近隣市町と足並みをそろえて、島原半島が一体となり協力していく必要があると思う。
- ・航路の充実とさらなる活用を図ることで、新産業創出、雇用拡大、定住促進、交流人口拡大に結び付ける。県域を越えた広域行政、地域間連携の推進。

⑳ 市勢振興計画全般に関すること（3件）

- ・市勢振興計画は、市の最上位の計画であるので、その計画に沿ったまちづくりが最優先されるべきだと思う。（そのためには、市勢振興計画と、各部署で作成している計画との方向性をそろえておく必要がある。）
- ・優先順位はあれど、すべての項目が大切。市勢振興計画によってあるべき指針を示すことが、地域行政を良くしていく近道になるのではないかと考える。

㉑ その他（8件）

- ・統計部署の強化。統計をとるだけで終わっている。それを分析し、市役所内部はもちろん、市民や関係機関と共有しなければ、その統計は活用されない。
- ・情報発信について、職員でノウハウを共有できるような体制。例えば、ある職員はSNSの知識が豊富、ある職員はSNSをしておらず疎いという状況では情報発信の発想は変わってくる。ノウハウを共有し、もっと職員全体が情報の発信に積極性を持てるようにしたほうがよいのではないか。

第7次島原市市勢振興計画

基本構想

(2020年度～2029年度)

(素案)

(前回(H31.2)からの主な修正内容)

- ・該当箇所について元号を「令和」に修正。
- ・4ページに市の沿革を記載した。
- ・13ページについて、目指すべき将来像を先に記載し、基本理念も合わせて記載した。

※本素案は、今後の基本計画の策定、市勢振興計画策定委員会、市勢振興計画審議会、市議会の審議等に応じて変更されることがあります。

島原市

令和元年5月

第1編 序 論	1
第1章 市勢振興計画策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけと役割	2
3 計画の構成と計画期間	3
第2章 計画の基本的な視点	4
1 島原市の現在の姿	4
2 時代認識と本市に求められる取り組みの整理	9
第2編 基 本 構 想	13
第1章 将来の島原市について	13
1 目指す将来像、基本理念	13
第2章 基本目標	15
基本目標1：自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり	15
基本目標2：安全安心で住みよいまちづくり	15
基本目標3：賑わいと活力を興すまちづくり	15
基本目標4：健康で自立と生きがいを支えるまちづくり	16
基本目標5：将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり	16
基本目標6：持続可能なまちづくりを支える市政運営	16
第3章 人口指標	18
第4章 施策体系（案）	19



第 1 編 序 論

第 1 章 市勢振興計画策定にあたって

1 計画策定の目的

私たちのまち島原市（以下「本市」とします。）では、昭和 37 年（1962）より「市勢振興計画」を策定しており、平成 22 年（2010）3 月には、令和元年度（2019）までを計画期間とする第 6 次島原市市勢振興計画を策定しています。

第 6 次島原市市勢振興計画では、平成 2 年（1990）の火山噴火災害からの復旧・復興、そして合併という歴史的な出来事の後に策定する最初の計画として、また、島原市と有明町それぞれで育まれてきた歴史と魅力を継承する計画として、「有明海にひらく湧水あふれる火山と歴史の田園都市 島原」を将来像に掲げ、「島原半島の中心都市づくり」「交通・情報ネットワークづくり」「安全・安心な暮らしづくり」「特色ある産業づくり」「健康で誇り高く暮らせる『ひとづくり』重視の都市づくり」の 5 つを都市づくりビジョンとして定め、各分野の施策推進に努めてきました。

しかしながら、計画策定から 10 年が経過し、少子高齢化の進展、市民の意識・価値観の多様化、さらには地球規模での環境問題など、市内外を取り巻く社会経済情勢は著しく変化しており、新たな発想で長期的な視野に立った制度や仕組みの再構築が求められています。

このような中で、今後さらに厳しさを増すことが予想される本市の財政状況等も勘案し、地域資源や魅力を生かし、持続可能なまちづくりを計画的に実現するために、「地方創生」に取り組むとともに、これからの時代にふさわしい、誇りの持てるまちづくりを進めていくことが必要です。

そこで、本市の目指す将来の姿とその実現のための政策をまとめ、さらなる市勢発展に結びつけていくために、新たなまちづくりの指針とした第 7 次島原市市勢振興計画（以下「本計画」とします。）を策定するものです。

2 計画の位置づけと役割

市勢振興計画は、本市を取り巻く様々な暮らしの課題を解決し、固有の魅力を高め、今後の市政運営の中長期的な方向性を示す本市のまちづくりの最も基本となる最上位の計画です。

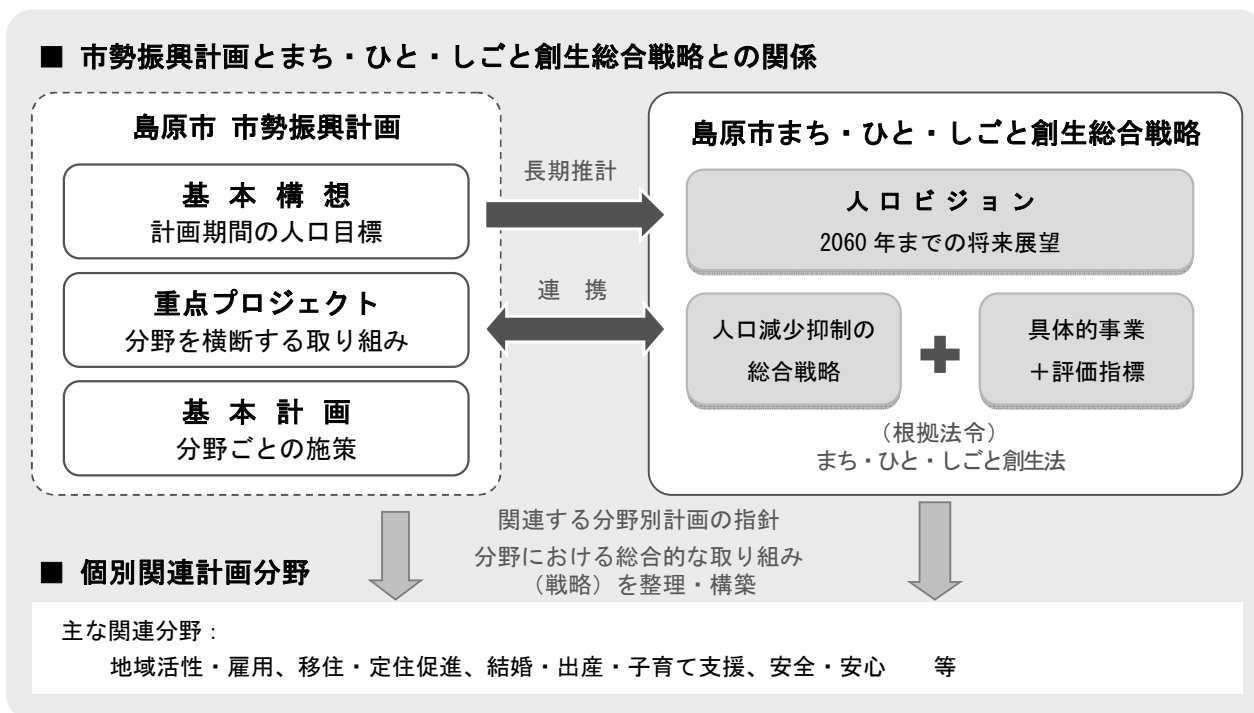
また、各分野における個別の計画や施策に方向性を与え、一体性を確保しながら、市の将来像の実現に向けて、多様な主体がまちづくりの方向とそれぞれの役割を理解し、市民の皆さん一人ひとりに寄り添い、ともに取り組んでいくための指針となるものです。

一方で、市ではこれまでも多くの計画を策定しています。これらの計画は、保健福祉、環境、生活基盤、行財政運営など、各分野における法制度の制定・改正や直面する課題などに対応するために、市政運営上、必要に応じて策定してきたものです。

したがって、各分野で策定する個別計画は、本計画で示す将来像と目標を実現するために社会情勢や制度改正に的確に対応する、より具体的な施策・事業計画と位置づけます。

なお、地方創生に向けて推進を図る「島原市人口ビジョン」、「島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、「湧水」を島原市のブランドイメージに掲げ、「しごとをつくり、安心して働けるようにする」「新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」の4分野を政策の基本的な柱として掲げ、本計画での取り組みと相互に連動した事業の推進を図ります。

図表 （参考）市勢振興計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略との関係



第2章 計画の基本的な視点

1 島原市の現在の姿

(1) 島原市の位置・地勢

本市は、長崎県の南東部にある島原半島の東部に位置し、市域の北西は雲仙市、南は南島原市と接しています。面積は82.97km²で、島原半島の約18%を占めています。

中央部の眉山(標高818.7m)を中心として東側の有明海へ伸びる傾斜地となっており、市域の北部から中央部にかけては、標高1,483mの平成新山から有明海に向かって県下でも有数の田園地帯と市街地が広がっています。

眉山や普賢岳に象徴されるような火山地形は、崩壊や噴火により被害をもたらした反面、海岸沿いの美しい景観や「水の都」と呼ばれるように豊富な湧水の恵みをもたらしており、風光明媚な都市景観を形成しています。

また、本市の位置する島原半島は、国立公園に初めて指定された雲仙天草国立公園に含まれ、日本初の世界ジオパークに認定されるなど豊かな自然に恵まれています。

(2) 沿革

本市は、古くから島原半島の先駆的地域としての役割を担ってきました。

江戸時代には、松平7万石の城下町として半島の政治、経済、教育・文化の中核的地位と役割を果たし、その間、寛永14年(1637)の島原の乱や、寛政4年(1792)の眉山の大崩壊(島原大変)など、全国的にも稀に見る歴史的な経験を経してきました。

この2つの大きな動乱と地変を経て明治維新を迎え、明治4年(1871)廃藩置県によって、旧城下町は島原村、島原町、島原湊となり、その後、大正13年(1924)に島原町となりました。

昭和15年(1940)4月には長崎県下で3番目、全国で153番目に市制を施行し、昭和30年(1955)には三会村、平成18年(2006)1月1日には有明町と合併し、現在の島原市が誕生しました。

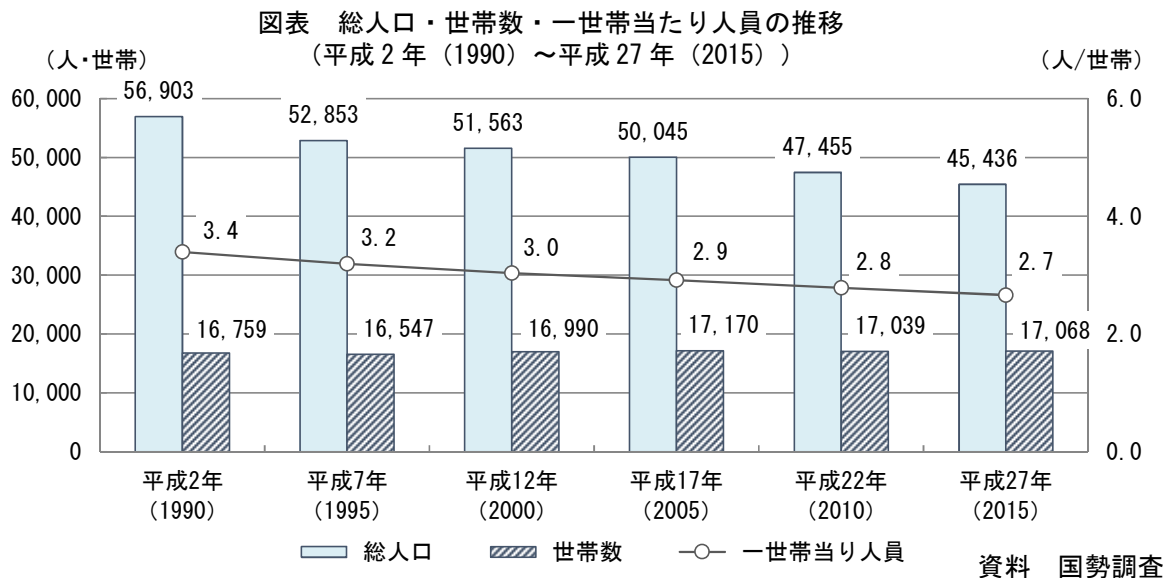
また、平成2年(1990)11月17日には、雲仙普賢岳が噴火し、平成3年(1991)6月3日に発生した噴火災害では、43名もの尊い人命が奪われるとともに、平成8年(1996)6月の終息宣言までの長きにわたり、多数の家屋や土地が被災するなど、苦難の時を歩みました。しかしながら、国県の線や全国から寄せられたお見舞いや義援金、市民をはじめ多くの方々の努力により復興を果たし、今日に至っています。



(3) 人口・世帯（総数）の推移

国勢調査による本市の総人口は減少傾向にあり、平成 27 年（2015）では、45,436 人、平成 17 年（2005）からの 10 年間で、4,609 人（年平均約 461 人）減少しています。

また、世帯数については平成 22 年（2010）に減少へ転じ、一世帯当たり人員は減少推移となっており、平成 27 年（2015）で 17,068 世帯、一世帯当たりの人員についても 2.7 人/世帯となっており、世帯規模は引き続き縮小しています。

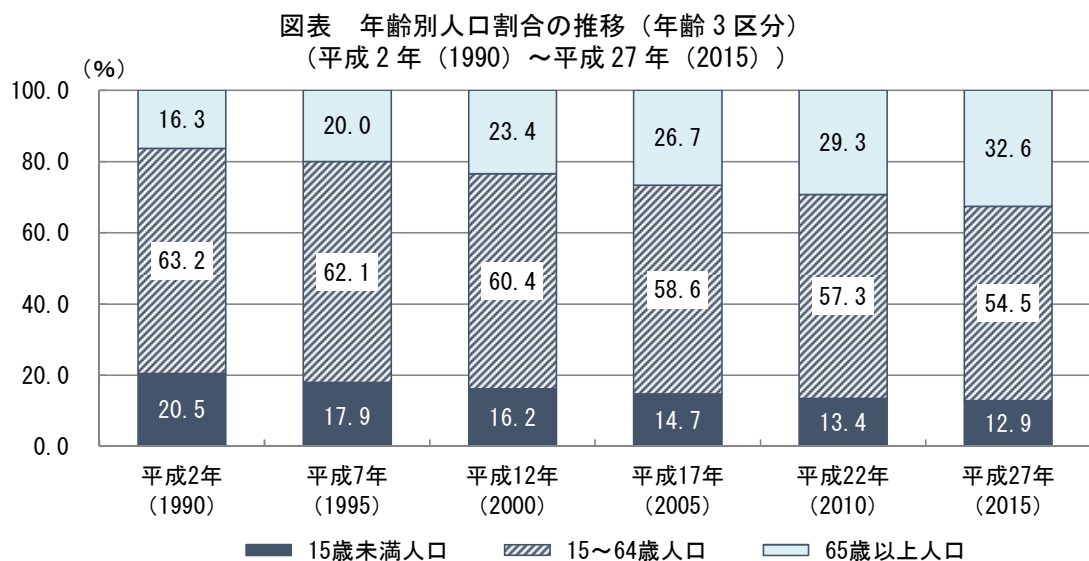


① 年齢別人口

国勢調査による年齢別（3 区分構成比）の推移をみると、15 歳未満人口と 15～64 歳人口は漸減する一方、65 歳以上人口は増加しています。

平成 2 年（1990）以降、平成 27 年（2015）までの間に 15 歳未満人口は 7.6 ポイント、15～64 歳人口は 8.7 ポイント減少しています。

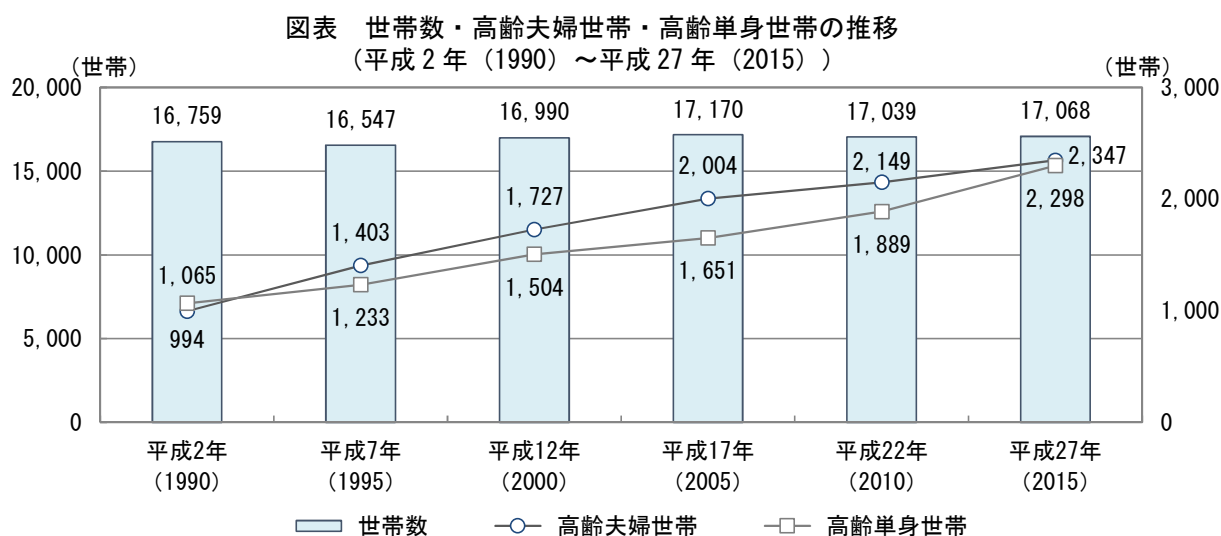
一方で、65 歳以上人口は 16.3 ポイント増加しており、少子高齢化の進行がみられます。



資料 国勢調査

② 世帯状況

国勢調査による世帯状況の推移をみると、世帯数が横ばいな状況の中で、高齢化の進行とともに、高齢夫婦世帯及び高齢者単身世帯は増加傾向にあります。

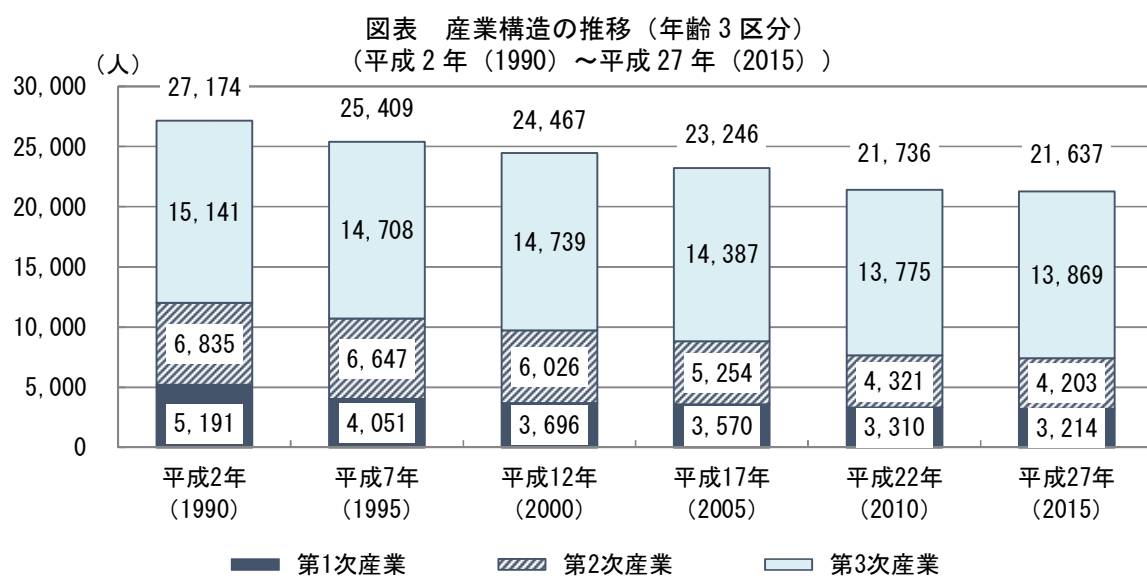


(4) 産業・地域経済

① 就業構造

国勢調査による就業者総数は、平成2年(1990)以降減少しており、平成27年(2015)の就業者数は21,637人となっています。

また、就業構造別にみると、市内産業は第3次産業就業者が多くを占めており、市内すべての産業で就業者は減少傾向となっています。



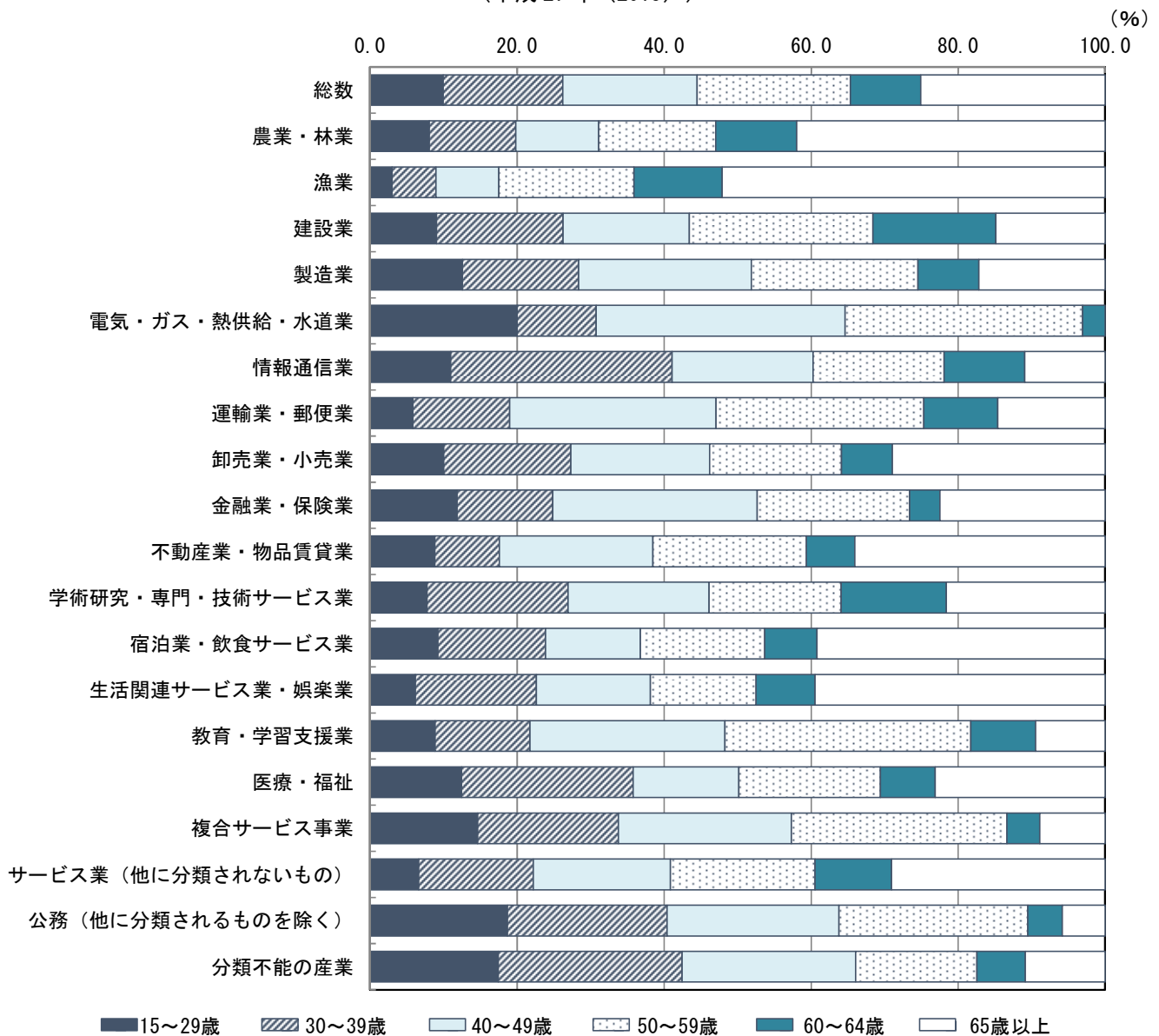
※ 就業者総数は、分類不能の産業を含めた合計となっています。

資料 国勢調査



平成 27 年（2015）国勢調査による産業大分類別の年齢構成をみると、すべての産業で 40 歳未満の占める割合が半数以下となっており、将来において担い手不足が懸念されます。

図表 産業別（大分類）の年齢構成
（平成 27 年（2015））

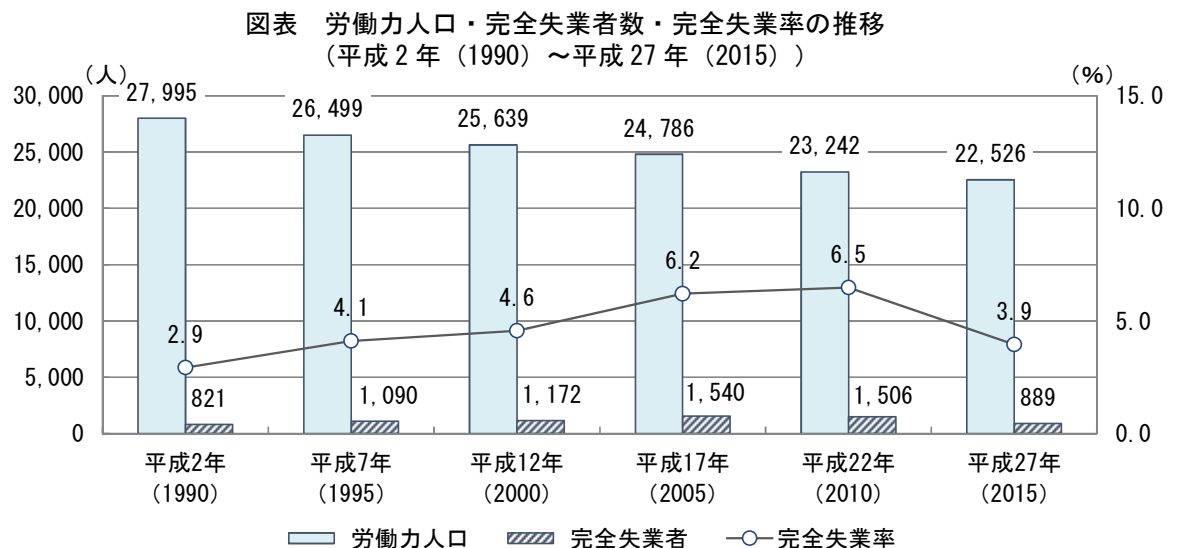


資料 国勢調査

② 労働力人口

国勢調査による労働力人口は、就業者数とともに減少傾向にあり、平成27年（2015）は22,526人となっています。

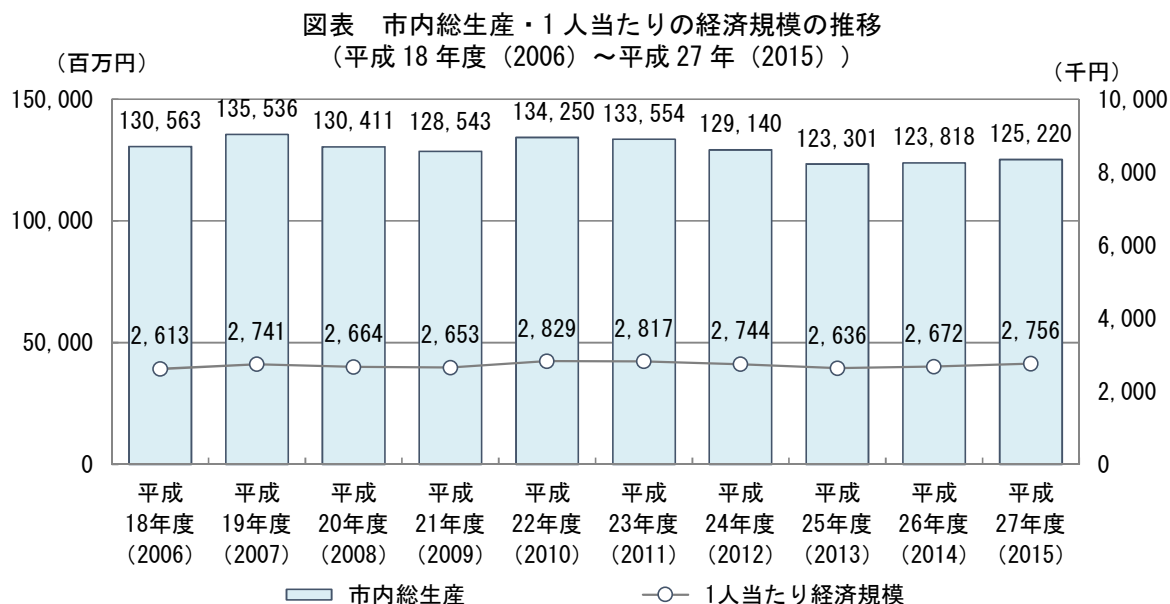
また、完全失業者数（率）は、平成22年（2010）をピークに減少し、平成27年（2015）の完全失業者は889人、完全失業率は3.9%となっています。



③ 市内総生産

平成18年（2006）から平成27年（2015）の市町民経済計算における市内総生産の推移をみると、期間の市内総生産額の平均は1,294億円、1人当たりの経済規模の平均は271万円となっています。

期間内は、平成19年度（2007年度）がピークとなっており、平成24年（2012）以降、市内総生産額は1,300億円を下回って推移しています。





2 時代認識と本市に求められる取り組みの整理

計画策定にあたり、社会動向や課題、展望を次の視点から捉え、本市に求められる取り組みを整理します。

(1) 地方創生の時代

[社会の動向]

地方分権の潮流の中で、近年は地方創生に向けた取り組みが推進されるなど、これまで以上に地方の個性や活力が試される「地方創生の時代」にあって、より自立したまちづくりが求められています。

加えて、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることにより、「地域共生社会」の実現を目指しています。

また、国においては、国から地方公共団体、または都道府県から市町村への事務・権限の移譲や、地方公共団体への義務付け・枠付けの緩和等、地域の自主性や自立性を高めるための改革を総合的に進めています。

[本市に求められる取り組み]

- 地域共生社会の実現に向けて、市民に最も身近な基礎自治体及び市民が行うまちづくりの主体として、積極的に参画し、地域課題の解決やコミュニティの充実を図る必要があります。
- 今後も財政状況は一層厳しさを増してくるものと考えられるため、財政の健全化はもとより、行政の役割を検証しながら、持続可能な開発目標の理念、市民ニーズの変化を的確に捉え、効率的かつ持続可能な自治体運営を進めていく必要があります。

(2) 人口減少、少子化、長寿社会の到来

[社会の動向]

わが国では本格的な人口減少社会が到来し、平均寿命の延びと少子化の進行により、高齢者の割合が増え続けています。

また、日常生活において支援を要する世帯が増加し、社会全体においては、社会保障などの負担がさらに増大することが見込まれており、人口減少、少子化、長寿社会の到来を見据えたまちづくりを一層進めることが求められています。

[本市に求められる取り組み]

- 国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口の見通し(平成30年(2018)3月推計公表)は、2045年には、およそ36,980人と見込まれており、地域経済の縮小や労働力人口の減少、地域機能の低下など、人口構造や世帯構造の変化がもたらす課題に対し、地域全体で取り組んでいく必要があります。

(3) 未来を担う子どもたちの成長

[社会の動向]

少子化が進行する中で、子どもを欲しいと思う人が、安心して子どもを産み育てることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をはじめ、働き方や男女の役割に係る慣習を見直すとともに、子どもを育てやすい環境づくりを進めることが重要となっています。

また、子どもの貧困問題の根絶や人権の尊重、安全の確保に取り組むとともに、学校教育においては、基礎学力の向上とともに、子どもの生きる力を育むための取り組みが求められます。

[本市に求められる取り組み]

- 出産、子育ての不安をなくし、安心して子育てができるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図り、多様化する生活様式に対応した子育て環境づくりが求められます。
- 子どもの健やかな成長とともに、その過程において、地域への愛着や社会感覚を身につけるなど、学校・地域・家庭が一体となって子どもを育成する環境づくりが必要となります。

(4) 地域経済の変化

[社会の動向]

わが国の産業構造は、人工知能（A I）などをはじめとする技術革新、高度情報化、市場ニーズの多様化などを背景に、第3次産業の進展、*シェアリング・エコノミーのような新たな事業の拡大、企業の再編・整理、事業活動の再構築が進むなど、大きく転換しつつあります。

一方、地域産業においては、観光などの人々の新たな交流機会が広がっているほか、地域性を前面に出した商品やサービスが注目されているなど、新たな方向性も見え始めています。

[本市に求められる取り組み]

- 人口減少が進む中で、多くの産業分野で就業人口の減少、高齢化による担い手や後継者の育成が急務となっています。
- 生産性の向上や6次産業化等による国際間・地域間競争へ対応した産業基盤の強化とともに、これからも地域で暮らすことができる生業として、地域産業を振興していくことが引き続き重要となっています。
- 地域経済の活性化や賑わいの創出に向けてまちの魅力を市内外へ発信し、本市とつながりのある人材の拡大につなげていくことが求められます。

*シェアリング・エコノミー：

モノ・サービス・場所などを多くの人と共有、交換して利用する社会的な仕組みのこと。



（５）地球規模での環境にやさしい社会の構築

〔 社会の動向 〕

地球温暖化や生態系の崩壊、資源の枯渇など、地球的規模での環境問題が深刻化する中で、現在の自然環境を次世代へ継承していくために、行政や事業所の努力だけではなく、市民一人ひとりが環境への負荷の少ない社会へ向けて、暮らしを見直し、考え、行動していくことが求められます。

〔 本市に求められる取り組み 〕

- 本市の豊かな自然は、人々にやすらぎと潤いをもたらすとともに、主要産業である第 1 次産業においては、その恩恵によって成り立っているという認識のもと、自然環境や景観を保全・継承する取り組みを引き続き進める必要があります。

（６）安全安心に対する関心の高まり

〔 社会の動向 〕

近年、国内では大規模な自然災害が多発しており、防災・減災に向けた取り組みが求められているほか、日常生活においては、犯罪、食品の安全、さらには健康を脅かす感染症の発生等を背景に、暮らしの安全安心に対する関心が高まっています。

また、わが国では豊かな経済成長を背景に、道路・橋梁、水道施設など様々なインフラ整備を図ってきましたが、今後は施設の老朽化が加速的に増大すると想定されており、その対応が求められます。

〔 本市に求められる取り組み 〕

- 過去の教訓を生かし、本市で想定される様々な自然災害に対し、人的被害を限りなくゼロに近づける取り組みや被害を最小化し早期復興を可能とするための減災対策が、重要となります。
- 犯罪等に関しては比較的安全な地域である一方で、高齢化に伴う歩行者、運転者の交通安全対策、消費者被害等は、今後さらに重要性が高まることが考えられます。
- これまでに整備された公共施設をはじめとする社会資本の老朽化に比例して、維持管理・更新コストの占める割合が加速的に増大すると想定され、今後は限られた予算の中で、効率的な整備へと移行していくことが求められます。

（7）市民の幸福感、価値観の多様化

〔 社会の動向 〕

経済力や、それに伴う生活水準の高まりから価値観や暮らし方の多様化が進む中で、市民の幸福感や地方への移住・定住、地域の歴史、自然への関心、ボランティア、文化、スポーツ活動など、「心の豊かさ」を重視する意向も高まっています。

また、教育、仕事、老後といった単線型の生き方ではなく、人生のうちに学びと仕事などを何度も経験する「人生100年時代」が到来し、人々の生き方や社会全体が大きく変化するといわれています。

そのため、多様化する個々の暮らし方を尊重しながら、一人ひとりの個性や能力が生かされ、その個性や能力を地域社会にも反映し、社会全体として質的な豊かさを実現できるような仕組みづくりが求められています。

〔 本市に求められる取り組み 〕

- 地域のつながりや多様な関わりを重視する市民の考え方に対応し、市民ニーズの変化などを的確に捉えながら、新しい時代に対応した地域づくりを進めていくことが必要です。
- 「人生100年時代」を迎えるにあたり、地域づくりや働き方においては、高齢者の知恵と技能を生かしていくための視点が求められます。



第2編 基本構想

第1章 将来の島原市について

1 目指す将来像、基本理念

豊かな自然・歴史・文化につつまれながら、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせること、子どもたちがのびのびと成長してくこと、人とのつながりを築いていくことは、これまで受け継がれてきた地域の資源や特性と同じくして、私たち市民の誇りであり、まちの魅力でもあります。

こうしたまちの魅力や誇りはすべて島原で育まれる「島原らしさ」であり、今後も持続的に未来へ継承していくためには、市民生活を支える安定した社会基盤のもとで、多くの市民が生涯を通じて個性や能力を発揮し、暮らしやすさや幸せを実感できる希望の持てるまちづくりを進め、さらに発展していくことが求められます。

これからも市民の皆さんと一緒に、「島原らしさ」を創り磨き上げていき、未来へつなげていきたいという思いから、目指す将来像を『未来へつなぐ島原らしさ』とし、暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまちを目指します。

また、将来像を実現するための基本理念として、「ひと」、「まち」、「暮らし」をテーマに、島原市が直面している様々な“今日”^{いま}と向き合い、支えながら、“明日”^{みらい}へ受け継ぐ魅力や誇りを、市民の皆さんとともに育んでいきます。

(目指す将来像)

未来へつなぐ島原らしさ

暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち



[島原市の『^{いま}今日を支え、^{みらい}明日を創るまちづくり』に向けて]

(基本理念に込められた島原市のまちづくりの考え方)

ひと

まち

暮らし

- ◎ 「ひと」と「暮らし」のなかで生まれるつながりを大切に、互いの“^{いま}今日”を支え合いながら、“^{みらい}明日”を担う「ひと」を育てます。そして、「まち」の魅力を経験として、「ひと」と「まち」の魅力をつなぐ、様々な関わりや交流を生み出していきます。
- ◎ 「暮らし」を支える生業を「まち」に定着させ、「ひと」との交流や「まち」のなかに賑わいや快適な暮らしを生み出す基盤を備えます。
- ◎ 「まち」、「ひと」づくりによって、「暮らし」が安定し、将来にわたって安全安心なこれからも暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまちを市民のみなさんとともに創ります。



第2章 基本目標

目指す将来像の実現に向けて、分野ごとの取り組み方針として、次の6つをまちづくりの基本目標とします。

基本目標1：自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり

人口減少や高齢化が進む中においても、都市の活力と市民の生活利便性を維持し、いつまでも暮らしやすいまちを実現するため、都市全体の構造を見渡しながらか、生活サービス施設等が集積し、公共交通により誰もが容易にアクセスし、サービスを楽しむことができるコンパクトなまちづくりを進めます。

また、市内外を円滑に結ぶ道路交通網の整備を計画的に進めるとともに、豊かな自然環境や城下町の景観等を保全し、自然と都市の魅力が調和したまちづくりを目指します。

基本目標2：安全安心で住みよいまちづくり

ごみの減量化や資源化等を推進することにより環境にやさしいまちづくりを進めるとともに、防災、防犯、消防体制の整備等、災害や犯罪への備えを強化し、世代を問わず多くの市民にとって安全安心に暮らせる住みよいまちを目指します。

また、地域や関係機関等と連携を図りながら、移住希望者が希望を持って移り住み定住に結びつくよう、きめ細かな支援体制を構築することで人口減少に歯止めをかけ、本市への新しい人の流れを創り出します。

基本目標3：賑わいと活力を興すまちづくり

地域産業の発展、人口定住に結びつく持続可能な地域経済活動の実現に向けて、担い手の確保、育成とともに、本市の基幹産業である農業、水産業を中心に、様々な地域資源や物産を市外へ発信し、流通を促進するほか、観光資源の活用、中小企業の経営の安定化に取り組み、本市全体の産業振興を目指します。

また、若い世代をはじめとした市民の経済力の向上や、地域産業とのつながりを踏まえた新たな産業、働きがいのある雇用の創出を図り、賑わいと活力を興すまちづくりを目指します。

基本目標4：健康で自立と生きがいを支えるまちづくり

保健、医療、福祉等の連携により、市民が安心して子どもを産み育てられ、健康に暮らすことのできる心と体を育みます。

また、地域で暮らすうえで支援の必要な高齢者や障害のある人が地域で自立し、生きがいを感じながら暮らし続けられる支援体制を構築するとともに、様々な世代、立場の人々が互いに支え合い、人と人とのつながりを大切にした共生社会の実現を目指します。

基本目標5：将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

本市の将来を担う人材が一人ひとりの個性と能力を伸ばし、生きる力と豊かな人間性の形成につながるよう、学校教育及び生涯教育の充実に努めるとともに、城下町としての歴史文化を積極的に活用し、ふるさと島原に対する誇りと愛着を育みます。

また、市民の主体的な参加意欲を高め、まちや暮らしの様々な分野で活躍する人材が育つまちを目指します。

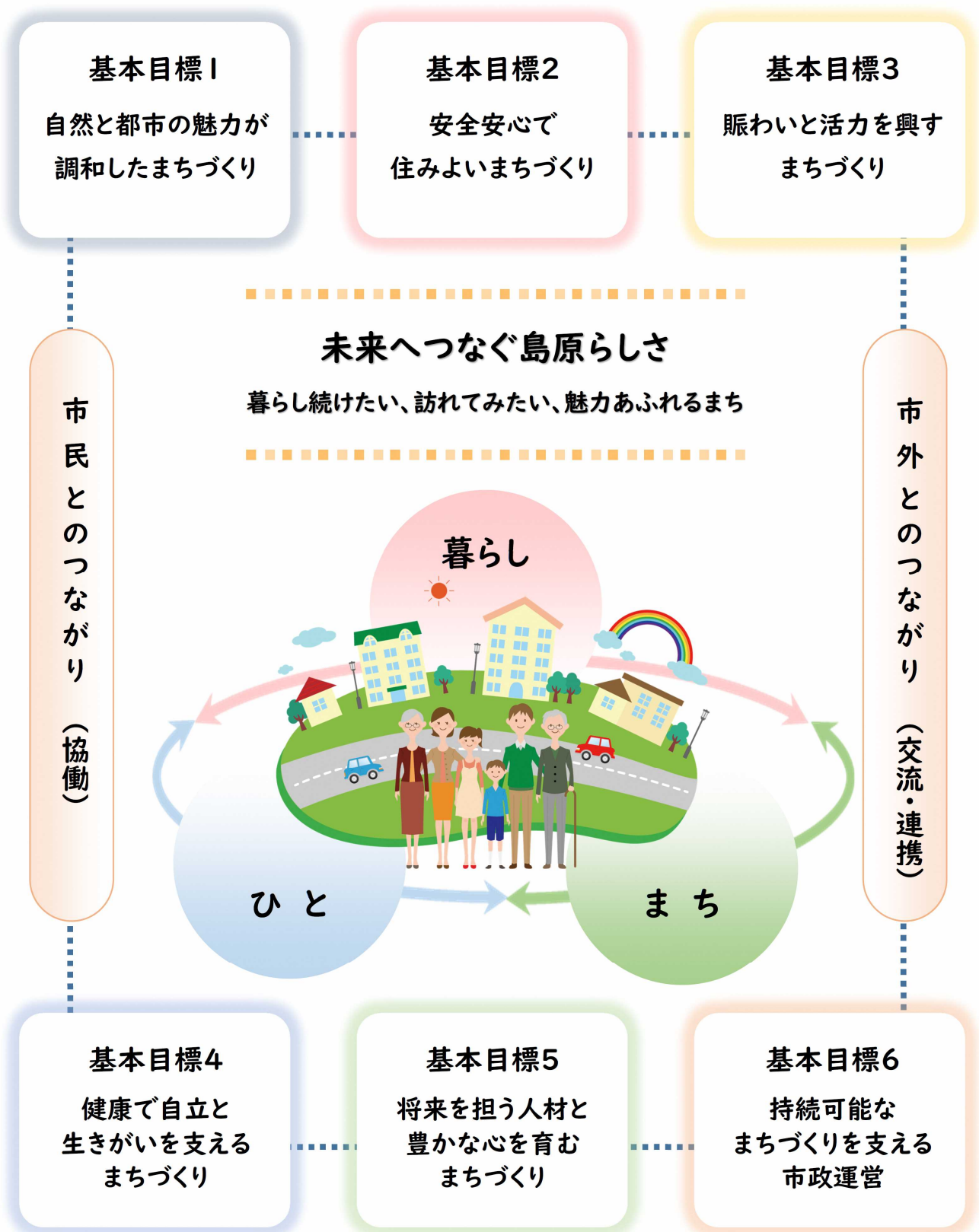
基本目標6：持続可能なまちづくりを支える市政運営

市民一人ひとりの活力を地域づくりに発揮できる協働によるまちづくりを推進するとともに、健全な財政基盤づくりと多様化する市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供できる体制づくりを行うほか、幅広い分野で近隣自治体との広域的な連携を図り、持続可能なまちづくりを支える市政運営を目指します。

また、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の長寿命化や有効活用につながるよう、限りある資源を有効に活用する経営的な視点を持って公共施設マネジメントに取り組みます。



図表 将来像の実現に向けたまちづくりのイメージ

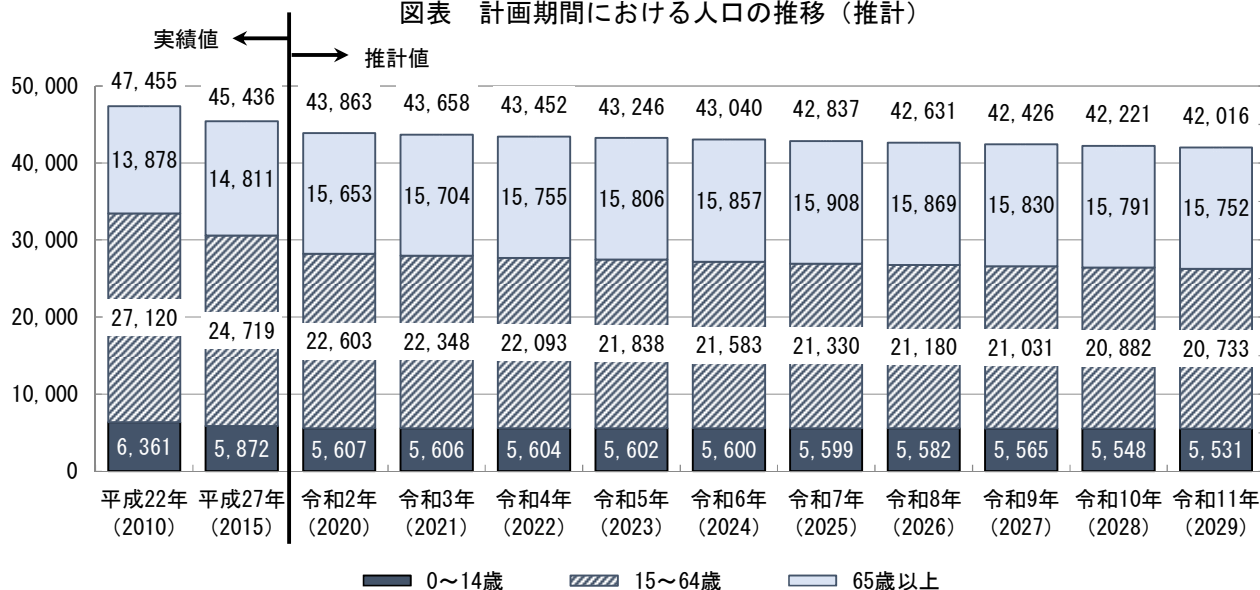


第3章 人口指標

本市の総人口は減少を続けており、今後も減少が見込まれる中で、平成27年度（2015）に策定した「島原市人口ビジョン」、「島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、令和17年（2035）において40,000人以上の人口を確保することを目標としています。

そこで、本計画期間においても総合戦略の目標人口を踏まえ、人口減少に歯止めをかける様々な施策を積極的に展開し、計画最終年度である令和11年（2029）の目標人口を42,000人とします。

図表 計画期間における人口の推移（推計）



注）実績値の総数には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

図表 人口指標（計画期間の目標人口）

指 標 名	現況値 (2015)	目標値 (2029)
計画期間の目標人口	45,436 人	42,000 人



第4章 施策体系（案）

（基本理念）

「ひと」・「まち」・「暮らし」

い ま みらい
今日を支え、明日を創るまちづくり

（将来像）

『未来へつなぐ島原らしさ』

暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち

基本目標1：自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり

- 1-1 自然と歴史、都市機能が調和するまち（都市基盤・景観）
- 1-2 地域や暮らしをつなぐまち（道路・公共交通・情報通信）
- 1-3 豊かな水を守り、活かすまち（水道・水資源）

基本目標2：安全安心で住みよいまちづくり

- 2-1 快適に住まうまち（住環境・定住促進）
- 2-2 環境にやさしく暮らすまち（循環型社会・環境保全）
- 2-3 いざというときに備えるまち（消防・救急体制・防災）
- 2-4 地域の安全を守るまち（防犯・交通安全）

基本目標3：賑わいと活力を興すまちづくり

- 3-1 自然の恵みを供給するまち（農林業）
- 3-2 水産資源を守り育てるまち（水産業）
- 3-3 暮らしを支える商工業のまち（商工業）
- 3-4 訪れてみたい、魅力のあるまち（観光業）
- 3-5 新たな活力を育むまち（雇用対策・新産業の育成）

基本目標4：健康で自立と生きがいを支えるまちづくり

- 4-1 生涯を通じて健康に暮らすまち（健康づくり・保健活動）
- 4-2 安心して医療を受けられるまち（医療）
- 4-3 身近な支え合い、助け合いのあるまち（地域福祉）
- 4-4 安心して子育てできるまち（子育て支援）
- 4-5 いきいきと高齢期を過ごせるまち（高齢福祉）
- 4-6 自分らしい生活を目指せるまち（障害福祉）

基本目標5：将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

- 5-1 いきいきと学び育つまち（学校教育・青少年健全育成）
- 5-2 心の豊かさ、交流を生むまち（社会教育・家庭教育）
- 5-3 スポーツでつながりをつくるまち（社会体育）
- 5-4 ふるさと島原を継承するまち（歴史文化）

基本目標6：持続可能なまちづくりを支える市政運営

- 6-1 お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち（市民協働・人権）
- 6-2 信頼ある行財政運営を推進するまち（行財政運営）
- 6-3 島原半島の発展を担うまち（広域行政・地域間連携）

令和元年度 第7次島原市市勢振興計画 策定スケジュール

※基本構想（素案）は随時検討

6月12日 第4回島原市市勢振興計画審議会

- ・前期基本計画のための施策構築基礎資料の提示、意見交換
- ・審議会に部会を設置、部会長選出

6月 市勢振興計画策定委員会幹事を組織（市役所内）

- ・関係部等の班長クラスで構成（7名）

7月～8月 市勢振興計画策定委員会幹事と政策企画課によるヒアリング

- ・施策構築基礎資料の内容を基に、担当課へヒアリング
- ・ヒアリング内容に基づき、施策構築基礎資料を適宜修正

7月～8月 審議会の部会によるヒアリング

- ・施策構築基礎資料の内容を基に、担当課へヒアリング
- ・ヒアリング内容に基づき、施策構築基礎資料を適宜修正

9月 前期基本計画（案）を政策企画課において作成

- ・ヒアリング内容等を踏まえ、案を作成

10月 市役所内で全体調整

11月 第5回島原市市勢振興計画審議会

- ・前期基本計画（案）の審議
- ・基本構想（案）の審議

1月 第7次島原市市勢振興計画（案）のパブリックコメント実施

2月 第6回島原市市勢振興計画審議会、審議会から市長へ答申

- ・最終審議
- ・市長へ計画（案）を答申

3月 基本構想（案）を市議会へ議案提出

4月～5月 製本・配布

第7次島原市市勢振興計画審議会 部会構成(案)(部会順・五十音順)

R1.6.12

部会	所属等	氏名
都市部会 (基本目標1) (基本目標2)	1 長崎県島原振興局管理部 地域づくり推進課長	川上 年仁
	2 島原鉄道(株) 取締役総務部長	陶山 幸造
	3 国土交通省九州地方整備局雲仙復興事務所 総務課長	平河 和博
	4 島原市消防団 団長	本田 庄一郎
	5 公募委員	前田 尚美
	6 公募委員	山本 直子
産業部会 (基本目標3)	1 有明町商工会 会長	片山 輝雄
	2 島原市商店街連盟 会長	隈部 政博
	3 (株)島原観光ビューロー 代表取締役	中村 慎次
	4 島原雲仙農業協同組合 代表理事専務	本田 嘉文
	5 島原商工会議所 会頭	満井 敏隆
	6 島原漁業協同組合 代表理事組合長	吉本 政信
福祉保健部会 (基本目標4)	1 (福)島原市社会福祉協議会 会長	伊東 作藏
	2 公募委員	坂本 直子
	3 (一社)島原市医師会 事務局長	嶋井 量章
	4 島原市老人クラブ連合会 会長	加藤 勝彦
	5 公募委員	松本 段
	6 島原市子ども・子育て会議 副会長	吉岡 今日子
教育・行政部会 (基本目標5) (基本目標6)	1 島原市町内会・自治会連合会 会長	阿部 洋次郎
	2 島原市婦人会連絡協議会 会長	川本 まなみ
	3 長崎県男女共同参画推進員	珠林 成子
	4 (一社)島原青年会議所 理事長	永代 秀顕
	5 島原市教育委員会 委員	森 みずき
	6 長崎大学経済学部 准教授	山口 純哉

第7次島原市市勢振興計画前期（令和2年度～令和6年度）基本計画項目及び基礎資料

第4回島原市市勢振興計画審議会資料

番号	基本目標	枝番号	項目	島原市市勢振興計画審議会 部会	担当所属
基本目標1	自然と歴史、都市の魅力が調和したまちづくり	1-1	自然と歴史、都市機能が調和するまち（都市基盤・景観）	都市部会	契約管財課、道路課、都市整備課
		1-2	地域や暮らしをつなぐまち（道路・公共交通・情報通信）		政策企画課、道路課、都市整備課
		1-3	豊かな水を守り、活かすまち（水道・水資源）		環境課、水道課
基本目標2	安全安心で住みよいまちづくり	2-1	快適に住まうまち（住環境・定住促進）		政策企画課、都市整備課
		2-2	環境にやさしく暮らすまち（循環型社会・環境保全）		環境課、農林水産課
		2-3	いざというときに備えるまち（消防・救急体制・防災）		市民安全課、道路課、都市整備課
		2-4	地域の安全を守るまち（防犯・交通安全）		市民安全課
基本目標3	賑わいと活力を興すまちづくり	3-1	自然の恵みを供給するまち（農林業）	産業部会	産業政策課、農林水産課
		3-2	水産資源を守り育てるまち（水産業）		農林水産課
		3-3	暮らしを支える商工業のまち（商工業）		産業政策課、しまばらブランド営業課
		3-4	訪れてみたい、魅力のあるまち（観光業）		政策企画課、しまばら観光おもてなし課
		3-5	新たな活力を育むまち（雇用対策・新産業の育成）		政策企画課、産業政策課
基本目標4	健康で自立と生きがいを支えるまちづくり	4-1	生涯を通じて健康に暮らすまち（健康づくり・保健活動）	福祉保健部会	保険健康課
		4-2	安心して医療を受けられるまち（医療）		福祉課
		4-3	身近な支え合い、助け合いのあるまち（地域福祉）		福祉課
		4-4	安心して子育てできるまち（子育て支援）		政策企画課、こども課
		4-5	いきいきと高齢期を過ごせるまち（高齢福祉）		市民窓口サービス課、福祉課
		4-6	自分らしい生活を目指せるまち（障害福祉）		福祉課
基本目標5	将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり	5-1	いきいきと学び育つまち（学校教育・青少年健全育成）	教育・行政部会	学校教育課
		5-2	心の豊かさ、交流を生むまち（社会教育・家庭教育）		社会教育課
		5-3	スポーツでつながりをつくるまち（社会体育）		しまばら観光おもてなし課、スポーツ課
		5-4	ふるさと島原を継承するまち（歴史文化）		社会教育課
基本目標6	持続可能なまちづくりを支える市政運営	6-1	お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち（市民協働・人権）		政策企画課、秘書人事課、社会教育課
		6-2	信頼ある行財政運営を推進するまち（行財政運営）		政策企画課、総務課
		6-3	島原半島の発展を担うまち（広域行政・地域間連携）		政策企画課、しまばら観光おもてなし課

基本目標 1 自然と歴史、都市の魅力が調和したまち								
施策 1－1 自然と歴史、都市機能が調和したまち（都市基盤・景観）								
施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現 況	課 題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
地 籍 調 査	- 地籍調査事業は、地籍図・地籍簿を整備することにより地籍の明確化を図るもので、各種公共事業の計画策定、税負担の公平化、災害復旧活動の迅速化、各種開発計画の基礎資料等としての事業効果があります。 - 旧島原市において、44 計画区を平成 22 年から令和 37 年の 46 年間の計画で実施しています。	- 土地所有者等の高齢化により、現地での立会いや土地所有者等の有する境界に関する知見・情報を基にした現在の調査手法によることが、今後ますます困難になるおそれがあります。 - 相続登記が数代にわたって行われていないことから所有者不明土地問題の顕在化により、所有者の探索等のため多大な時間・費用・労力を要し、円滑な事業実施への支障となってくることが考えられます。	地籍調査を実施することにより、境界紛争の未然防止等による土地取引等の円滑化や土地資産の保全、公共事業や民間開発事業、防災関連事業等の計画推進、災害復旧の迅速化など多岐にわたる効果が生じます。例えば、公共事業等の際には、土地の基礎的情報が明確化されることで、事業期間の短縮・コスト削減が図られます。	地籍調査事業の早期実施及び進捗率の向上	①	地籍調査	地籍調査の推進	契約管財課
景 観	- 住民や来訪者にとって魅力ある環境を形成するために景観に配慮したまちづくりを進めることが求められ、本市においては平成 20 年 3 月に景観行政団体となり、平成 21 年 7 月に「島原市景観計画」を策定し下の丁及び江戸丁（武家屋敷周辺）を景観計画区域に指定しました。 - あわせて、平成 18 年度から、「伝統的建造物群保存地区」の選定を受けるべく調査に入り、説明会を開催し、現在、同意の取得に取り組んでいます。	景観計画区域の拡充として、島原城を中心とした区域を、策定に向け検討していたが、鉄砲町を「伝統的建造物群保存地区」として、指定に向け取り組んでおり、規制と助成の内容が重複することから、調整しながら進める必要があります。	市民や来訪者にとって魅力ある環境を形成するために、景観に配慮したまちづくりを進めることが求められており、本市全体で美しい都市景観を形成するために「景観計画」の拡充を「伝統的建造物群保存地区」の推進動向を見極めながら、その地区と一体を成した景観計画の検討を進めます。	- 街並みの環境を整備する民間の事業者に対する助成の実施 「伝統的建造物群保存地区」の指定に向けた推進 「景観計画区域」の拡充	①	伝統的建造物群保存地区の指定	指定に向けた推進	都市整備課
					②	景観計画拡充	「伝統的建造物群保存地区」の推進動向を見極めながら、その地区と一体を成した景観計画の検討	都市整備課
					③	街なみ環境整備事業	協定地区において、公道から望見できる屋根、外壁、門、塀、生け垣等外観の街並み整備保存の修景事業。	都市整備課
					④	美しいまちづくり推進事業	県知事に登録された「まちづくり景観資産」で建造物等の保全又は修景に要する整備事業。	都市整備課
					⑤	武家屋敷街並み保存整備事業	景観計画区域内で下の丁の武家屋敷（水路に面した）の通りにおいて、維持、保存、復元するため行う石垣や門の保存整備事業。	都市整備課
コ ン パ ク ト シ ティ	平成 28 年に「島原都市計画マスタープラン」を策定し、平成 30 年に本市の中心市街地を取り囲む幹線道路である都市計画道路新山本町線及び霊南山ノ神線沿線の用途地域の見直しを行ない、地域住民の利便性を高め、安心安全で住みやすい街の形成を誘導するため、店舗、事務所、病院などの立地が可能となる用途への変更を行いました。	「島原都市計画マスタープラン」に基づき、無秩序な土地利用や開発の規制を考慮しながら都市計画区域、用途地域、風致地区などの見直しに関する検討が課題となっています。 - 都市再生整備計画の実施に伴い、まちの課題が変化しており、下記 3 点について課題の変化が挙がっています。	- 商店街や島原城等の観光スポットへの来訪者の満足度を高めるために、快適で魅力的な街なみの形成を図ります。 - 市民と一体となった清掃や観光客への「おもてなし」など、ハード、ソフト対策により、歴史と湧水を活かした個性的な市街地のまちづくりを図ります。 - 島原城の築城 400 年（令和 6 年）の機会を活かして、島原城やその周辺整備を行い、観光客の受入環境の向上を図ります。	「島原都市計画マスタープラン」に基づき、無秩序な土地利用や開発の規制を考慮しながら都市計画区域、用途地域、風致地区などの見直しに関する検討及び、立地適正化計画の検討を行います。	①	都市計画道路の整備	市街地中心部の交通混雑解消、地域住民の利便性の向上、通学路の安全性の向上に加え、郊外から中心市街地へ人の流れを誘導する主要な道路で地域の活性化が期待できる路線として霊南山ノ神線の早期完成に向け事業を進めます。	都市整備課
					②	島原城整備事業	築城 400 年に向け、観光入込客数の増加を目的とし、天守閣・矢狭間塀の改修と、堀内の整備や排水施設の整備等を進めます。	都市整備課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
コンパクトシティ	・「中心市街地における歴史と湧水を生かした観光・住環境の整備」を目的として、都市の再生に必要な都市計画道路をはじめとする公共公益施設の整備事業や、まちづくりに関するソフト事業を一体的に盛り込んだ都市再生整備計画事業を行っています。	・「銀水」の建物保存改修や「清流亭」の整備により中心市街地地区における充実化が図られた一方で、商店街の通行量が減少傾向にあり、魅力的な商店街となるよう、店舗の集積といった商店街のメリット（魅力）を活かした民間主導で行政と協働した、まちづくりの推進が課題となっています。	・観光資源の展示や情報発信による「体験・学習の場の提供」による観光客の満足度向上を図ります。 ・空き店舗の解消による商店街の魅力向上を図るとともに、良好な住環境の形成による定住促進を図ります。	・引き続き、都市の再生に必要な都市計画道路をはじめとする公共公益施設の整備事業や、まちづくりに関するソフト事業を一体的に盛り込んだ都市再生整備計画事業の実施により、安心できる健康で快適な生活環境を実現し、住民が効率的で無駄のない生活ができ、住民のニーズや地域が抱える課題に対応した個性あふれるまちづくりを実現できるような事業を行います。	③	島原城周辺無電柱化事業	・築城 400 年に向け、観光施設の回遊性の向上と、都市景観の向上を目的とし、電線地中化を行い、併せて島原城外周道路美装化事業を行うことにより、安全で快適な通行空間の確保と歴史を感じる街並みづくりを行います。	都市整備課
		④			街なみ環境整備事業	・市の象徴である湧水と城下町の歴史を活かした良好な街なみ景観を整備保全するため実施するもので、民間の修景事業に対して助成を行い、魅力あるまちづくりの推進を図ります	都市整備課	
		⑤			商店街活性化事業	・商店街の空き店舗を無くし、中心市街地の賑わいを取り戻すことを目的として、商店街に出店を目指す創業者に対し支援を行います。	都市整備課	
		⑥			まちづくり活動推進事業	・地域の特性を活かした魅力あるまちづくりや、中心市街地への来客や観光客の増加による市街地活性化を目的として、住民主導のまちづくり推進協議会に対し活動支援を行います。	都市整備課	
無電柱化	・市の主要観光地である島原城の周辺には、公共施設や学校、病院等が立地し、観光客、施設利用者など多くの人が集まる場所であり、また、市民の散歩やランニングコースとして利用されている。	・島原城周辺の道路は、歩道はあるものの幅員が狭いため、観光客や市民等の城周辺散策時に円滑な移動ができるよう整備を進める必要があります。また、島原城周辺の景観向上のため無電柱化も併せて行う必要があります。	・島原城周辺の歩道整備により交通事故防止、美しい街並みを形成します。併せて、無電柱化により都市災害の防止、都市景観の向上を図ります。	・歩道整備及び無電柱化に取り組みます。	①	歩道整備	・島原駅から島原市図書館前を通り九州電力島原営業所までの区間の歩道整備に取り組みます。	道路課
					②	無電柱化	・島原駅から島原市図書館前を通り九州電力島原営業所までの区間の無電柱化に取り組みます。	道路課
浄化槽	・本市の污水处理構想については昭和 55 年度に下水道整備計画を策定して以来、雲仙普賢岳噴火災害や社会情勢の変化などの様々な要因で事業着手に至っておらず、これまでは個別の合併浄化槽設置者を対象とした浄化槽設置整備事業補助金の交付により浄化槽の整備促進を図ってきました。 ・衛生的で快適な生活環境の向上、閉鎖性水域である有明海の水質保全などから、本市の污水处理人口普及率の向上は急務であり、また人口減少社会の中で持続的な財政負担を考えると、地域の実情に合った計画が必要となっています。	・本市の污水处理人口普及率は平成 29 年度末で 43.1%であり、全国平均 90.9%、県平均 80.2%と比較してかなり低く、県からも早期の改善が求められています。	・下水道整備計画を廃止し、これまでの個別の合併浄化槽に加え、新たに国、県が推奨する PFI 方式による民間を活用した市町村型合併浄化槽による污水处理方法を導入します。	・合併浄化槽の整備等を進めます。	①	個人設置型浄化槽の整備	・従来の個人設置型浄化槽を柱とし、設置者への補助金交付等により整備促進を図ります。	道路課 都市整備課
					②	市町村設置型浄化槽整備事業（PFI 事業）の導入	・宅地密集地で合併浄化槽の設置が困難な区域については、PFI 方式による市町村設置型の導入による合併浄化槽整備の推進を図ります。	道路課 都市整備課

施策 1－2
 地域や暮らしをつなぐまち（道路・公共交通・情報通信）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
公共交通	- 本市においても少子化や自家用車の普及等により、鉄道やバス、フェリー、高速船といった公共交通の利用者は年々減少しており地域公共交通を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。 - 地域公共交通の維持・確保は、まちづくりや観光、福祉など様々な分野において本市の活性化には欠かせない重要な役割を持つものと考えており、また、高齢者の方をはじめ、市民皆様が公共交通を利用して安全・安心、そして快適に外出できるような移動手段の確保や地域環境の変化に伴う利用者の需要の変化等に柔軟に対応していく必要があると認識しているところです。 - 地域公共交通を維持するため、地域にとって最適な交通システムの構築について検討し、関係機関との連携・協働により、その実現を図っていくことが何よりも必要です。	- 少子化や自家用車の普及により、通勤・通学など日々の生活において公共交通を利用する方が減少している。一人一人が公共交通について関心を持ち、利用に繋げる取組が求められます。 - 地域の実情にあった交通システムの構築が求められます。 - 地元住民のみならず、国内外の利用者の目線に立ち、アクセス強化など利便性・効率性の高い交通体系の構築が求められます。	- 地域住民一人一人が公共交通について関心を持ち、利用機会の増加など、公共交通を維持確保していく為に必要な取組を行う住民の増加を目指します。 - 高齢者の方をはじめ、市民皆様が安全・安心、そして快適に外出できるような移動手段の確保を図ります。 2次交通やバス、鉄道、フェリー、高速船など他モード間のアクセス性の向上を図ることで、地元住民はもとより観光客にとっても利便性の高い交通システムを構築します。	- 地域住民一人ひとりが公共交通に関心を持ってもらうため、利用促進などの啓発活動を推進します。 - 地域環境の変化に伴う需要の変化に対応する為に、地域に即した運行形態などを検討・導入を行います。 - 行政、地域住民、交通事業者をメンバーとした島原鉄道自治体連絡協議会において、引き続き市内公共交通について総合的な協議を行っていきます。	①	公共交通に関する意識啓発	・公共交通の利用促進につながるように、住民の意識啓発を行います。	政策企画課
					②	新たな交通システムの導入	・コミュニティバス等の、地域の実情に応じた交通システムの導入を図ります。	政策企画課
					③	島鉄の支援の継続	・安全性の向上と島原鉄道（株）の維持・発展に向けた支援に取り組みます。	政策企画課
情報	- 近年、ICT（情報通信技術）は、スマートフォンやタブレットの急速な普及やFacebook（フェイスブック）、Twitter（ツイッター）などの SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）の利用拡大、その急速な進化によって目まぐるしく社会情勢が変化し、また、現在もこれからも ICT による進化、革命は続いていく状況にあります。 - 本市も、市民と行政の接点の情報化の推進との位置づけから、市公式ホームページを始め、平成 23 年度からは市公式の Facebook や Twitter による情報発信、平成 30 年度からは Instagram（インスタグラム）及び LINE による情報発信を行ってきました。	ICT の目覚ましい進化・発展は、日常生活、行政サービス・運営及び企業活動など様々な分野において、利用や情報発信の在り方が一変され、また、便利になる一方、高齢者等が情報化に取り残されていくという側面のあるデジタル・デバイド（情報格差）問題、コンピューターウイルスや不正アクセスなどのサイバー犯罪に対する情報セキュリティの確保、また、今後一層加速する情報化は、地域社会と行政の発展にとって ICT の利活用はますます必要不可欠となる状況で、その課題解決には、本市の財政状況の厳しい中での ICT 投資の増加、職員の ICT 活用能力向上などの人材の育成・確保の課題がある。	- 情報媒体の積極的な活用及び内容充実による情報発信強化 - 産学官民協働による地域情報化の推進 - 行政情報システム改革	- SNS と広報誌紙媒体の連携及び市公式ホームページの見直し - 福岡工業大学との連携（アプリ開発、地域 ICT クラブ）とデジタル活用支援員事業 - 行政情報システムのクラウド化・統廃合、マイナンバー制度の普及と利活用	①	情報発信力の強化	・市民と行政の接点の情報化の推進することとして、本市の情報発信力の強化を図るため、情報媒体（SNS 等と広報誌紙媒体の連携）の積極的な活用と市公式ホームページの見直しを進めます。	政策企画課
					②	情報格差解消（デジタル・デバイド）	・インターネット等の ICT を利用できる者と利用できない者との間にもたらされる格差であるデジタルデバイド（情報格差）を解消し、市民が平等に ICT の恩恵を受けられるように、市民・企業・行政の協働による ICT 活用に対するサポート体制の構築を進めます。	政策企画課
					③	電子市役所の構築	・効率のよい業務の遂行と質の高い高度な市民サービスを実現するため、人口知能（AI）やロボットの活用、キャッシュレス社会への対応など、情報システムを全庁的な視点でみた満足度の高い電子市役所の構築を進めます。	政策企画課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
情報	- 地域情報化の推進については、産学官民協働による大学、地元住民及び地元企業と連携を図り、平成 30 年度に地域 ICT クラブを立ち上げ、小学生を対象としたプログラミングが可能なロボット教材を用いた学び合い事業を実施し地域情報化の推進を図りました。 - 行政内部の情報化については、特定個人番号保護（マイナンバー制度）をはじめ、市が保有する個人情報の保護するため、平成 29 年度から情報セキュリティ強化を図るため、長崎県情報セキュリティクラウドに参加しました。				④	マイナンバー制度の利活用	・行政手続きの簡素化による市民生活の利便性を向上させるため、マイナンバーの利用範囲の拡大を進めます。	政策企画課
都市計画道路	- 本市の都市計画道路は、ほとんどの路線が昭和 37 年に都市計画決定されており、その当時は、高度経済成長期の道路建設需要が大きかった頃で、その後、災害関連の土地区画整理事業に伴う路線や、地域高規格道路を都市計画決定し、人口減少期迎える近年、都市計画道路の必要性が低下し、事業着手が難しくなっている状況などから見直しを行い、22 路線のうち 11 路線（19 区間）において「存続」「変更」「廃止」の検討を行い、平成 27 年に 19 路線に都市計画決定変更を行いました。 - 整備事業としては、現在、霊南山ノ神線（上の原工区）を整備中で、進捗率は約 80％であり、本市の都市計画道路の整備率は 83.1％です。	- 都市計画道路整備の未着手区間のほとんどは「白山地区」で、本市の中でも、白山地区が著しく人口減少しており、都市計画道路の未整備が、その原因の 1 つとも考えられており、通学路の交通安全の面からも早期整備が求められています。 - 地域高規格道路「島原中央道路」（都市計画道路：島原南北縦貫線）が平成 24 年に供用開始され、併せて都市計画道路「親和町湊広場線」の一部が供用開始されたが、島原半島の拠点病院である島原病院までのアクセスが悪く、救命救急の面からも早期整備が求められています。	市街地中心部の交通混雑解消、通学路の安全性の向上、加えて郊外から中心市街地や医療機関などへ人の流れを誘導する主要な幹線道路で地域の活性化が期待できるもので、都市の再生に必要な事業として計画的な整備を図ります。	- 引き続き、霊南山ノ神線（上の原工区）を令和 2 年度の供用開始に向け整備します。また、新山本町線（上の原工区）については県に協力し一体となって、令和 2 年度の供用開始に向け事業の推進に努めます。 - 親和町湊広場線（新湊工区・下川尻工区）及び、安徳新山線（南下川尻工区）、外港線について、事業化に向け測量設計を行い、都市計画決定及び事業認可の手続きを行います。また、新山本町線（新山工区）及び安徳新山線（緑町工区）については、引き続き、県営事業での事業化未向け要望活動を行います。	①	霊南山ノ神線（上の原工区）	・令和 2 年度供用開始に向け整備を進めます。	都市整備課
					②	親和町湊広場線（新湊工区）（下川尻工区）	・平成 31 年度に都市計画決定変更を行い、事業認可を受け、事業の早期着工を目指します。	都市整備課
					③	安徳新山線（南下川尻工区）	・平成 31 年度に都市計画決定変更を行い、事業認可を受け、事業の早期着工を目指します。	都市整備課
					④	外港線	・平成 31 年度に都市計画決定変更を行い、事業の早期着工を目指します。	都市整備課
					⑤	新山本町線（上の原工区）	・県に協力し一体となって令和 2 年度の供用開始に向け事業の推進に努めます	都市整備課
					⑥	新山本町線（新山工区）	・県営事業での事業化未向け要望活動を行います。	都市整備課
					⑦	安徳新山線（緑町工区）	・県営事業での事業化未向け要望活動を行います。	都市整備課
道路	- 地域や暮らしをつなぐ道路網としては、地域高規格道路「島原道路」、国道、県道、都市計画道路を中心として形成されています。 - 島原市を縦断する地域高規格道路「島原道路」や国道は、島原半島内及び県央地域等をつなぐ重要な幹線道路であり、地域産業や市民生活を支える道路となっています。	地域高規格道路「島原道路」について、一部区間が開通したもののまだ本来の目的に達しておらず、早期整備が求められています。	道路交通ネットワークの整備	地域高規格道路「島原道路」や国道、県道の幹線道路の整備促進を図ります。	①	地域高規格道路「島原道路」の整備推進	- 地域高規格道路「島原道路」の出平有明バイパスの整備促進並びに島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期事業化を図るため、県が行う用地交渉等に協力するとともに、国や県に要望活動を行います。 「島原道路」沿線 4 市の住民及び関係団体の総意と熱意を終結するため、島原道路建設促進大会を開催します。	道路課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
道 路					②	国道未改良区間の整備推進	・国道 57 号、国道 251 号の歩道未整備区間について早期整備の要望活動を行います。	道路課
					③	県道未改良区間の整備推進	・県道野田島原線、島原・湊停車場線の未改良区間について早期整備の要望活動を行います。	道路課
					④	市道の整備	・市民生活における円滑な移動と安全を確保するため、計画的な整備並びに維持管理を行います。	道路課

施策 1－3 豊かな水を守り、活かすまち（水道・水資源）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
水 資 源	・湧水は島原を代表する貴重な資源ですが、湧水枯れがみられるといった指摘がなされています。本市では、島原市地下水保全要綱の制定や定期的な湧水の実態調査を実施してきましたが、今後も引き続き湧水の現状把握に加え、湧水の保全や利活用について検討していく必要があります。	・この豊かな水資源を後世に引き継いでいくために、湧水量等を調査する湧水地実態調査を継続し、本市における湧水の現況を定期的に把握します。また、湧水の利活用の方策や湧水枯れ等の状況によっては、湧水利用の制限についても検討します。	・地下水の保全を図り、豊かで潤いのある市民生活に必要な水を確保し、かけがえのない貴重な資源として後世に引き継ぎます。	・湧水量等を調査する湧水地実態調査を行い、本市における湧水・地下水の現況を定期的に把握します。また、湧水の利活用の方策や、湧水枯れ等の状況によっては湧水利用の制限についても検討します。	①	島原半島窒素負荷低減計画	・下水汚染については、島原半島窒素負荷低減計画に基づいた対策を推進します。また、地下水汚染の現状についての情報を公開していくとともに、飲用不適となった井戸のある世帯については、上水道への切替の必要性を周知します。	環境課
					②	湧水量等調査	・湧水量等を調査する湧水地実態（現況）調査を継続し、本市における湧水の現況を定期的に把握します。また、湧水の利活用の方策や、湧水枯れ等の状況によっては湧水利用の制限についても検討します。	環境課
					③	飲用井戸及び湧水の水質検査	・水質検査を行い、必要に応じ環境基準を超過している井戸利用者への対策の勧奨を行います	環境課
					④	島原市地下水保全要綱に基づく地下水採取届	・新たに井戸を掘る方には地下水採取届出書の提出を求め、井戸数の推移を把握します。	環境課
水 道	・本市水道事業は、水源を天然地下水 100%により運営しています。ただし、水源ごとに水質が異なり、水質が悪化している水源もあります。	・有明地区と三会地区 5 か所の水源で硝酸態窒素及び亜硝酸対窒素濃度が高い状態が続いているため、良質な水源水とブレンドし希釈して使用しています。	・安全でおいしい快適な水を供給します。（快適な水道） ・安定した水道システムを再構築します。（いつもの水道） ・信頼性の高いライフラインを構築します。（頼れる水道）	・【快適な水道】硝酸態窒素等の水質改善取組みは、取水量の制限と流入量の増加による良質な水源からの希釈率アップを目指します。	①	水質改善（有明・三会地区）	・将来的には、良質な水源のみを使用した水道水供給を目指す、第一段階として、各施設の流量調整により、良質な水源水の流入量を増やし希釈率アップを目指します。	水道課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
水道	- 人口減少や節水機器の普及により給水収益は減少傾向であり、また、既存施設の老朽化や全国各地で頻発する自然災害対応するため、今後施設設備の更新・耐震化など設備投資の増大による経費の増加が見込まれ、水道事業の経営状況の悪化が懸念される状況です。 - 現在の有収率は、配・給水管の漏水により全国・県の平均を下回っている現状です。	- 安中水源では、水温が上昇し硬度も高いため他の水源からの良質な水道水の送水が求められています。 - 本市水道の最重要施設の上の原配水池の老朽化が進行しており、耐震化を含めた施設更新が求められている。また、安中配水池では普賢岳噴火災害時の土石流の侵入以来施設の劣化が進行し、水源水質の改善のため他水源からの送水を含めた移設更新が求められています。 - 夏場の給水管からの漏水が頻発し、配水管の更新を行っても有収率が上がってこないため、給水管の修繕更新が求められています。	・健全で持続可能な水道事業を運営します。（健全な水道）	安中地区の水質改善の取り組みは、上の原浄水場及び安中配水池耐震化事業により上の原水系からの安中水系への送水計画を実施します。 ・【いつもの水道】詳細なアセットマネジメント導入により、施設統合・ダウンサイジングを含めた更新計画を策定します。 ・【頼れる水道】老朽施設の更新と耐震化のため上の原浄水場及び安中配水池耐震化事業を実施します。 ・【健全な水道】有収率向上対策の取り組みは老朽配水管更新事業及び給水管修繕を推進しコスト削減を図るなど収支計画策定し、料金改定の検討など行い持続可能な事業運営を目指します。	②	水質改善（安中地区）	・上の原水系から新たに移設築造する安中配水池への送水計画を実施し、良質な水質の供給を行います。	水道課
					③	アセットマネジメント導入	・国が推奨する基準によるアセットマネジメントを導入し、長期的な水道施設の更新等整備計画、経営戦略を策定します。	水道課
					④	上の原浄水場・安中配水池耐震化事業	・県の生活基盤施設耐震化等交付金事業として、老朽・経年劣化施設としてまずは、上の原浄水場及び安中配水池の耐震化事業を実施します。	水道課
					⑤	有収率向上対策事業	・本市の有収率の向上対策として、漏水多発区域の配水管更新を計画的に実施するとともに、併せて給水管修繕を行い有収率の向上を目指し維持管理コスト削減を図ります。	水道課
					⑥	収支計画の策定、料金改定の検討	・各取り組みの実施により、収支計画を再度策定し、料金改定時期の再検討を図り、既存計画からの改定時期の繰り延べ改定率の引き下げを目指す。	水道課

基本目標2 安全安心で住みよいまちづくり

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
定住	・人口減少と少子高齢化が進行する中、定住・移住の促進を図り、社会増を目指すことが必要となっています。 ・定住・移住の推進に向けて、定住・移住の専用ホームページを作成し情報発信をするとともに、ながさき移住サポートセンターと連携し移住相談会を都市圏で積極的に行うなど、定住・移住の促進に向けた取り組みを進めています。 ・空き家対策として、空き家の有効活用を図るために空き家バンク制度を創設し、空き家情報を発信しています。	・若者世代の定住に向けた雇用の場の確保が課題となっています。 ・「スローライフ」や「田舎暮らし」などライフスタイルに対するニーズが多様化する中、地域の空き家や農地等を生かし、本市に移り住んでみたいと思える地域づくりが必要となっています。 ・空き家バンクの登録が伸び悩んでいるので、空き家バンク登録の促進に向けた取り組みが必要となっています。	・若者が安心して定住することができ、移住希望者が希望を持って移り住み定住に結びつくよう、きめ細やかな支援体制を構築することで社会増を実現させ、人口減少に歯止めをかけます。	・本市への定住・移住希望者に島原の暮らしや就職情報など必要な情報を発信し、ワンストップ窓口等相談窓口で細やかな情報を提供するとともに、移住希望者が手軽にしまばら暮らしを体験しやすくなるよう、お試し住宅等や空き家情報を充実させ、より多くの人に島原で暮らしていただけるよう取り組みます。	①	古民家等の空き家や空き店舗、空き地の有効活用	・空き家バンクへの登録を推進し、空き家等の有効活用を図ります。	政策企画課
					②	お試し居住やお試し就業が可能な環境整備	・お試し住宅の整備を行い、農業体験等の田舎暮らしを体感できる場を提供し、移住の増加につなげます。	政策企画課
					③	しまばら暮らしの良さの情報発信	・定住・移住の専用ホームページでしまばら暮らしの情報を広く発信し、定住・移住人口の増加を図ります。	政策企画課
					④	移住相談会の実施	・ながさき移住サポートセンター等関係団体と連携し、都市圏での移住相談会を実施することにより、定住・移住人口の増加につなげます。	政策企画課
					⑤	移住者懇談会の開催	・移住者懇談会を定期的に開催し、移住者の定住をサポートします。	政策企画課
					⑥	地域おこし協力隊の活用	・地域おこし協力隊が活動期間中に起業するなど、本市に定着し、まちづくりのリーダーとしての役割を担うことができるよう、人材を育成します。	政策企画課
空き家	・全国的に空き家が増加傾向にあり、空き家対策が社会的な問題となっております。	・適切な管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。	・空き家等に関する対策を実施し適切な管理となるよう努めます。	・相談窓口を設置し、あわせてその実態を把握し必要な助言指導を行います。 ・老朽化した危険な空き家については、その除却のため老朽危険空家除却支援事業を推進します。 ・管理が良好な空き家においては空き家バンクへの登録を推進し、地域の活性化を図ります。	①	空き家等対策総合窓口の対応	・相談内容により必要な助言指導を行います。	都市整備課
					②	空き家データベースの整備	・所有者特定及び特定空家判定のために再調査を行います。	都市整備課
					③	老朽危険空家除去支援事業の推進	・危険な空き家の除去を推進します。	都市整備課
					④	空き家バンクへの登録推進	・管理が良好な空き家については、本市への移住促進等地域活性化を図ります。	政策企画課 都市整備課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
住 宅	- 市営住宅の約 4 割が耐用年限の 2 分の 1 を超えた住宅であるため、安全性や居住環境の改善に配慮しつつ、限られた予算のなかで計画的に順次改修等を実施し市営住宅の長寿命化を図ることが必要となっています。 - 人口減少による住宅需要減少を考慮して、公共施設等総合管理計画に基づき公営住宅の統廃合により、維持管理経費の削減を図ることとし、被災地借上げ住宅のうち、2 団地（稗田・杉山）及び老朽化住宅（桜馬場・坂上・梅園の一部）の早期廃止・解体が重要となっています。	- 限られた予算のなかで、計画的に改修等を実施し市営住宅の長寿命化を図ることが必要となっています。 - 公営住宅の統廃合については、入居者への意向調査、移転計画説明会等を実施して、他の市営住宅等への移転を進める必要があります。	少子高齢化による人口減少により、財源となる税収の増加は見込めない状況にあることから、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的とします。	- 耐用年限の 2 分の 1 を超えた住宅について年次計画により外壁改修を行い、住宅の長寿命化を図っていきます。 - 公共施設等総合管理計画に基づき被災地住宅（稗田・杉山団地）や耐用年限を経過した住宅（桜馬場住宅・坂上住宅）については、公営住宅の統廃合により維持管理経費の削減を推進します。	①	住宅改修工事	・ 柏野住宅外壁改修（H31 年度～R4 年度） 12 棟 110 戸	都市整備課
					②	住宅改修工事	・ 花の丘住宅外壁改修（R5 年度～R8 年度） 10 棟 104 戸	都市整備課
					③	稗田・杉山団地家屋取り壊し	・ 稗田・杉山団地家屋取り壊し（H31 年度～R5 年度） 20 棟 40 戸	都市整備課
					④	桜馬場住宅家屋取り壊し	・ 桜馬場住宅家屋取り壊し（R3 年度～R7 年度） 8 棟 44 戸	都市整備課
					⑤	坂上住宅家屋取り壊し	・ 坂上住宅家屋取り壊し（R3 年度～R6 年度） 1 棟 6 戸	都市整備課

施策2-2 環境にやさしく暮らすまち（循環型社会・環境保全）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
環境保全	・環境保全については、世界的な環境問題への関心が高まる中で、環境に関する市民の意識は向上しています。しかし、一方でゴミのポイ捨てや不法投棄の問題等、一部の市民や事業所のモラル・マナーの低下も指摘されており、必ずしも意識の高まりと実際の行動が一致していない状況も見られます。ゴミの減量は本市の課題の一つですが市民のごみ減量やリサイクル活動は一部の動きにとどまっており、活動が市全体に広がっていないとの指摘もあります。	・市民一人ひとりのモラル・マナーの向上を図るとともに、市民や企業等が取り組む環境保全活動の支援を行います。更に市民・企業・行政が一体となり、本市の環境保全に取り組むための指針づくりについて検討します。	・ごみ回収の新しい仕組みや、資源ごみの活用、様々な主体の連携によるリサイクルの仕組みづくり等、市民が主体となって実施する資源循環活動を促進することで、リサイクル先進地を目指します。	・循環型社会の整備のために、ごみ減量・リサイクル活動の推奨・支援、広域クリーンセンターの延命化、ごみの出し方やルールの周知徹底を図ります	①	ごみ減量・リサイクル活動の推奨・支援	・ごみ問題については、再資源化や生ごみ堆肥化などリサイクルシステムの構築を図り、環境負荷の低減を図ります。	環境課
					②	環境保全意識向上のための啓発活動の展開	・市民や事業所の環境保全意識やモラル・マナーを高めるため、様々な機会を利用して啓発・広報活動を実施します。 ・市民・事業者の連携・協力により、温暖化対策の啓発活動を推進し、家庭でできるエコドライブ、マイバッグ、エコクッキングなどの浸透を図ります。	環境課
					③	公害や不法投棄の防止に向けた監視・指導	・公害や不法投棄の監視・指導を行います。また、悪質な公害・不法投棄に対しては、各機関や市民団体等と連携して、監視体制を強化し、実施していきます。	環境課
					④	市民による自然保護・環境保全活動の支援	・市民の自然保護・環境保全活動等を促進するため、各町内での清掃活動に対する奉仕袋の支給やゴミの回収、犬のフン等の放置にかかるマナー啓発等の各種広報や支援を実施します。	環境課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
森 <								

施策 2－3 いざというとき備えるまち（消防・救急体制・防災）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
防 災	・雲仙普賢岳の山頂に大量の堆積物が溶岩ドームとして不安定な状態で存在しており、崩落の可能性が危惧されています。眉山では、近年大雨により、表面剥離の拡大や、土砂の移動がありますが、民有地までには達しておりません。 ・地域防災においては、災害発生時に命を守るためには「自助・共助」が一番大事であり、自主防災会主導で実施する避難訓練、初期消火訓練及び自主防災会リーダー研修会等を実施しています。 ・平成 30 年度は安中地区において、地区内の保育園、小中学校、高等学校、福祉施設の参加のもと、また地元消防団と安中地区以外の消防団が協力し、溶岩ドームの崩落を想定した実践的な避難訓練を実施しました。 ・消防団の体制については、常備消防との連携を図りながら、新入団員の訓練や消防団総合訓練などをとおして、消防団員の資質と機動力の向上に努めるとともに、消防自動車や老朽化した設備の更新、消火栓の増設などを計画的に整備しています。	・溶岩ドーム崩壊、台風・豪雨時の水害や土砂災害を防ぐための砂防・治山対策 ・自主防災会の活性化で高齢者や障がいのある人たちを含めた住民の避難支援体制づくり ・老朽化した消防施設・設備の更新と運用する消防団の活性化	・「雲仙復興事務所」、「長崎森林管理署」、「九州大学地震火山観測研究センター」、「長崎県」など防災関係機関と連携を図り、監視、観測体制を強化し、治山事業や砂防事業などの対策を行います。 ・自主防災会内の役割分担を決め、自主防災会が主体となって避難訓練や防災研修会を行えるよう育成します。 ・地域で頼りになる消防団の確立に努めるとともに、老朽化した消防施設・設備を更新します。	・各機関の永年の存続と、砂防・治山施設の整備等を要望していきます。 ・先進的な事例を取り入れ、また先進地と交流し、組織の強化を図ります。 ・施設設備は整備計画に則り、確実に実施していくとともに、地域住民との交流や啓発、事業所への周知により、消防団の必要性、重要性を理解してもらい頼れる団の確立に努めます。	①	国、県への要望、陳情	・県を通じて国へ要望するほか、直接国へ要望する機会をつくりま す。	市民安全課
					②	関係機関の周知	・砂防、治山事業に携わっている事、事業内容などを周知していきま す。	市民安全課
					③	ハザードマップの周知	・土砂災害警戒区域を盛り込んだマ ップを作成し、住民に周知し、問 題意識を持ってもらえるよう努 めます。	市民安全課
					④	先進地視察・交流	・実際に見る、話す、肌で感じるこ とで、今後の運営につなげます。	市民安全課
					⑤	個別計画の作成	・実際の避難に活用するため、民生 委員、町内会長・自治会長、消防 団等協力して作成します。	市民安全課
					⑥	協力事業所の増 加	・消防団員を雇用する事業所の理解 を得、協力社を増やしていきま す。	市民安全課
					⑦	住民への啓発	・ケーブルテレビなど、メディアも 利用して、啓発に努めます。	市民安全課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
埋立	平成 24 年 9 月の台風 16 号により、高潮で甚大な浸水被害を受けた船津地区の浸水対策事業として、広馬場下の船溜まり（約 4,500 m²）の公有水面を埋立てることにより、高潮に伴う浸水被害を防止し、災害から人命と財産を守るため実施するもので、平成 27 年度から調査設計に入り、平成 29 年度に埋立免許を取得し、平成 30 年度から締切護岸工事に着手し、一定の効果を確認しており計画的に整備を行っています。	- 船津地区の高潮浸水被害を防止することが第 1 の目的であるが、当該地区は住宅密集地域に隣接し、高齢者が多く居住する地区であることから、利活用計画として高潮災害だけでなく、地震、火災等の災害時の一時避難場所として防災施設整備が必要となっており、暫定的な計画として防災備蓄倉庫や一時避難場所として利用できる多目的広場を計画しているが、漁協などから物産館などの施設整備の要望もあっており、今後、更なる利活用の計画が課題となっている。 - 新地橋及び龍馬上陸地の階段など史跡等ではないが、貴重な土木遺産として移設保存を計画しているが、関係団体との協議の中で移設の費用を含めた方法が課題である。	- 高潮に伴う浸水被害を防止し、災害から人命と財産を守るため、公有水面埋立事業について令和 2 年度の完成を目指し、計画的に整備を進めます。 - 利活用計画においては、防災施設及び多目的広場の整備を暫定計画としているが、今後、地元町内会や商店街の方々などの意見を聞きながら更なる利活用を検討していきます。	- 平成 29 年度に埋立免許を取得し、平成 30 年度から締切護岸工事に着手し、一定の効果を確認しています。 - 平成 31 年度から 2 か年をかけ埋立事業を実施し、令和 2 年度の完成を目指します。	①	広馬場下公有水面埋立事業	平成 29 年度に埋立免許を取得し、平成 30 年度から締切護岸工事に着手し、平成 31 年度から 2 か年をかけ埋立事業を実施し、令和 2 年度の完成を目指します。	都市整備課
高潮対策	平成 24 年 9 月の台風 16 号により、高潮で甚大な浸水被害を受けた船津地区の対策事業として、県施工による高潮堤防と堤防内の雨水等を排水するための排水ポンプ場及び地区の緊急避難道路の役割を持つ有馬船津 5 号線の早期整備が必要です。	県や地元と密接な連携を図りながら、高潮対策事業の早期完成に向け取り組む必要があります。	地域住民の安全安心で暮らせるまちを目指します。	防災道路及び排水ポンプ場の早期整備に取り組みます。	①	有馬船津 5 号線整備	県や地元と密接な連携を図りながら早期完成に向け取り組みます。	道路課
					②	排水ポンプ場整備	県や地元と密接な連携を図りながら早期完成に向け取り組みます。	道路課

施策 2－4 地域の安全を守るまち（防犯・交通安全）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
防犯	高齢者や子供たちを交通事故や犯罪から守るための交通安全教室や防犯教室、高齢者の自動車運転体験型講習や子供たちへの自転車教室、出前講座による交通安全対策や防犯対策を行い、また、地域で見守っていく体制が必要です。	市民に交通安全や防犯に対する意識を高めさせ、地域の繋がりが薄れていく中で高齢者や子供たちをみんなで守るという地域づくりが必要になってきています。	- 市民が交通や防犯に対しての知識を深め交通事故や犯罪に巻き込まれないようになり、地域の高齢者や子供たちをみんなで見守っていきます。 - 市民が意識をもって消費者被害にあわないようする。被害にあった場合は、すぐに相談できる体制を整え被害を最小限にとどめます。	- 市民が意識を高めるような施策を充実させ、相談体制の確立を図ります。 - 犯罪被害者等支援計画を策定し、犯罪被害者等への理解を深め関係機関と連携し効果的に支援を行います。	①	交通・防犯教室の推進	市民の意識の向上を図るため、教室を開催し、周知・啓発を行います。	市民安全課
					②	見守りネットワークの充実	市・関係機関・関係団体・事業所と連携し、見守り活動を行います。	市民安全課
					③	特殊詐欺未然防止事業の推進	自動通話録音装置の設置の推進を行い、被害の減少に努めます。	市民安全課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
防犯	・悪質巧妙化する消費者被害は、本市においては減少してきていますが、本人が被害にあっていることを認知していない場合や泣き寝入りをしている場合があります、実際の被害は相当数があると思われます。 ・犯罪被害者等の支援は、まだ十分ではなく、社会全体で効果的に支援を行っていく必要があります。	・特殊詐欺の被害を少なくするための啓発や消費生活相談の充実を図るとともに、消費者教育の充実と関係機関との情報共有・連携を深めることが被害を最小限に抑える取り組みが求められます。 ・犯罪被害者等の支援については、一刻も早く日常生活の回復を支えるため、犯罪被害者等が置かれている状況に合わせ、多方面からの支援が必要となります。	・犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合い、誰もが安心して暮らすことができる社会を目指します。	・パトロール等の充実や各種相談・支援に取り組みます。	④	青色パトロールの充実	・地域安全パトロール員の増員などで活動内容を充実させ、犯罪防止に努めます。	市民安全課
					⑤	消費生活相談の充実	・消費生活相談の周知を図り、市民が安心して過ごせるよう支援します。	市民安全課
					⑥	犯罪被害者等支援の充実	・犯罪被害者等支援条例を制定するとともに、犯罪被害者等支援計画を策定し、安心して暮らせる社会を目指します。	市民安全課

基本目標 3 賑わいと活力を興すまちづくり								
施策 3－1 自然の恵みを供給するまち（農林業）								
施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現 況	課 題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取 り 組 み		担 当 課	
担 い 手	・ 近年、農業従事者の高齢化や、後継者不足による農家戸数の減少が全国的に問題になっており、農林水産省による統計調査（農林業センサス）を見ると、農業従事者の平均年齢は年々高くなり、農家戸数においては年々減少傾向となっています。 ・ 本市においても、農業従事者の平均年齢は年々高くなっており、後継者不足等による農家戸数の減少や、労働力不足が問題となっている。この問題を解決すべく、各地区で人・農地プランを作成し、地域農業の問題解決に向け地域農業者や関係機関と連携し取り組んでいるところです。	・ 今後、農業従事者の高齢化や、後継者不足による農家戸数の減少が見込まれることから、荒廃農地の増加や人口減少などの影響による労働力不足の深刻化が予想されます。 そのため、本市の基幹産業である農業の更なる振興を図るため、地域農業後継者や UI ターン者などの新規就農者の確保を行うとともに、地域農業の担い手が活躍できる補助事業の充実が必要と考えられる。また、人口減少、少子化、長寿社会の到来を踏まえると労働力不足を補うための外国人労働者の受入や、省力化に向けた農作業の ICT などを活用したスマート農業への取り組みが必要と思われます。	・ 地域農業後継者や UI ターンでの新規就農者の確保により農業従事者の若返りを図ります。 ・ 情報化社会が進展する中、農作業の ICT など、スマート農業による省力化を実現するとともに、これまで地域を担ってこられた農業者の技術等の継承も併せて行います。 ・ 外国人労働者の受入により労働力不足の解消に努めます。	・ 都市部で開催される移住相談会への参加、帰省時期に合わせた就農相談会の開催等により、農業を含めた島原市の魅力を発信し、移住・定住へとつなげます。 ・ U I ターン等の農業による移住希望者に対して、関係部署と連携し生活支援についても情報が提供できるようにします。 ・ 県が実施している研修事業等を活用し、関係機関と連携し新規参入者でも農業経営が行えるように技術指導のほか、農業法人による雇用就農を希望する者への支援を行います。 ・ 県が取り組んでいる外国人労働者の派遣について、活用を促進し労働力不足の解消につなげます。 ・ 国、県、関係部署との情報を共有し、今後の新技術による省力化の取組を広く周知し活用を促進します。	①	新・農業人フェア等への参加	・ 東京・大阪等での UI ターン向けの就農相談会にブースを出展し、島原市の PR、制度説明等を行い、県外からの移住者、新規就農者の確保を狙います。	産業政策課
					②	就農相談会の実施	・ お盆、正月に帰省されている方をターゲットに夏期、冬期で就農相談会を行い、新規就農者の確保を狙います。	産業政策課
農 林 業	・ 本市は、県内総生産の農業部門の約 1 割を生産する県内有数の農業地帯です。「だいこん」や「にんじん」、「はくさい」、「すいか」等の野菜・果樹から、「鶏卵」や「豚」、「肉用牛」、「生乳」等の畜産物、「きく」等の花卉に至るまで、季節を問わず様々な農産物を全国に供給しています。 ・ 本市の農業は、生産性が高く、農家一戸当たり、耕地面積当たりの生産農業所得は、県内でもトップクラスの水準にあります。これは継続して行われてきた農地基盤整備の効果によるものと思われ、地元農家も農産物の更なる生産性の向上を図るため、農地基盤整備に対して、大きな期待を寄せています。	・ 平成 27 年の本市の農業労働力をみると、農家戸数は 1,438 戸、農業就業人口は 2,371 人であり、ともに昭和 55 年の約半数に減少しています。農業生産の中心となる専業農家の割合は 37.3%と高いものの、65歳以上の割合が37.4%に達しています。今のところ担い手不足は顕在化していませんが、高齢化による離農が進めば、深刻な担い手不足に陥る可能性があります。 ・ 本市の農業の基幹部門である畜産についても、規模拡大や産地間競争に対応しうる基盤の確立が必要です。 ・ 農地基盤整備の新規要望地区においては、農地基盤整備の際に生じる負担金の償還に関する問題や将来高齢化による離農に対する不安等から、権利者の農地基盤整備事業への同意取り付けが難しくなっています。	・ 本市において農業は基幹産業であるので、地域活性化のため、今後も農業生産の維持・振興を図ります。また、農地の区画整理やその他の農業用施設を整備することにより、生産量の向上や生産コストが安価となり、今後の安定した農業経営や担い手の確保に期待する農家も増えています。	・ 農業生産の維持・振興を図るため、労力支援システムを強化するとともに、外国人雇用や移住促進も併せて取り組みながら、労働力の安定的な確保に努めます。 ・ 安心して農業が営めるよう、生産基盤の改善や優良家畜の導入等により、効率的で環境にやさしい生産が行える環境を整備します。また、農産物価格低下の影響を最小限に食い止めるため、多様な販路を開拓・確保し、所得の安定化を図ります。 ・ 農地基盤整備に対する理解を深めるとともに、事業への同意率の向上を図ります。遊休農地や耕作放棄地を集積することで作付面積の増加、耕地利用率の増加を図ります。	①	農地集積の促進と生産基盤の整備	・ 狭小・不整形なほ場については地区内道路も狭小なため大型機械での作業ができず農作業の省力化や効率化が図れない状況にあることから、生産基盤の整備を行い、優良農地化を図ります。	農林水産課
					②	畜産の産地化と環境にやさしい農業の推進	・ 血統、体格、肉質、資質能力の優れた基礎家畜を導入・育成するとともに、規模拡大や経営改善に必要な施設や機械等の導入を支援し、経営の安定と競争力の強化を図ります。 ・ 環境にやさしい農業を推進し、耕種部門と連携した良質な堆きゅう肥の利用システムを構築するとともに、環境保全型農業の推進による堆肥需要の拡大を図ります。	農林水産課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
農 林 業					③	多様な担い手の 確保・育成	・国の農業次世代人材投資事業等の活用により、UI ターン就農を含めた新規就農者を確保するとともに、女性経営者の参画推進や法人化支援、労力支援システムの強化等、多様な側面から担い手の確保に努めます。 ・特に次世代を担う若者に対しては、農業の魅力を積極的にアピールしていきます。また、就業者の確保に加え、認定農業者等が持つ高い生産技術の伝承を進め、農業経営者の育成を図ります。	農林水産課
					④	多様な販路の開 拓・確保	・農業経営の安定化のため、既存の販路にとらわれず、契約栽培や IT を活用した通信販売、規格外品の市内加工等、多様な販路の開拓・確保を推進します。	農林水産課

施策３－２　水産資源を守り育てるまち（水産業）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
水産業	・本市の水産業は、小さな漁船で操業する経営体が多く、漁場は有明海沿岸を中心としています。この点で、本市の水産業は有明海の恵みに支えられた漁業であるといえます。本市では、海面漁業に加え、養殖業が盛んに展開されており、カレイやエビ、タコ、イカをはじめ、ノリ、ワカメ、コンブ等の多様な魚介類、海藻類が水揚げされます。また、近年ではトラフグの陸上養殖に続いて、アワビの陸上養殖も始まりました。 ・本市の漁業者の多くは、島原漁業協同組合と有明漁業協同組合の正組合員として水産業を営んでいます。	・平成 28 年の本市の漁業就業者数は、382 人であり、65 歳以上の約 48％に達し、次代を担う 20 代の若い漁業者がほとんどおらず、深刻な後継者不足に直面しています。 ・このような状況に至った一つの要因としては、漁獲量の減少による所得低下が挙げられます。平成 28 年の本市の漁獲量は約 512 トンであり、平成 18 年（約 2,000 トン）と比べると約 25％にまで落ち込んでいます。	・漁業者の笑顔を取り戻します。	・漁獲量の減少による所得低下を防ぐため、藻場や干潟の保全活動に取り組みます。 ・漁獲量の減少による所得低下を防ぐため、地域特性に合った種苗放流の実施や養殖業を継続して支援します。 ・加工施設や直売所等の整備に支援し、水産物の販売促進を図ります。 ・広域的な漁業協同組合の連携による、冷凍冷蔵庫などの共同利用施設集約化にかかる漁業関連施設整備へ支援します。 ・漁協の組織基盤強化のために行われる広域合併については、継続して協議を進めます。	①	水産資源の回復	・水産資源の減少に歯止めをかけるため、関係自治体及び漁業協同組合等との連携による種苗放流や、「水産多面的機能発揮対策」を活用した藻場・干潟の保全に努めます。	農林水産課
					②	養殖技術の開発・事業化	・漁業者と連携しながら継続して、新たな養殖技術の開発や技術を応用した事業化を促進します。	農林水産課
					③	漁業者の確保・育成	・漁業者が安心して水産業を営める環境を整備することで若い漁業者の確保・育成を図ります。	農林水産課
					④	藻類養殖の推進	・有明海は藻類養殖に適した環境であり、また藻場としての機能を有する藻類養殖の推進と加工施設整備等への支援を行います。	農林水産課
					⑤	漁業環境の整備	・広域的な漁業協同組合の連携による冷凍冷蔵庫や直売所整備への支援を行います。	農林水産課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
水産業					⑥	漁業協同組合の 組織基盤強化	・漁協の組織基盤強化のために行わ れる広域合併については、継続し て協議を進めます。	農林水産課

施策３－３ 暮らしを支える商工業のまち（商工業）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
特産品・販路	・市内事業者の商品販路は地元における販売が主なものであったが、人口減少に伴い販売機会が減少しています。 ・島原市特産品認定制度で市が優れた特産品として認定した商品（SQ商品）は、地域間競争の激化や消費者ニーズが多様化している中、大消費地においても対応できる商品として市場の評価は高くなっています。 ・地元事業者の中で、近年、新たな発想の商品、意欲的な新商品が続々と産み出されています。	・従前の市内事業者の商品販路は地元における販売が主なものであったが、地元の販売機会の減少等により、市外に向けた販路開拓の必要性が高まっています。 ・SQ商品は、大消費地においても対応できる商品として市場の評価は高いが、その評価が定着するためには常に消費者の嗜好や市場の動向等に敏感に対応できる事業者自身の取り組みが必要です。 ・様々な商品が積極的に開発されていますが、ターゲットとする市場で受け入れられるためにはブラッシュアップが不足している状況です。	・地域間競争の激化や消費者ニーズが多様化している中、大消費地においても対応できる島原の農水産物の高品質なイメージを確立するため、島原ブランドの確立に向けた取り組みを支援します。 ・島原の物産の強みを生かせる「食」に注目し、その提供システムの構築を推進するとともに、農水産業と商工観光業が一体となった特産品の開発を積極的に支援します。 ・主要都市部において島原の魅力を発信することで、島原及び島原産品に対するファン作りを目指します。 ・流通関係者との関係構築に努めることで販路開拓を目指します。また、これまでの取り組みで培われたノウハウや人脈を活用して、地域経済を支える生産者・中小企業等の海外を含めた広範囲の販路開拓を目指します。	・SQ商品や新商品など、商品の魅力を積極的に紹介し、知名度の向上を図るとともに、店舗における継続的な島原コーナーの設置・商品の常備化に向けて取り組みます。 ・島原の農水産物の高品質なイメージを確立するため、有名レストランにおけるフェア並びに大手百貨店における物産展を開催します。 ・有名レストランでのフェアや主要都市において物産展を開催し、本市特産品の紹介及び観光情報を発信することで、島原及び島原産品に対するファン作りを目指します。 ・都市部への販路開拓を目的としてバイヤー商談会などに積極的に参加し、成約にむけたフォローアップや流通関係者との関係構築を行います。 ・有名レストランと連携して、島原産品の素材の特徴を最大限に活かした新作メニューによるフェアを開催することで、知名度の向上及びレストランにおける販路開拓を目指します。 ・生産者・中小企業等の海外を含めた広範囲の販路開拓に向けたノウハウの獲得、成約に向けたフォローアップを随時実施します。	①	特産品の開発	・島原市特産品認定制度（島原スペシャルクオリティ：SQ）による高品質な商品をSQ商品として認定するとともに、消費者ニーズに応じて認定商品の改良を支援します。	しまばらブランド営業課
					②	認知度向上の推進	・島原市特産品認定制度で認定した商品をはじめとして、島原の高品質な農水産品の認知度向上を図るべく、定期的に都市圏の有名レストランにおけるフェア並びに大手百貨店における物産展を開催します。 ・流通関係者を島原に招いて産地訪問によるマッチングも併せて実施します。	しまばらブランド営業課
					③	販路拡大の推進	・都市圏の市場において、常備商品としての定着を図るために、市内事業者が広く参加できるバイヤー交流商談会やセミナーを開催するとともに、市場となる都市圏で開催されるビジネスマッチング商談会や海外見本市・商談会への参加を図り、より広域、より多い販路拡大の機会が得られるよう支援します。 ・レストランにて島原産品を食材としたフェアを開催することで農畜産物のイメージアップと飲食業への販路開拓を目指します。	しまばらブランド営業課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
商 工 業	・本市の商業は、モータリゼーションの進展による生活圏の拡大及び郊外大型店の立地により、厳しい状況に置かれています。 農水産業が盛んなことや市内に食料品製造業が多いことから、飲食料品の卸売業や小売業の割合が大きくなっています。 ・本市の工業は、食料品製造業や繊維工業等の生活関連型の製品を取り扱う事業者が多く、そのほとんどが零細・中小の事業所で構成されています。	・卸売業は、単価の安い食料品を扱う割合が大きいため、安定はしているが、成長性に乏しくなっています。 ・小売業は、大型店の出店や買物先動向の変化、人口減少によるマーケットの縮小等によりかつてない危機に直面しています。 ・工業は、急速な需要拡大が見込めないため成長性に乏しく、また、新たな設備投資が起りにくく、生産性の伸び悩みがうかがえます。	・中小企業の経営の安定化を図るとともに、規模拡大を図る地場企業に対する支援を行うことで、地域産業の振興を図ります。 ・中心市街地商店街に対する支援を行うことで、まちの賑わいを創出するとともに来街者を増やし、まちなかにおける商業の振興を図ります。 ・創業や事業承継に対する支援を行うことで、産業の新陳代謝を促進し、市内事業所の減少に歯止めをかけます。	・市のホームページや広報誌等を通じて支援制度の周知に努めます。 ・島原商工会議所や有明町商工会、商店街等の関係機関と連携し、各種講座、講習を実施するとともに支援制度の周知や企業からの相談に応じ、地場企業の事業継続と発展を目指します。	①	中小企業の経営 基盤強化の支援	・中小企業の設備資金や運転資金の融資及び融資資金の利子を助成することにより、経営の持続化・安定化を図ります。	産業政策課
					②	規模拡大を図る 地場企業への支援	・既存事業所の増設や移転等により規模拡大を図る地場企業に助成することにより、生産性の向上を図ります。	産業政策課
					③	中心市街地商店街の活性化	・中心市街地商店街の空き店舗対策等に対する支援を行い、まちの賑わいを創出し、来街者を増やすことにより、まちなかにおける商業の振興を図ります。	産業政策課
					④	創業・事業承継 に対する支援	・創業や事業承継に対する支援をしまばら創業サポートセンターで実施するとともに、助成による支援を行い、地域産業への新たな活力を生み出します。	産業政策課

施策３－４
 訪れてみたい、魅力のあるまち

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
観光業	・観光業は、本市の主要産業の一つです。歴史的に培われた風土や文化、情緒に加え、温泉や火山、湧水等の多くの特色ある観光資源を持っています。 ・特に城下町島原を代表する島原城、武家屋敷、清流亭、四明荘、鯉の泳ぐまち、銀水などを中心とした施設では、観光客の周遊性を高め、滞在時間を延長させるため、観るだけでなく島原ならではの風情やおもてなしを演出することで賑わいを創出し、体験型の要素を積極的に取り入れることで、複合的に観光資源を連結させ、観光客の視点に立った魅力ある観光商品を提供し、周遊型観光の促進を図っています。	・観光客の周遊性を高め、滞在時間を延長させるため、「歴史・湧水・温泉・火山」等の体験型コンテンツの連携による更なる商品開発が求められます。 ・観光施設の整備はもとより、街歩きマップなど観光パンフレットや、観光情報のリアルタイム配信、並びに I T 等を使った集客、街中フリーWi-Fi の整備・更新をはじめ、観光交通網の整備を行うことで利便性の向上に努めます。併せて、歴史や文化や観光資源の融合や見せ方の工夫、日常的なサービスを含めたおもてなしの心の醸成が求められます。	・本市の観光資源である「城下町」や「湧水」などの魅力を発信するとともに、島原の特色を活かした体験・周遊型のコンテンツを商品化することで島原ならではの魅力体験などを通して、島原らしさを演出しながら賑わいを創出し、観光客の満足度・充実感を高め、周遊型観光の促進、滞在時間の延長を目指します。	・観光客の周遊性を高め、滞在時間を延長させるため、「歴史・湧水・温泉・火山」等の体験型コンテンツの連携による更なる商品開発。また、観光施設の整備はもとより、街歩きマップなど観光パンフレットや観光情報のリアルタイム配信並びに I T 等を使った集客、街中フリーWi-Fi、案内標識等の整備・更新を行います。 ・観光交通網（2 次交通）の整備を行います。	①	体験型観光事業の推進と観光商品の提供	・観光客の回遊性を高め、滞在時間を延長させるために、市内にある観光資源を連携させ観るだけでなく、触る、学ぶといった体験型の要素も積極的に取り入れる。また、観光客の視点に立った魅力ある観光商品を提供します。	しまばら観光おもてなし課
					②	魅力的な観光施設の整備	・島原城・武家屋敷・四明荘・銀水等や足湯を含めた温浴施設、湧水等の集客を期待できる観光資源については、観光客の視点に立った観光施設としての整備に加え、魅力的な見せ方に取り組みます。	しまばら観光おもてなし課
					③	観光資源の開発	・観光客の呼び水となる火山や温泉等の地域資源を活かし、島原半島のジオパークや温泉を活かしたまちづくりを進めるとともに、既存イベント等の充実は図ることで観光客の増加に取り組みます。	しまばら観光おもてなし課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
観光業					④	快適な環境整備	・観光客に島原の魅力を伝えるため、市民一人ひとりに地元の魅力や城下町・湧水等の観光資源の大切さを知ってもらうための啓発活動を推進します。 ・観光客へのサービス向上のため観光ボランティア等との協力を図ります。	しまばら観光 おもてなし課
					⑤	観光地「島原」のPR強化	・島原半島ジオパークを核として地質遺産や自然環境を活かすなど、島原城・鯉の泳ぐまち・銀水などを一体とした観光地「島原」のイメージの醸成と体験型・周遊型観光のPR活動に取り組みます。	しまばら観光 おもてなし課
					⑥	島原観光ビューローとの協力	・島原観光ビューローを核に、観光PRや誘致活動をはじめ、観光施設の運営や2次交通、街中フリーWi-Fiの整備、各種イベントなど戦略的な観光施策に取り組みます。	しまばら観光 おもてなし課
観光資源	・九州新幹線西九州ルートの開業を見据え、市域を超えた広域的な視点に立ち、雲仙天草国立公園や世界ジオパーク、「長崎の教会群とキリスト関連遺産」などの魅力的な地域資源を活かすことができるよう、地域公共交通の維持や利便性の向上に努めています。 ・観光戦略における公共交通の核となる鉄道について、沿線自治体及び県と連携し、鉄道輸送の安全性の向上と島原鉄道の維持・発展に向けた支援を図りながら、利用者増につながるよう島原鉄道の魅力を発信しています。	・島原鉄道の歴史や地域の特性を活かしたオリジナルストーリーを磨き上げ、旅行商品の造成や1号機関車をモチーフにした観光列車の導入を進め、効果的なマスメディア戦略により島原鉄道を全国ブランドの鉄道へと展開を図る必要があります。	・訪問者にとって利便性が高く魅力ある公共交通体系を構築することにより、交流人口の拡大を図ります。	・公共交通機関の維持・確保に努め、公共交通の利便性の向上と併せて、公共交通自体の魅力向上、魅力発信に取り組みます。	①	1号機関車をモチーフとした観光列車の導入	・1号機関車をモチーフとした観光列車の導入により、全国ブランドの鉄道への展開を図ります。	政策企画課
					②	有明海沿岸（熊本・大牟田）、天草地域との連携	・有明海航路を最大限に活用し、島原半島と熊本・大牟田・天草地域と一体となった取り組みにより、交流人口の拡大を図ります。	政策企画課
					③	南目線活用	・南目線の有効活用について検討します。	政策企画課

施策 3－5
 新たな活力を育むまち（雇用対策・新産業の育成）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
雇用	- 島原公共職業安定所管内（島原市、南島原市）の有効求人倍率は、平成 29 年度は 1.11 倍で年々上昇傾向にあります。 - 高校を卒業後に就職した方のうち、市内に就職した割合は年々減少傾向にあります。 - 一方、雇用の場は事業所数の減少により縮小し、人口減少が進む中で多くの産業分野で就業人口は減少しています。	- 本市でも人手不足が顕著であり、その要因として求職者が少ないことや、求人と求職のミスマッチが挙げられます。また、市内事業所は福利厚生等の労働環境面の整備が遅れている状況にあります。 - 多くの高校生が卒業と同時に島原を離れていく現状から、地元就職の拡大を図る必要があります。	- 各事業所が労働者の目線に立った働きやすい職場づくりに努めています。 - 現在の職場に勤めながら、スキルアップを目指し職場への定着率が向上しています。 - 若者から高齢者まで幅広い年齢層が生きがいを持って心豊かに働いています。	- 求職者に対する求人情報の提供や事業所の働きやすい職場づくりに対する支援、スキルアップにかかる資格取得支援、高年齢者の雇用促進支援を行い、人手不足の解消及び定着率の向上を図ります。 - 新規学卒者や UI ターン者の市内就職に対する支援を行い、市内就職の促進を図ります。	①	求人情報の提供	公共職業安定所と連携し、市のホームページで求人情報の提供を行い、就業への支援を推進します。	産業政策課
					②	働きやすい職場づくりの支援	市内事業所の働きやすい職場づくりや人材育成に対する支援を行い、ワークライフバランスの向上とともに職場への定着率の向上を図ります。	産業政策課
					④	資格取得によるスキルアップ支援	職場で働きながらスキルアップを目指し資格取得を行った方に対する支援を行い、働きがいと能力向上を推進します。	産業政策課
					⑤	高年齢者の就業機会の確保支援	高年齢者の就業を推進するため、シルバー人材センターの円滑な運営への支援を行います。	産業政策課
					⑥	若者の地元就職の拡大	地元高校生などを対象に地元企業ガイドブックの配布や企業説明会を開催するとともに、新規学卒者や UI ターン者の市内就職に対する支援を行い、市内就職の促進を図ります。	産業政策課
企業誘致	- IT 関連企業のサテライトオフィス誘致と地場企業や農家への生産性向上のために IT、IoT などの最新情報の提供などを目的として、IoT 推進ラボを活用し、IT、IoT 関係のセミナー等を開催しています。 - 本市に縁のある方々を中心に人脈形成を図り、本市への IT 関連企業のサテライトオフィスを中心として誘致活動を行っています。	- 本市は、長崎空港から約 90 分、諫早インターチェンジから約 60 分とアクセスが悪いため、企業の誘致には非常に不利な状況にあります。 - 分譲可能な工業団地等がないほか、財源が乏しいため、十分な補助金を出すことが難しく、他自治体との優位性がない状況です。	- IT、IoT などの最新技術の導入促進を行い、地元の企業や農林水産業の生産性向上を図り、雇用拡大を目指します。 - IT、ベンチャー企業等のサテライトオフィスの誘致により、若者の働き場を増やすと共に移住定住者の拡大を目指します。 - 働く場を増やすことにより、人口流出を防ぎ、移住者の受け入れ拡大を目指します。	- 地元企業等を対象とした IoT セミナー等の開催します。 - 島原に縁のある方々を伝手に関東地方への営業を行います。 - 地元の企業や農林水産業への IT、IoT に関するご提案できる企業の紹介等を行います。	①	IoT 活用セミナー	地元企業を対象とした IoT 導入セミナーを開催します。	政策企画課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現 況	課 題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取 り 組 み		取 り 組 み 内 容	担 当 課
健 康	・ 急激な少子高齢化の進行や生活習慣病による医療費の増大、要介護認定者の増加などが大きな課題となっていることから、健康寿命を伸ばし、生涯にわたって心身ともに健康でいきいきと暮らしていけるよう、子どもから高齢者まで世代にあった健康づくりを段階的、継続的に取り組むことが重要となっています。 ・ 健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るとともに、生活習慣病をはじめとする疾病の予防と早期発見に向けた各種健康診査、各種がん検診、健康教育や健康相談などを実施し、今後も市民の健康保持・増進のため、積極的な事業の推進が必要となっています。	・ 主要死因であるがんや心疾患の増加、また生活習慣病の発症予防や重症化予防に重点を置き、早期から健康的な生活習慣を身につけ、各世代に合った健康増進を図るとともに、少子高齢化に対応した母子保健や介護予防への取り組みを強化していくことが求められています。 ・ ライフスタイルの変化などにより、身体やこころの健康に不安を抱える人が増えており、市民一人ひとりが健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組み、個人の健康を地域で支える環境づくりをすることが求められています。	・ 市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という健康に対する意識を高め、健康的な生活習慣を身に付け、健康づくりに取り組む市民の増加を図ります。 ・ 個人をまち全体で支援していく健康づくり体制の整備が図られ、市民一人ひとりが心身ともに健康でいきいきとした生活を送ることを目指します。	・ 妊娠期から高齢期まで各ライフステージに応じて、健康に関する知識の普及啓発や健康づくりの支援、予防を重視した各種取り組みを、市の広報誌やホームページ、各種健診や健康相談、健康づくり教室、介護予防サークル活動等を通じて行い、市民の健康意識の高揚を促進し、健康保持・増進を推進します。	①	「健康しまばら21」、「食育推進計画」の推進	・ 市民一人ひとりが主体的に生活改善などの健康づくりに取り組むとともに、その個人をまち全体で支援していく社会環境をつくりあげ、「健康寿命」を伸ばすことができるよう推進します。	保険健康課
					②	健康管理意識の高揚促進	・ 健康・医療に関する知識等を、各種の健康相談や健康づくり教室等を通じて啓発し、市民の健康管理意識の高揚を促進します。	保険健康課
					③	健康づくり事業の充実と健康情報の提供	・ 市民が健康を意識した生活や運動習慣を身に付けるための健康教室の開催や健康相談事業の充実を図るとともに、市民による地域資源を活用した主体的な健康づくりの取り組みを支援します。	保険健康課
					④	母子保健事業の促進	・ 安心して子どもを生み育てることができるよう、各種健診、相談などの母子保健事業を充実させ、子育てを支援します。	保険健康課
					⑤	健康診査等の充実	・ 疾病の早期発見、早期治療のため、各種健康診査やがん検診等の機会を提供するとともに、受診率の向上を図るため、休日検診など受診しやすい環境を整えます。	保険健康課
					⑥	介護予防事業の促進	・ 地域活動への参加や趣味の充実など、生きがいを持って生活し、健康的な生活を心がけ、要介護状態を防ぐための教室やサークルの充実を図ります。	保険健康課
国民健康保険	・ 国民健康保険（国保）は、農業・漁業の従事者、自営業者、職場の健康保険等に参加できない方や無職の方等が加入し、地域医療の確保と地域住民の健康増進に貢献し、医療保険制度の中核として、重要な役割を担っていますが、近年の少子高齢化の急速な進展により被保険者の高齢化が進行し、医療費の高騰化を招いています。	・ 少子高齢化の進展等により国保被保険者数は減少しており、これに伴い保険税も減収傾向となっています。 ・ 加入者の高齢化や医療技術の高度化等により一人当たりの医療費は年々増加傾向にあり、将来にわたり国民皆保険制度を維持するため、国保財政の健全性を高めることが課題となっています。	・ 新制度のもと、国保事業に関する周知を図るとともに、適正かつ効率的な事業運営に努め、負担の公平性と国保財政の安定化を図ります。 ・ 加入者における生活の質の向上と健康寿命の延伸を図ります。	・ 健康づくりを通して医療費の適正化を目指す取り組みを進めます。	①	特定健診・特定保健指導	・ 生活習慣病予備群の早期抽出と、生活習慣病のリスクに応じた保健指導の充実を図ります。	保険健康課
					②	糖尿病性腎臓病重症化予防	・ 島原市医師会との連携体制で人工透析導入予防を目的に保健指導を行います。	保険健康課
					③	医療費通知	・ 健康管理と保険制度に対する意識向上を目的に通知を行います。	保険健康課
					④	後発医薬品の使用促進	・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合の費用負担削減例の通知を行います。	保険健康課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
国民健康保険	・国保事業の持続的な安定運営を図るため、平成 30 年度から県が財政運営の責任主体となり、市や町とともに国保運営の中心的な役割を担う新制度へ移行しています。				⑤	重複頻回受診・重複服薬者対策	・対象者への訪問指導を行い適切な受診と服薬を促します。	保険健康課
					⑥	歯科健診	・歯科疾病の早期発見と早期治療を促します。	保険健康課

施策 4－2 安心して医療を受けられるまち（医療）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
医療	・県南医療圏域は県下で最も小児科医の少ない地域で小児科医療機関の減少や小児科医の高齢化も進んでいることから、長崎県島原病院の小児科医の確保に努めるとともに、当番医を長崎大学から派遣して島原病院内で「小児の休日（時間外・夜間）診療事業」を実施しています。 ・初期救急患者の診療を行う在宅当番医制や入院治療を必要とする重症救急患者の診療を行う病院群輪番制運営支援事業の実施により、休日・夜間等における医療体制の充実を図っています。 ・地域の継続的かつ安定的な医療確保のため、島原半島の拠点病院である長崎県島原病院の運営にかかる経費を長崎県と半島三市で負担しています。	・長崎大学が島原病院を研究拠点として開設している「島原地域小児医療研究室」が令和 3 年度までのため、以降も引き続き小児科医を確保する必要があります。	・休日、夜間、緊急時など、いつでも医療が受けられる体制が整っています。 ・安心して子どもを産み育てることができる環境が整っています。	・長崎県島原病院の医師確保など機能強化を図るとともに、医療機関との連携を図り、休日、夜間、救急時の医療体制、高次医療に対応する広域医療体制を充実させます。特に、小児の医療体制の確保・充実に努めます。	①	長崎県島原病院の小児科医の確保	・安定した小児科医療が継続されるよう島原病院の小児科医の確保に努めます。	福祉課
					②	小児の休日診療事業	・休日の診療所を島原病院内に設置し、当番医を長崎大学から派遣して、診療を行います。	福祉課
					③	長崎県島原病院の運営	・地域の継続的かつ安定的な医療確保のため、長崎県島原病院の運営にかかる経費について長崎県と半島三市で負担します。	福祉課

施策4－3 身近な支え合い、助け合いのあるまち（地域福祉）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
福祉	・高齢化の進行とともに、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、また、日常生活において支援を要する世帯が増加していることから、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるための取り組みが必要となっています。 ・ひとり暮らし高齢者等の安全・安心の確保のための各種事業をはじめ、地域における支援者の協力やネットワークの構築による見守り体制や在宅高齢者福祉施策の充実を図っています。	・少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の変化などにより地域のつながりの希薄化が憂慮されるなか、増加傾向にある要支援高齢者を社会全体で見守り支えていく地域づくりの構築が求められています。 ・個人情報保護の観点から、要支援高齢者に対し、第三者への情報提供について理解を求めるとともに、地域の支援団体についても、見守り活動への協力や提供を受けた情報の管理徹底が求められます。	・高齢者が住み慣れた地域で、人生の最後まで安心して生活が続けることができます。 ・地域が一体となって高齢者を支える体制づくりが充実しています。	・地域包括ケアシステムの構築・充実を図ります。 ・高齢者等の安全・安心の確保と不安解消のため、ひとり暮らし高齢者等の生活支援事業を推進するとともに、地域で支え合う互助・共助体制の構築・充実を図り、高齢者が安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。 ・在宅で介護されている家族等の支援事業を推進し、介護負担の軽減を図ります。	①	緊急通報システム事業	・ひとり暮らし高齢者が災害や急病時の緊急時に簡単な操作により通報ができる緊急通報装置を貸与します。	福祉課
					②	ねたきり老人等介護見舞金支給事業	・在宅で高齢者等を介護されている家族へ見舞金の支給を行います。	福祉課
					③	ねたきり高齢者等おむつ費助成事業	・在宅介護にかかるおむつ購入費の助成を行い、金銭的不安の軽減に努めます。	福祉課
					④	あんしん支え合い活動	・一人暮らしの高齢者などを対象に、平常時からの情報提供に同意した人の名簿を作成して、地域の支援者と情報を共有し、日常的な見守り活動等も行うなど、互助・共助の輪を広げ、安心して暮らせるまちづくりの推進に努めます。	福祉課
					⑤	高齢者等見守りネットワークの促進	・高齢者等を地域全体で見守る体制の充実を図るため、新たな民間事業者との協定を進めます。	福祉課
					⑥	在宅医療・介護連携の推進	・医療と介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう、多職種協働による在宅医療と介護の連携を推進します。	福祉課
					⑦	生活支援体制の整備	・高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるよう、地域における生活支援体制の構築・推進を図ります。	福祉課
					⑧	権利擁護への取り組み	・高齢者虐待防止対策に取り組むとともに、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の権利を擁護するため、成年後見制度の活用等に努めます。	福祉課

施策４－４　安心して子育てできるまち（子育て支援）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
子育て	・少子化対策として、子どもを産み育てやすい環境づくりに配慮するとともに、各種子育て支援事業を継続的に取り組むことが重要となっています。 ・子育てに不安を抱えている家庭や在宅で小学校就学前の子育てをしている家庭に対する支援体制の充実が必要となっています。	・各種子育て支援事業を継続的に実施するためには、財源確保が必要となります。 ・子育てを支援する各種相談窓口を充実していくことが求められています。 ・地域全体で子育てを見守り、子育てに協力するような仕組みを整備することが求められています。	・安心して子どもを生み育てることができる、子育てに優しいまちづくりを目指します。	・各種子育て支援事業を継続的に実施します。 ・子育てを支援する各種相談窓口を充実していきます。 ・地域全体で子育てを見守り、子育てに協力するような仕組みを整備します。	①	保育サービスの充実	・共働きをはじめとする各家庭の就労状態や家庭環境に応じた保育体制を充実するため、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育、障害児保育、学童保育等に積極的に取り組む保育所・認定こども園等を引き続き支援します。	こども課
					②	子育て世帯の経済的負担軽減のための支援	・福祉医療費の助成、保育所・認定こども園の保育料で第2子以降の無料化、満2歳未満の第2子以降の子どもにかかる育児用品の購入費用の一部助成等により、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	こども課
					③	子育てを支援する相談窓口の整備	・子育てに不安を抱えている家庭に対する支援体制として、子育てに関する相談、ひとり親家庭や障害児に関する相談等、子育てを支援する各種の相談窓口を整えます。	こども課
					④	在宅で子育てをしている家庭への支援	・親支援（親育ち）と子育ての仲間づくりを支援するための講座等の充実を図ります。また、母及び乳児の健全な育成環境の確保と子育てに関する情報提供等を行うために、乳児家庭全戸訪問事業の充実やホームページ・チラシ等の充実を図り、子育て家庭への支援を行います。	こども課
出会い・結婚	・人口減少や少子高齢化が進む中、安心して子どもを産み、夢や希望を持ち子育てのできる環境づくりに向けて、出逢いから結婚・妊娠・出産・子育てなどのそれぞれのライフステージに応じた少子化対策が必要となっています。 ・結婚に向けた未婚者に対する出会いの機会の創出や、子育て世帯の経済的負担の軽減など、結婚期から子育て期まで切れ目ない支援を行っています。	・本市の婚姻数、出生数ともに減少傾向となる中、安心して子育てできるまちづくりに向けて、今後も継続した取り組みが必要となっています。 ・職縁結婚が減少傾向となる中、他の職場とのマッチング等、自分の職場以外で配偶者をみつけることができる機会を社会的に増やしていく取り組みが必要となっています。	・出逢いから結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援を行い、島原で「産んでよかった」、「育ててよかった」を実感できる「安心して子育てできるまち」を目指します。	・「安心して子育てできるまち」を目指して、出逢いの機会を創出するための取り組みを行うとともに、子育て世代の経済的負担軽減のための支援を実施します。	①	地域に応じた、出逢いから家庭づくりの支援	・拠点となる「ハッピーカフェ」を中心に、出逢いの機会を創出します。	政策企画課
					②	子育て世代の経済的負担軽減のための支援	・子育て世代の経済的負担軽減のための各種支援に取り組みます。	政策企画課
					③	ワーク・ライフ・バランスの啓発	・商工会議所、商工会と連携を図り、ワーク・ライフ・バランスの啓発に取り組みます。	政策企画課

施策４－５ いきいきと高齢期を過ごせるまち（高齢福祉）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
高齢福祉	・本市の高齢化率は34.3%（平成31年4月1日現在）で、今後も高齢化が進む見込みであることから、高齢者に対し健康保持・増進、社会参加を通じて生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に取り組むことが重要となっています。 ・高齢者が主体的に健康づくりや生きがいをづくりを実現できるように事業を行っています。また、平均寿命が延び高齢期が長くなっていくことから、元気な高齢者が支え、自助、互助によって地域力の源となってもらえることが期待されています。	・高齢者の積極的な社会参加を促進するような、生きがい対策の強化・推進が求められます。 ・老人クラブ会員の高齢化や、会員数、新規入会者が減少していることから、活動内容の周知による参加を呼びかけるとともに、引き続き老人クラブ活動への支援を行っていくことが求められます。	・高齢者の一人ひとりができる限り健康で、社会における役割を持って生きがいのある生活を送っています。	・老人クラブ活動に対する支援や、高齢者の社会活動への参加を促すとともに、様々な世代と交流できるように社会活を通して生きがいをづくりを支援します。 ・スポーツ大会へ高齢者が無理なく参加できる仕組みづくりを行います。 ・心身ともに健康に過ごすために、市長杯の大会を開催するなど、高齢者のスポーツ大会への参加を促進します。	①	老人クラブ活動助成事業	・老人クラブ連合会及び単位クラブに対し、活動費の助成を行います。	福祉課
					②	スポーツ・レクリエーションの促進	・市長杯スポーツ大会（グラウンドゴルフ・ペタンク）を開催します。	福祉課
					③	敬老事業助成事業	・高齢者に敬意を表し長寿を祝福するため、敬老事業に対する助成を行います。	福祉課
国民年金	・すべての国民を対象として老齢、障害、死亡に際して必要な給付を行う国民年金について、本市では加入・届出等の窓口業務や市民への広報・周知を行っています。	・国民年金制度の周知と、複雑化する年金相談への適切な対応が課題となっています。	・対象者が制度を理解したうえで、適正な事業運営を行っています。	・各種情報の周知や相談体制の充実。	①	国民年金制度の周知徹底	・国民年金制度の役割や制度について、広報紙等を活用し、分かりやすい形で引き続き周知・広報します。	市民窓口サービス課
					②	年金に対する身近な相談窓口の周知	・急増する年金相談に対し、市役所に開設している年金相談窓口の存在を、市のホームページや広報紙等を通じて市民へ周知します。	市民窓口サービス課

施策４－６ 自分らしい生活を目指せるまち（障害福祉）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
障害福祉	・障害者総合支援法に基づき、障害者への様々な支援事業を実施するとともに、障害者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らしていける「共生社会」の実現に向けて取り組んでいます。	・障害者への支援となる福祉サービスにあって、自立のための住まいの確保（グループホーム等）や、医療的ケアが必要な障害者・児を受け入れるサービス事業所等が不足しています。また、福祉サービスを提供する側のマンパワーの不足も大きな課題となっています。	・障害のあるなしに関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける体制が整っています。	・障害者福祉サービス事業所の確保については、「島原市障害福祉計画」に基づき、計画的に整備を図ります。 ・地域共生社会の実現のため、障害者の社会参加を促すとともに、地域住人への障害者に対する理解の促進を図ります。	①	障害者総合支援法に対応した支援施策の整備、広報	・平成 30 年度から令和 2 年度を計画期間とする「第 5 期島原市障害福祉計画」に基づき、障害者への各種介護支援や自立に向けた訓練等支援を図ります。	福祉課
		・障害者に対する正しい理解と知識の普及のための地域住民への理解促進が求められます。			②	障害者の社会参加及び就労の促進	・地域共生社会の実現のため、障害者の社会参加を促すとともに、障害者への理解促進のため市民にあらゆる機会を捉え、正しい理解と知識の普及に努めます。	福祉課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
障害福祉					③	障害者医療、福祉の充実	・障害児の早期発見のための健診、早期療育を行うための児童発達支援センター等の充実を図る。医療的ケア児受け入れ事業所の確保に取り組みます。	福祉課

基本目標5 将来を担う人材と豊かな心を育むまちづくり

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
学校教育	・現在、市内全小・中学校では、雲仙普賢岳噴火災害からの貴重な体験を通して学んだ「生命・きずな・感謝の心」を教育の基盤として、様々な教育活動を展開し、21世紀をたくましく生き抜く子どもの育成を図っています。また、学校・家庭・地域など社会全体を挙げて、地域行事や体験活動の充実を図りながら豊かな心と生きる力を身に付け、ふるさと島原を誇りに思い、将来ふるさと島原市へ貢献できる人材の育成に取り組んでいます。 ・今の子どもたちには、今日の予測困難な社会を主体的・創造的に生き抜き、次世代をリードしていくための力が必要とされています。そのための確かな学力、コミュニケーション能力、国際化や高度情報化社会への対応力など、新学習指導要領の完全実施により、これまで以上にたくましく生き抜くための力を身に付けさせています。	・豊かな心と生きる力の育成、ふるさと教育の充実を推進していくために、学校を核とした学校支援会議やコミュニティ・スクールのさらなる推進を図るとともに、家庭や社会教育関係団体との連携をさらに強め、地域一体となった教育活動を展開する必要があります。 ・確かな学力やこれまで以上にたくましく生き抜く力を身に付けさせるために、新学習指導要領を基に教育の質の転換を図ることによって、より一層の学力向上に努める必要があります。そのためには、教師による授業の工夫改善と家庭学習との更なる連携・教化を図り、少人数指導の充実による一人一人に寄り添った、きめ細かな教育を実践する必要があります。	・噴火災害復興の体験から学んだ「生命(いのち)・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、郷土に誇りをもった、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図る学校教育及び社会教育が推進され、未来を担う人材が育っています。	・子どもたちの豊かな人間性を育むための、ジオパークを中心とした郷土の自然や地域と関わる取組を実施します。 ・子どもたちの未来を拓くための、確かな学力を育成するための取組を継続的に実施します。 ・情報化、国際化など子どもたちが未来を生き抜くために必要な資質、能力を培うための取組を実施します。	①	地域との連携	・あいさつ運動や登下校の見守りパトロール、地域行事や体験活動等の具体的な活動を通して郷土愛を育み、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を図ります。	学校教育課
					②	学力向上対策の充実	・「本市独自の学力調査」の実施や、「学習問題配信サービス」を活用することで、学力の定着状況の把握・分析と課題の改善を図ります。また、「先進地視察」や「教育講演会」を実施し、教職員の指導力向上につなげます。	学校教育課
					③	豊かな心の育成	・問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れた「考え、議論する道徳」への授業改善を推進し、内面的資質の育成を図ります。	学校教育課
					④	特別支援教育の充実	・障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じた支援を長期的に行うため、「学習支援員の増員」、「通級指導教室の設置」などの支援体制の充実を図ります。	学校教育課
					⑤	人間性を高める体験活動の充実	・職場体験や自然体験、ボランティア活動など、地域と関わるキャリア教育を充実させ、児童生徒の社会性や郷土愛を育みます。	学校教育課
					⑥	国際化に対応した人材育成	・小・中学校における外国語教育のさらなる充実のため、「ALTを増員」し、授業での有効活用や「市独自のイングリッシュキャンプ」を実施します。	学校教育課
					⑦	情報教育の推進	・2020年度からの小学校プログラミング教育の全面実施に向けた教職員研修を充実させます。また、ケイタイ・インターネットの使い方等、情報モラル教育の充実を図ります。	学校教育課

施策５－２ 心の豊かさ、交流を生むまち（社会教育、家庭教育）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
社会教育・家庭教育	・少子高齢化に伴う人口減少や核家族化に伴い、家庭や地域を取り巻く社会環境は大きく変化しています。そうした中、「青少年の体験活動の充実」「子育て支援の充実」「学校と地域社会の連携」を3つの柱とする『島原市ココロねっこ運動』の展開に力を入れて取り組んでいます。 ・市内7地区にある公民館は、人づくり地域づくりの最前線として存在しており、地域住民の生涯学習拠点、行政と地域をつなぐパイプ役として、大きな役割を果たしています。	・家庭の教育力の向上を図るためには、家庭教育のあり方について学ぶ機会充実とともに、PTAや青少年健全育成協議会、子ども会、婦人会、高齢者団体、青年団等が連携を図り、地域ぐるみで子どもの成長を支える取組を継続することが求められています。 ・人々の価値観の多様化に伴い地域連帯意識の低下が叫ばれている今日、社会教育関係団体や町内会・自治会等と連携しながら、きずなの強い地域をつくることが求められています。	・地域ぐるみで子どもの成長を支える取組が継続的に行われ、地域の強い絆がつくられています。 ・公民館が、地域コミュニティづくりの中核施設として大きな役割を担っています。	・子どもの教育の原点は家庭にあることに鑑み、家庭や地域の教育力向上をめざして、各地区青少年健全育成協議会や各学校PTAが主体となって、保護者を対象にした講演会や学習会を公民館や小・中学校単位で実施します。 ・各公民館単位である公民館運営委員会や市公民館運営審議会を通して、公民館と地域コミュニティの協働のあり方について、検討していきます。	①	青少年の体験活動の充実	・集団生活、集団行動を通して、礼儀や感謝の気持ち、子どものコミュニケーション能力や生活力を身に付けさせるための「通学合宿」「姉妹都市交流」を行います。	社会教育課
					②	子育て支援の充実	・「しまばら家庭教育三三七拍子」や「ながさきファミリープログラム」の活用を通して、親・家庭・地域の役割を再認識させ、教育力の向上を図ります。	社会教育課
					③	学校と地域社会の連携	・放課後や長期休業中における子どもが安全で安心して過ごせる居場所を地域住民の活用を通して確保する「放課後子ども学習室」や「スクールキッズ」の充実を図ります。	社会教育課
					④	各種団体の支援	・婦人会、青年団、青少年健全育成協議会など地域の各種団体の自主運営を支援し、各団体の活性化と団体相互の連携・協力体制の整備に取り組みます。	社会教育課

施策５－３ スポーツでつながりをつくるまちづくり（社会体育）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
ジュニアスポーツ	・有名なスポーツ選手が直接学校を訪問し、児童と交流を深める JFA こころのプロジェクト「夢の教室」を開催し、一人でも多くの子どもたちに、「夢・憧れ・志」を持つことの素晴らしさを伝え子どもたちの心身の充実に努めています。 ・トップレベルの指導者や選手が在籍する日本体育大学と協定を結び、小・中学生を大学へ派遣し、児童生徒の意識の高揚をはかり、さらなるジュニアスポーツの振興や競技力の向上を図っています。	・「夢の教室」は平成 26 年度から、「ジュニアスポーツ振興事業」は平成 27 年度から実施し、ようやく事業も定着をしつつあります。 ・今後も事業の意義や魅力をより多く発信し、事業を長く継続していくことで、これを経験した子供達がその先へつながるよう、生涯にわたりスポーツに親しんでもらえるような充実した内容を模索していくことが求められます。	・豊かなスポーツライフの基盤は、子供の頃から形成されるため、生涯にわたりスポーツに親しんでもらうためにはジュニア世代においてスポーツに関する興味や関心をより高め日常的に親しんでもらうような機会を提供し、ジュニアスポーツの活性化を目指します。	・「夢の教室」や「小中学生派遣事業」等を実施することで、多くの子供達に将来に向かって「憧れ・夢・志」を持ったり、持つことの大切さを学んでもらうための取り組みを推進します。	①	夢の教室	・有名なスポーツ選手が直接学校を訪問し、児童と夢を持つ事の大切さや夢に向かって努力することの大切さなどを語り合うことで子供の心豊かで健全な育成の充実を図ります。	スポーツ課
					②	小中学生派遣事業	・平成 27 年に締結した学校法人日本体育大学との「体育・スポーツ振興に関する協定」の一環として小・中学生を日本体育大学に派遣し、トップレベルの指導者や選手から講義や実技指導を受けることにより児童生徒の意識高揚や更なるスポーツ振興、競技力向上を図ります。	スポーツ課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
ジュニアスポーツ					③	スポーツ振興補助金	・経済的な負担を軽減することでより多くの子供達により高いレベルの競技力を身に付けてもらうことを目的に県内外で開催される上位大会（全国・西日本・九州）に出場する子供達に派遣費を補助します。	スポーツ課
スポーツ交流	・スポーツ交流推進のため地域一体となって、各種スポーツの県大会や、九州・全国規模の大会等の誘致を推進しています。 ・大会開催を通じてスポーツ交流を積極的に進め、地域の競技力アップに努めている。現在、キャンプ誘致実行委員会と連携して各種大会の誘致に取り組んでおり、市民も全国レベルの大会に触れることができている。特に子ども層においては、競技に対する意識の向上につながっています。	・全国規模の大会誘致も増えてきており、今後も誘致を進める中でキャンプ誘致実行委員会及び各競技団体（協会等）及び市民との連携や態勢の構築、受け入れに見合う施設の計画的な整備等、受け入れ態勢の更なる充実が求められます。	・スポーツがもたらす交流の機会を重視し、島原市の自然や歴史、特産品などの地域文化に触れながら市民と来訪者との交流を目指します。 ・各種大会開催を通じて市民同士あるいは市民と市外からの来訪者との間のスポーツによる交流目指します。	・市民へ「観るスポーツ」や「支えるスポーツ」の機会を提供し、市民と来訪者の交流を促すとともに、競技に対する意識の向上を図り、地域の競技力アップに努めます。 ・市民同士や市内就労者の交流を図るため、市民親睦各種大会を開催します。	①	市民親睦各種大会の開催	・市民及び市内就労者を対象とした島原市民親睦各種大会を開催し、市民や市内就労者の交流の機会を提供する。市広報誌や市 HP などを活用し、多くの参加者を募るよう努めます。	スポーツ課
					②	スポーツ施設の整備・充実	・現有施設の有効活用を基本としながら、市民の利便性・利用時の安全性を考慮し、緊急度の高い施設から計画的に改修します。 ・平成町多目的広場の芝の維持管理や人工芝グラウンドの維持管理、陸上競技場の公認維持やフィールド内の芝の維持管理を行い、大会等の誘致に結び付けます。	スポーツ課
					③	スポーツ大会等の誘致	・キャンプ誘致実行委員会と連携し、トップレベルのスポーツチームのキャンプ誘致や、九州・全国・世界規模の大会を誘致するとともに、各種教室を開催し、トップアスリートと市民の交流を積極的に進め、市民の競技に対する意識の向上や地域の競技力アップに努めます。	スポーツ課
大会等誘致	・「スポーツで人を呼ぶ」ための戦略的なまちづくりを推進するため、県内をはじめ九州・全国規模の各種スポーツ大会等の誘致や、高校・大学・プロスポーツのキャンプ・合宿誘致のため宿泊施設等との情報共有・連携を図り、スムーズな受け入れ体制を整えることにより地域活性化及び交流人口の拡大を行っています。	・全国規模等の大会や各種競技のキャンプ・合宿等も増加傾向にあるが、今後誘致を進める中で各競技団体（協会等）及び市民との連携や協力体制の構築、受け入れ施設の計画的な整備・充実が求められます。	・スポーツで人を呼ぶことにより、交流の機会を重視し、島原市の歴史・文化や自然など地域文化に触れながら地域活性化や交流人口の拡大を図ると共に、併せて城下町島原の魅力発信することで滞在型観光客の増加を目指します。	・民間企業との連携・タイアップによるスポーツコンベンションや学会等の積極的な誘致活動を実践することで、宿泊施設との情報の共有化を図り、スムーズな受け入れ体制を整えることで交流人口の増加を図る。	①	キャンプ・合宿等の誘致	・トップレベルの各種スポーツチームのキャンプ誘致や、幅広い年代層の県大会・九州・全国規模の大会を誘致すると共に、市民とトップアスリート等との積極的な交流を推進し、各種競技に対する意識の向上や、交流人口の増加に努めます。	しまばら観光 おもてなし課
					②	大会等の誘致	・民間企業や各種スポーツ団体等への積極的な誘致活動を図り、県大会・九州・全国規模の大会等の誘致を目指す。	しまばら観光 おもてなし課
					③	スポーツ施設の整備・充実	・施設の状況について、スポーツ課との情報の共有化を図り、スポーツ施設の維持管理に努めます。	しまばら観光 おもてなし課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
生涯スポーツ	・多くの市民が、気軽に身近な場で楽しむことができる総合型地域スポーツクラブ設立の推進、また、島原市民体育祭をはじめとする本市及び市教育委員会等主催のスポーツイベント開催による市民参加スポーツの促進、スポーツ指導者講習会により指導者の資質向上の促進等、生涯スポーツの普及・発展に努めています。	・総合型地域スポーツクラブ設立については、まだまだ市民への理解が少なく設立増加までには至っていない。また、市民参加型スポーツ及び指導者講習会については、更に参加数を増加させるような内容の工夫や充実が必要です。	・世代を超えた総合型地域スポーツクラブの設立、市民参加型のスポーツイベントの開催、スポーツ指導者の育成等により、平成 29 年度に策定した本市スポーツ推進計画の基本構想でもある「市民誰もが、いきいきと、いつまでもスポーツに親しみ、スポーツ文化があふれる島原」を目指します。	・総合型地域スポーツクラブについて理解を深めてもらうため継続的に推進を行い、市民参加型スポーツイベントへはより多くの市民が参加してもらえるような思考や工夫を内容に盛り込み、スポーツ指導者の育成についても継続的に講習会を実施していきます。	①	クラブアドバイザーによる講演	・多世代、多種目、多志向をコンセプトとした総合型地域スポーツクラブについて、アドバイザーによる講演を継続的に実施することにより、クラブに関する情報や魅力を発信し、クラブに対する理解、認知度を更に深め、設立へつなげていきます。	スポーツ課
					②	市民総参加型スポーツ大会の推進・支援	・島原市民体育祭において各種競技大会の実施支援及び大運動会においては一定期間（3 年単位）での種目のリニューアルや付属イベントの設置などを行い内容の充実を図ります。	スポーツ課
					③	スポーツ指導者講習会	・平成 27 年度に学校法人日本体育大学と締結した「体育・スポーツ振興に関する協定」を活用し、大学に所属するトップレベルの指導者や職員を本市に派遣してもらい、本市のスポーツ指導者への講習会を実施し指導者の資質向上を促進させます。	スポーツ課
					④	しまばら体操の普及	・市民の健康の保持、増進や介護予防のため、平成 28 年に創作した「しまばら体操」を市内全域であらゆる機会に実施してもらい、体操を日常的なものとして普及させます。	スポーツ課

施策５－４ ふるさと島原を継承するまち（歴史文化）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
歴史文化	・本市には、「大野原遺跡」「小原下遺跡」「景華園遺跡」などの県内有数の遺跡があります。また、日本史に残る歴史事象としては、島原・天草一揆や島原大変が有名です。	・本市に残る貴重な文化財については、文化財保護審議会や専門家の助言等をもとに適切に保存、公開、活用に努めています。今後も、郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、ふるさと島原への愛着と誇りを持つ心の育成につなげるため、市民一体となった取り組みが必要不可欠です。	・強い絆と豊かな心で結ばれた地域づくりのため、歴史的遺産の保護を通じた郷土を愛する心の育成を目指します。	・旧島原藩薬園跡、肥前島原松平文庫、島原城跡をはじめとする文化財の保護に努めます。 ・民俗芸能団体が行う伝統文化の継承活動を支援します。	①	島原城保存活用計画の策定と計画の実施	・島原城保存活用計画を策定し、それに基づいた適切な保存管理を行います。	社会教育課
					②	旧島原藩薬園跡の保存・管理・公開・活用	・国指定史跡としての適切な保存・管理を行うとともに、隣接する学校等とも連携を図りながら、市民に親しまれる文化財となるよう広報・活用を行います。	社会教育課
					③	肥前島原松平文庫の整理・保存・公開・活用	・これまでの保存活動を継続しながら、未整理資料の調査を行い、目録を整備し、より利用しやすい環境づくりを行います。	社会教育課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
歴 史 文 化	・本市の歴史のシンボルである島原城は、現在においても石垣の残存状況からその価値が認められ、平成 28 年に県の史跡に指定されました。「肥前島原松平文庫」も県の有形文化財に指定されており、島原藩主松平家から伝わった古文書群を保存しています。 ・国指定文化財としては、江戸時代の薬園遺構である「旧島原藩薬園跡」と普賢岳の噴火活動で形成された溶岩ドーム「平成新山」があります。				④	文化財の保護	・有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、埋蔵文化財などの形態や「指定」「登録」の有無にかかわらず、市民の共通財産である文化財の保護・活用を図ります。	社会教育課
					⑤	指定文化財の保存・公開・活用	・個人所有者の指定文化財については日常管理等への支援を行う。定期的な確認により保護を図り、講座や展示で活用・公開を行います。	社会教育課
					⑥	埋蔵文化財の調査・保存・公開・活用	・建設工事等の開発行為により貴重な文化財が失われることがないように、事業者への制度の周知を図り、必要に応じて発掘調査を行い、記録保存を行います。 ・発掘調査の成果等を資料館等への展示により市民に公開します。	社会教育課
					⑦	歴史的建造物の保護	・歴史的建造物の価値と保護制度の周知を行います。必要に応じて、歴史的建造物の調査を行い、所有者の同意が得られた建造物については「指定」や「登録」により保護を図ります。	社会教育課
					⑧	文化財保護を担う人材の育成	・文化財は、市民の共通財産である。市民が文化財保護の意識を持ち、自らの手で文化財の保護に携わることができるような仕組みづくりを行います。	社会教育課

基本目標6 持続可能なまちづくりを支える市政運営								
施策6－1 お互いに認め支え合い市民とともに行動するまち								
施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現 況	課 題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
地域コミュニティ	- 近年、人口減少、少子化・高齢化、生活スタイルや価値観の変化など、社会の状況が大きく変わってきており、それに伴い、地域の困りごと也多様化・複雑化してきています。 - 地域では、目的に応じて町内会・自治会、老人会、婦人会、PTA、地区社協、消防団等様々な団体が地域を良くするための活動を行っていますが、単体では対応が難しくなってきており、それは今後さらに対応が難しくなることが予想されます。	- 本市の人口は減少の一途をたどるものの、後期高齢者(75歳以上)の人口は増え続け 2035 年には 4 人に 1 人となり、人口減少・少子高齢化はさらに深刻なものとなります。 - 人口構成だけでなく、世帯構成や暮らし方、働き方は今後も変化し続けるため、町内会・自治会やPTA、老人会などが行うこれまでの活動では対応が難しくなり、何より活動の担い手も不足することが予想されます。	住民が地域の現状と今後の見通しを理解し、地域のあるべき将来を考え、地域課題を解決するための持続可能な連携体制を組織し、課題に取り組んでいきます。	地域の人口や世帯構成等のこれまでとこれからの推移を住民と情報共有しながら、地域の課題を明らかにしていきます。そのうえで課題解決のための組織の設立を促し、持続可能な組織に発展させるための、状況に応じた支援を行っていきます。	①	モデル地区宣言	推進にかかる方針等を策定します。	政策企画課
					②	地域コミュニティ協議会(仮)設立準備委員会の立上げ	協議の場のコーディネート、先進事例の紹介、情報提供を行います。	政策企画課
					③	まちづくり計画(仮)策定に向けたワークショップの開催	ワークショップ開催、アドバイザー選定・招へい等の支援を行います。	政策企画課
					④	先進地視察の実施	視察先との連絡調整、経費の補助を行います。	政策企画課
					⑤	まちづくり計画(仮)の策定、地域コミュニティ協議会(仮)設立	人・場所・財政の 3 つの視点で活動を応援します。	政策企画課
町内会・自治会	- 町内会・自治会の加入率は、人口減少や社会情勢の多様化、人間関係の希薄化などにより H20 年加入率 77.69%であったが、H30 年には 68.4%と年々低下している状況にあります。 - 町内会・自治会は、住民に最も身近な地域コミュニティの中心的な組織であり、このまま減少すると行政情報の伝達や周知をはじめ、生涯学習や地域防災の推進、地域住民の見守りなど、様々な活動が損なわれ、安全安心ですみよいまちづくりを目指す上で支障をきたす要因にもなり得ます。	新たなコミュニティ組織の設立により、様々な面から自治活動の必要性の理解を深めてもらうとともに、地域の担い手を一人でも多く増やすため、町内会・自治会の加入率向上を目指すことが必要です。	- 新たな地域コミュニティ組織の設立を行い、町内会・自治会組織だけではなく地域の育友会をはじめ各種団体と連携し、地域のコミュニティの増進と安全安心で住みよいまちづくりを目指します。 - 町内会・自治会加入者を増やし、地域の担い手を育成し、持続可能な地域コミュニティ組織を目指します。	- 町内会・自治会連合会や地区町内会・自治会連絡協議会と連携し、新たな地域コミュニティ組織の設立の支援を行います。 5 月の町内会・自治会強化月間として位置付け、町内会・自治会連合会と共同で加入促進活動を行います。 - 市広報紙をはじめ、FM しまばらやケーブルテレビでの加入促進放送の実施やそのほか各種啓発を行います。	①	加入促進活動	- 町内会・自治会連合会と共同で加入促進活動を行います。 - 市広報紙をはじめ、あらゆるメディアでの加入促進を行います。	秘書人事課
男女共同参画	- 男性と女性のお互いの基本的人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は国においても最重要課題として位置づけられています。 - 急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するためにも、働き方の改革、仕事と生活の調和、あらゆる分野での女性活躍の推進等が不可欠です。	- 性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に対する潜在的な偏見の解消 - 人権尊重を基盤とした男女平等観の形成 - 職場・家庭・地域等あらゆる分野で女性が活躍するための子育て、介護支援の充実	男女が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。	各種イベント、研修会等を通じて啓発活動を行い、市民の意識醸成を図ります。	①	啓発活動	イベント、研修会等において啓発活動を行います。	政策企画課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
人権	- 各地区公民館において、女性学級、高齢者学級の中で、県人権・同和対策室から講師の派遣やアドバイスなどをいただくなどの連携を図りながら人権教育に関する講座を開催しています。 - 県主催の研修会について、広く参加を呼びかけるため広報誌へ掲載しました。	- 行政・学校関係者の参加は多いものの、市民の参加が少ないため、いかに多くの市民に参加していただけるような内容へと充実を図ることと周知していくことが課題です。 - 人権は、「全ての人が生まれながらに持っている、人間らしく生きていくために必要な誰からも侵されることのない基本的な権利」であり、地域社会の中に女性、子ども、高齢者など、多くの人権問題があるという啓発を強化し、まずは、市民の人権意識の高揚を図る必要があります。	- 生涯学習の視点に立ち、各年齢層やさまざまな場に応じた人権教育・啓発が行われています。 - 人権問題を単に知識として学ぶだけでなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚が身に付き、地域の強い絆づくりにつながっています。	- 人権教育に関する講座・講演会の開催にあたり、多くの市民が参加しやすいような日時・場所を工夫するとともに、広報活動にあたっては、人権問題は日常の生活の中に数多く潜んでいることを理解させるために、これまでの広報誌によるものに加え、ホームページの活用などより広く呼びかける方法を工夫します。 - 市全体として人権体制に取り組む体制を確立するとともに、県当局とも連携を深めながら講座の充実を図ります。	①	人権学習への市民参加の推進	公民館講座の内容を、人権問題をより身近なものとして接しやすくなるような市民の生活に密着した内容にし、広報についてもホームページなどを活用します。	社会教育課
					②	人権教育推進体制の確立	県人権・同和対策室からの助言や指導を受けながら、課題の解決に向けた実践的な態度が培われるような人権教育推進体制を整えます。	社会教育課
人権・平和	- 不当な差別や虐待、いじめなど様々な人権問題は依然として存在しており、人間として幸せに生きる権利を踏みにじる行為の根絶と人権問題への理解促進が求められていることから、本市は平成 31 年 3 月「島原市人権教育・啓発基本指針」を策定、今後この指針にそった具体的に組みんでいく必要がある。 - 被爆県の自治体として、世界恒久平和の実現を目指し、人権教育・道徳教育の面からも取り組みを推進する必要がある。	- 人権尊重意識の向上 - 人権教育推進体制の確立 - 平和都市宣言の認知度の向上	- 人権教育・啓発基本指針に基づき、市民が人権尊重の理念に対する理解を深め、体得できるように取り組みます。 - 非核宣言自治体協議会等の関係団体と連携して、平和活動を進めます。	市民に対して、人権や平和について周知広報し、意識の向上を図ります。	①	周知・広報	研修会や広報誌等を通じて市民への周知等を行います。	政策企画課
国際交流、多文化共生	今日の急速な技術の発展と、国家の枠を超えた経済の結びつきの強まりにより、人・物・情報の流れは、地球的規模に拡大されており、地方自治体でも地域経済の活性化や多文化共生、人材育成といったあらゆる課題において国際的な視野に立った戦略・事業運営が不可欠になりつつあります。	- 訪日外国人観光客に対する観光施設、人材の整備 - 入管法改正により増加が見込まれる外国人労働者に対する多文化共生施策の充実 - 多様な文化を理解することができる市民主体の国際交流の推進	外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取り組みや、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進します。	情報の多言語化、相談体制の整備やコミュニケーション等の環境整備や各種支援の充実に取り組みます。	①	環境整備	外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を進めます。	政策企画課

施策 6－2 信頼ある行財政運営を推進するまち（行財政運営）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
行財政改革	- 本市では若年層の人口流出、少子化などの影響により人口減少続いているなか、今後少しでも人口減少を食い止め、維持していくためには周辺地域との協調を基本としながらも基礎自治体としての生き残りをかけて個性ある独自の施策を展開していくことが求められます。 - こうした状況にあって、簡素で効率的な行政システムを確立し、限られた行政資源のなかで行政サービスの質の向上を図るため「島原の未来を創る市政運営の実現」を目標に第五次行政改革大綱を平成 30 年 5 月に策定しました。	本大綱に掲げる改革項目の推進にあたっては、職員ひとりひとりが自ら考え、自ら行動するなど改革意欲を持ち、市役所全体が一体となり改革の実現に取り組む必要があります。	簡素で効率的な行政運営を目指します。	行政改革大綱実施計画に基づく取組を推進します。	①	実施計画の実行	行政改革実施計画の着実に実行します。	政策企画課
行政評価	- 外部評価制度とは、本市の施策や行政運営等について、外部からの客観的かつ公平な評価を行うことにより、効率的で効果的な行政運営を行う制度です。 - 委員は学識経験者、行政分野の専門等 10 名以内程度で構成されています。 - 外部評価制度では、政策、施策、事務事業の評価、評価の改善に関する事項の協議、検討を行います。	行政評価を踏まえたうえでの PDCA サイクルを構築します	本市の施策や行政運営等について、外部からの客観的かつ公平な評価を行うことにより、効率的で効果的な行政運営を行うことを目指します。	行政評価委員会で出された意見（委員会の意見を反映した対象事業の選定、事業の俯瞰的な位置づけを踏まえて議論する進め方等）を取り入れながら評価方法を改善し、効果的な運営を図っていきます。	①	行政評価委員会の効果的な実施	行政評価委員会の内容を踏まえたうえで、事業の見直しや予算編成を行う。	政策企画課
指定管理	- 指定管理者制度は、公の施設の管理について、民間事業者や NPO 団体等の活力度やノウハウを活用することで、経費の削減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスを提供できる制度です。 - 本市においては、22 の施設で指定管理者制度を導入しています。	質の高いサービスの提供	指定管理者制度を導入することで、民間事業者や NPO 団体等の活力度やノウハウを活用し、経費の削減や利用者のニーズに対応した、きめ細やかな質の高いサービスを提供します。	- 指定管理者制度未導入の施設について、設置目的及び採算性等をふまえ、指定管理者制度導入について検討を行います。 - 既に導入済みの施設についても、施設の総合管理計画個別計画に基づく方針に沿って管理運営を行っていくほか、利用者への更なるサービス向上に繋がるよう、管理運営の効果検証について見直しを行っていきます。	①	指定管理施設の運営	指定管理者と所管課で連携しながら適正な運営に努めます。	政策企画課
職員提案	- 職員提案制度は、創造的な新しい施策を考え、実行できる職員の育成と、創造的な人を育てる風土づくりを進め、職員の政策形成能力の向上を目的とした制度です。 - 職員提案件数 147 件（平成 26 年度～30 年度）※29 件/年平均	提案件数は一定数あるものの、事業化となったものがないため、提案の質を高め事業化となるよう、募集方法等の改善が必要です。	創造的な新しい施策の推進、創造的な人を育てる職場風土づくり及び政策形成能力の向上を図り、組織の活性化を目指します。	- 募集提案の審査基準の見直し - 新たな表彰制度の創設	①	職員提案制度の充実	職員提案制度を充実させ、効果的な制度運用を図ります。	政策企画課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
財政	・本市の財政規模は、平成 29 年度決算において歳入が約 217 億円、歳出が 213 億円となっている。 ・歳入構造では、地方交付税への依存度が高く、歳出構造では、義務的経費の割合が高くなっています。 ・歳入面では、本市の主要な財源である普通交付税が人口減少や合併算定替特例措置の段階的な縮減などにより減少しています。 ・合併後の新市まちづくりの財源として大きな役割を果たしてきた合併特例債も、残りの発行可能額は年々減少しています。 ・一方、歳出面では、扶助費を始めとした義務的経費や老朽化が進む公共施設の改修等に係る経費の増が避けては通れない状況であり、財政状況は、今後、更に厳しさを増していくものと予想されます。	・厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営行っていくためには、市税をはじめとする自主財源の確保を図るとともに、限られた財源の中で複雑多様化する市民ニーズに応じていくため、歳入に見合った事業の選択と集中による効率的・効果的な財政運営に取り組む必要があります。	・複雑・多様化していく市民ニーズに的確に対応し、市民満足度の高い、持続可能な行政運営が行われています。	・効率的な行財政運営や自主財源の強化に努めます。	①	行財政運営の効率化	・事務事業評価や行政評価（外部評価）を活用し、歳入に見合った事業の選択と集中による効率的・効果的な財政運営に取り組みます。	総務課
					②	行財政運営の効率化	・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における財政指標である「健全化判断比率」や「資金不足比率」などに留意しながら、中・長期的な視点を持ち、計画的な財政健全化に努めます。 ・統一的な基準による地方公会計制度に基づき、固定資産台帳の適正管理をはじめとした財務書類の作成を行い、市民に分かりやすい財務情報の公表に努めます。	総務課
					③	自主財源の強化	・新たな財源の創設の検討や税の収納率の向上、ふるさと納税の推進等の取り組みにより、一層の自主財源の強化を進めます。	総務課

施策 6－3 島原半島の発展を担うまち（広域行政・地域間連携）

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
広域連携	・高度経済成長期以降の交通網の整備や最近の情報通信手段の急速な発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて飛躍的に広域化しており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まっています。 ・さらに少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった多様化・高度化するとともに広域化する行政課題への的確な対応に迫られています。	・社会状況の変化に的確に対応し、住民サービスの維持、向上を図るためには引き続き広域的な視点から連携、調整 ・基礎的な生活環境整備に加え、観光・医療・福祉分野を中心に広域的な地域づくり	・地域の実情に応じて、近隣自治体等との連携を随時検討していきます。	・近隣自治体等との連携の検討を行います。	①	情報収集	・社会情勢等の把握を行います。	政策企画課

施策の現況・課題			基本計画での展開方針		主要施策			
	現況	課題	施策のめざす姿	めざす姿を達成するための 取り組み内容	取り組み		取り組み内容	担当課
観光連携	- 島原半島地域の振興については、関係団体との連携を強化するとともに、魅力・資源を活用した広域的な誘致促進と交流人口の拡大に努めています。 - 特に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産登録や九州新幹線西九州（長崎）ルートの開通を見据え、熊本方面との横軸連携を促進し交流人口の拡大を図るため、島原半島観光連盟を中心に連携強化に努めています。	熊本方面との横軸連携については、熊本市内等をはじめ関係団体等と連携を強化し本市特有の財産である島原城や武家屋敷をはじめ歴史や湧水、温泉など豊かな自然の恵みを活用し集客に努めるとともに、九州新幹線西九州（長崎）ルートの開業を見据えた公共交通の連携強化による広域的な周遊を図るなど、半島地域の振興及び本市の交流人口の拡大、地域活性化に努めます。	有明海を中心とした関係自治体並びに関係団体との広域的な連携を図り、各々の観光資源を最大限に引き出すことで、その魅力・資源を活用した周遊ルートを確立することにより交流人口の拡大を目指します。	関係自治体の観光資源はもとより、歴史や自然等の地域資源を活かした観光周遊ルートの設定や、関係自治体のイベント等への参加し、海上ルートの PR 活動等の取り組みが必要です。	①	イベント等への参加・PR 活動	他市のイベント等へ参加し、本市の観光資源である湧水や城下町などの魅力を発信すると共に、海上ルートの PR 活動を行い交流人口の拡大を図ります。	しまばら観光おもてなし課